

官

報

号外 平成六年三月二十五日

○第一百二十九回衆議院会議録 第十二号

平成六年三月二十五日(金曜日)

議事日程 第七号

平成六年三月二十五日

午後四時開議

第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

第二 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

第二 新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第三 消防施設強化促進法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

第二 新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提
出)平成六年分所得税の特別減税の実施等のための
公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣
提出)平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置
法案(内閣提出)児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)
戦傷病者慰労者遺族等援護法の一部を改正する
法律案(内閣提出)漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整
備計画の変更について承認を求める件放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認
を求める件

新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第二 新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第二 新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第二 新東京国際空港周辺整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 繊維工業構造改善臨時措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)○議長(土井たか子君) 日程第一、繊維工業構造
改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。委員長の報告を求めます。商工委員長中井治さ
ん。○議長(土井たか子君) これがより会議を開きま
す。第三に、産地基盤の整備のため、繊維リソース
センター等を構造改善円滑化計画の作成主体とす
ることにより、これらが行う構造改善円滑化事業
に対するソフト面での支援を充実すること

等あります。

本案は、昨日二十四日当委員会に付託され、同日
熊谷通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した
後、質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、
本案は全会一致をもって原案のとおり可決す
べきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。○議長(土井たか子君) 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。○議長(土井たか子君) 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。○議長(土井たか子君) 井奥真雄さんの動議に御
異議ありませんか。○議長(土井たか子君) 井奥真雄さんの動議に御
異議ありませんか。

日程第二 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第二、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第三、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長栗屋敏信さん。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(土井たか子君) 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(土井たか子君) 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(土井たか子君) 「本号末尾に掲載」

〔栗屋敏信君登壇〕

○栗屋敏信君(登壇) ただいま議題となりました四法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましてがございまが、本案は、新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進

する法律案につき採決いたします。

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案を可決であります。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

するため、法律の有効期限を平成十一年三月三十日まで延長する等の改正を行おうとするものであります。次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について申上げますと、本案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、その国庫補助率の特例措置を平成十年度まで延長しようとするものであります。

両案は、昨二十四日本委員会に付託され、同日の説明を聴取した後、審査に入り、空港周辺地域整備事業が延長期間内に完了する見込み、かかる上法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長栗屋敏信さん。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(土井たか子君) 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(土井たか子君) 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(土井たか子君) 「本号末尾に掲載」

〔栗屋敏信君登壇〕

○栗屋敏信君(登壇) ただいま議題となりました四法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましてがございまが、本案は、新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進するとともに、地域振興、福祉、教育、農山漁村対策等の経費の財源を措置するため、普通交付税

の単位費用の改正等を行い、あわせて、個人住民税の特別減税等に伴い、基準財政収入額の算定方法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について申上げますと、本案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、その国庫補助率の特例措置を平成十年度まで延長しようとするものであります。

両案は、昨二十四日本委員会に付託され、同日の説明を聴取した後、審査に入り、空港周辺地域整備事業が延長期間内に完了する見込み、かかる上法及び対象消防施設の拡大及び補助単価の引き上げ等について質疑が行われました。

次いで、順次採決を行いましたところ、両案とも全会一致をもつて原案とのおり可決すべきものと決しました。

次に、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について申上げますと、本案は、当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するところに、住民負担の軽減及び合理化等を図るために、個人住民税所徴割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引き上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価がえに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講ずることとし、あわせて、今回の特別減税等による減収額を補てんするため、地方債の特例措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げますと、本案は、平成六年度分十九億円等を加算した額から、同特別会計借入金の地方交付税総額について、地方交付税法第六条第二項の額に交付税特別会計借入金二兆九千百七十五兆五千二十億円とするとともに、地域振興、福祉、教育、農山漁村対策等の経費の財源を措置するため、普通交付税

次に、酒税法の一部を改正する法律案について
申し上げます。

本案は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図る観点から、酒税の税率を直すとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を六十キロリットルに引き下げるほか、戻し入れ控除の対象を拡大する等制度の整理・合理化を行うものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢等を考慮して、

次第に、貴重な税制上の措置を講じようとするものであります。

第一に、土地・住宅税制について、優良住宅等の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期第等譲渡所得の軽減税率の特例、事業用資産の買いかねによる贈与税の特例及び住宅取得資金の贈与による贈与税の特例の拡充等を行うこととしておなまます。

第二に、近年における地価の水準を踏まえ、規模宅地等についての相続税の課税価格の減額の特例の拡充等を行うほか、土地の登記に係る登記料の免許税の課税標準を減額する特例を新設する等の措置を講ずることとしております。

第三に、課税の適正公平の確保を推進する等の観点から、文部省課税の見直し及び使途税箇金に対する追加課税制度を新設することとしておりま

その他、企業関係の租税特別措置について整理化等を行なうこととしております。
次に、平成六年分所得税の特別減税のための措置法案について申し上げます。
本案は、当面の経済の低迷を開拓するため、年間限りの措置として、平成六年分の所得税について特別減税を行おうとするものであります。
この特別減税は、平成六年分の所得税額からこの二〇%相当額を控除することとし、その実施

法は、給与所得者については、本年一月から六月までに徴収された源泉所得税額の二〇%を同年六

月に還付し、さらにも十二月の年末調整時に、しわゆる年額の二〇%相当額から六月の還付金額を控除した残額を控除することとしております。また、事業所得者等については、平成六年分の確定申告の際に、特別減税額を控除することにより実施することとしております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に応じ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見方心し、本件は、最近における内外の経済情勢の変化に応じ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見方心し、

未に期限の到来する牛肉の関税緊急調整措置について、その適用期限の延長等を行うこととしております。また、平成六年三月末に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する等所要の改正を行うこととしております。

から提案理由の説明を聴取した後質疑に入り、質疑を終局いたしましたところ、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、村上誠一郎君より一名から、自由民主党・自由国民会議提案に係る、長期譲渡所得の課税の特例について、平成六

年分及び平成七年分の所得税に係る税率を百分率で二十とすることを主な内容とする修正案が、また、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対し、日野市朗君外六名から、自由民主

党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、さきがけ日本新党、公明党、民社党・新党クラブ及び日本共産党提案に係る、

平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般のあり方について検討を加えて税制改革を行ひ、抜本的な所得税の減税を行うものとすることを主な内容とする修正案がそれぞれ提出され

ました。次いで、租税特別措置法の一部を改正する法律

案に対する修正案について内閣の意見を聴取した後、各案について順次採決いたしましたところ、日韓共同声明の一部と改正する法律案については全議

相続税法の一部を改正する法律案について、今後、全一致をもつて、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案及び關税定率法等の一部を改正する法律案については多数をもつて可決すべきものと決しました。

ついては、全会一致をもって修正案のとおり修正
議決すべきものと決しました。

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。
以上 御報告申し上げます。(拍手)

の両案を一括して採決いたしました
両案中、相続税法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(土井たか子) 御異議なしと認めます。
よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたし
ました。

次に、閏税率法等の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案の両案を一括し

て採決いたしました。
両案の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆
さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

とも委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、酒税法の一部を改正する法律案及び租税
特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括

して採決いたしました。
両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

○井奥真雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告書を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

(五) 賤價被割者取扱者遣送旅等保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といな

委員長の報告を求めます。厚生委員長加藤万吉さん。

児童手当法の一部を改正する法律案及び同報生書

官報 (号外)

戦傷病者慰労者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君　ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、児童手当制度が児童のいる家庭の生活

の安定並びに児童の健全な育成及び資質の向上に

一層資するよう、現行の福祉施設を児童育成事業

に改め、児童に関する必要な援助を行い、または児

童の健康を増進する等の事業を行う者に対する助

成事業を行うことができるとしてあるとともに、

これに要する費用を一般事業主から徴収する提出

金の対象に加える等の措置を講じ、児童の定義を

十八歳に達する日以後の最初の三月三十日まで

の間にある者に改めようとするものであります。

次に、戦傷病者慰労者遺族等援護法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善

を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の

額の引き上げに準じて引き上げるとともに、子ま

たは孫に対する遺族年金の支給等について、十八

歳に達する日の属する年度の末までこれを延長す

るものであります。

なお、両案の施行期日はともに本年四月一日からであります。十八歳に関する改正規定の施行は、それぞれ平成七年四月一日からであります。

両案は、三月二十四日付託となり、本日の委員会において大内厚生大臣から両案について提案理由の説明を聴取し、質疑を終了し、採決の結果、

両案は全会一致もってそれ原案のとおり可

決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君)　両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○井奥貞雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○井奥貞雄君　議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、両案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

更について承認を求めるの件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、昭和六十三年第百十二回国会において承認を受けた現行の漁港整備計画の計画期間が本年度をもって終了するため、最近における水産業をめぐる諸情勢の変化等に即応するよう、その全部を変更し、国会の承認を求めるようとするものであります。

変更後の漁港整備計画は、平成六年度以降六年間に、四百八十港の漁港について漁港修築事業を実施することとしております。

本件は、去る三月十一日本委員会に付託され、本日農林水産大臣から提案理由の説明を聽取りし、質疑を行い、質疑終局の後、直ちに採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君)　採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(土井たか子君)　採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(土井たか子君)　採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔高橋一郎君登壇〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

〔高橋一郎君登壇〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告を求めるます。通信委員長高橋一郎さん。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

よつて、日程は追加されました。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

〔高橋一郎君登壇〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告を求めるます。放送委員長高橋一郎さん。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(土井たか子君)　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(土井たか子君)　御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

第二に、国際放送については、国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、放送時間を見直し、あわせて番組の充実刷新を行うこと。

第三に、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めることも、効率的な業務運営を一層推進して能率の向上を図ること等としております。

なお、本件には、「おおむね適当なものと認めます。」との郵政大臣の意見が付されております。本件は、去る三月四日通信委員会に付託され、

委員会においては昨二十四日神崎郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、また、川口日本放送協会会長から補足説明を聴取した後、同日及び本二十五日の両日質疑を行い、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本件は委員長報告のとおり承認すべきものと議決した次第であります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○井奥真雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 井奥真雄さんの動議に御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」と認めます。

○議長(土井たか子君) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

よりて、日程は追加されました。

○議長(土井たか子君) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めます。建設委員長島居一雄さん。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めるに付随して、日程は追加されました。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めるに付隨して、日程は追加されました。

本件は、このような現状にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るために、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法について有効期限の延長、新たな奄美群島振興開発計画の策定、小笠原諸島振興開発計画の改定等を行おうとするものであります。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、本日上原国土府長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對しましては、四項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副読を省略した議長の報告

(速事権欠選任)

○議長(土井たか子君) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

よりて、日程は追加されました。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めるに付隨して、日程は追加されました。

本務大臣 上原 康助君

國務大臣 上原 康助君

山本 拓君	関山 信之君	山本 拓君	関山 信之君	今津 寛君
井奥 貞雄君	井奥 貞雄君	井奥 貞雄君	井奥 貞雄君	井奥 貞雄君
山崎広太郎君	山崎広太郎君	山崎広太郎君	山崎広太郎君	山崎広太郎君
細田 勝介君	細田 勝介君	細田 勝介君	細田 勝介君	細田 勝介君
東君 修君	東君 修君	東君 修君	東君 修君	東君 修君
(議案付託)				
一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。				
風給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)				
内閣委員会 付託				
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二一号)				
新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)				
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)				
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)				
平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第三二号)				
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)				
酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)				
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)				
平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(内閣提出第七号)				
關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)				
児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)				
戦傷病者慰労者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)				
以上二件 厚生委員会 付託				
五、電波監理及び放送に関する事項				
六、調査の目的				
七、各事項について実情を調査し、対策を樹立				
織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号) 商工委員会 付託				
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号) 建設委員会 付託				
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対する對応し、議長は昨二十四日いづれもこれを承認した。				
(調査要求承認)				
一、調査する事項				
一、地方自治に関する事項				
二、地方財政に関する事項				
三、警察に関する事項				
四、消防に関する事項				
五、発展に関する事項				
六、地方行政の実情を調査し、その健全なる發展に資するための対策樹立				
三、調査の方法				
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等				
四、調査の期間				
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。				
平成六年三月二十四日				
衆議院議長 土井たか子殿				
地方行政委員長 栗屋 敏信				
内閣総理大臣 細川 譲熙				
織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案				
右				
国会に提出する。				
平成六年三月三十一日				
衆議院議長 土井たか子殿				
内閣総理大臣 細川 譲熙				
織維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。				
題名を次のように改める。				
織維工業構造改善臨時措置法				
目次中「織維工業」を「織維産業」とし、「織維工業構造改善事業協会」を「織維産業構造改善事業協会」、「織維工業構造改善推進業務」を「織維産業構造改善推進業務」に改める。				
第一条中「織維工業」を「織維産業」に、「及び生産又は経営」を「生産」に改め、「適正化」の下に「販売又は在庫の管理の合理化」を、「国民経済の健全な发展」の下に「と国民生活の向上」を加える。				
第一項中「織維工業」を「織維産業」に改め、「事業」の下に「(以下「織維工業」という。)及びこれら販売の事業」を加え、同条第二項中「法律				

附則第三十二条の三第四項中「織維工業構造改善臨時措置法」を「織維産業構造改善臨時措置法」と、「平成八年三月三十日」を「平成八年三月三十日」に改め、同条第一項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十日」に改める。(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十九号)の施行の日からこの法律の施行の日の前日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法附則第十一条第四項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なお從前の例による。(国税暫定措置法の一部改正)

第七条 国税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第五項中「織維工業構造改善臨時措置法」を「織維産業構造改善臨時措置法」に、「基づく」を「基づき」に、「行つて」を「推進して」、「生産に係る」を「において生産される」に改める。(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表織維工業構造改善事業協会の項を次のように改める。

織維産業構造改善事業協会

織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

第十一条 附則第二二二号の表織維工業構造改善事業協会の項を次のように改める。

織維産業構造改善事業協会

織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

第十二条 附則第九条第一項中「織維工業構造改善臨時措置法」を「織維産業構造改善臨時措置法」に改め、同条第八項中「織維工業構造改善臨時措置法」を「織維産業構造改善臨時措置法」に改める。(消費税法の一部改正)

第十三条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表織維工業構造改善事業協会の項を次のように改める。

織維産業構造改善事業協会

織維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

合的に促進していくための措置を講じつつ、織維工業構造改善臨時措置法が廃止するものとされる期限を五年延長する必要がある。これが、この法律を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
本案は、織維工業の構造改善がなお必要とされる一方、織維工業のみの構造改善ではなく、織維製品の販売の事業分野を含めた織維産業全体の構造改善を総合的に促進していくための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正
法律の題名を「織維産業構造改善臨時措置法」に改める。

2 法律の目的の改正
法律の目的を、織維産業の経済的諸条件の著しい変化に対応して、その健全な発展を図るため、織維産業における新商品又は新技術の開発、設備の近代化、生産の規模又は方式の適正化、販売又は在庫の管理の合理化等を促進するための措置を講じることにより、その構造改善を推進し、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することに改める。

3 定義の改正と追加
(一) 「織維産業」とは、織維製品の製造又は加工の事業及びこれらの販売の事業をいう。
(二) 「織維事業」とは、織維産業に属する事業をいい、「織維事業者」とは、織維事業を営む者をいう。

4 構造改善事業計画の承認の制度の改正
通商産業大臣が構造改善事業計画の承認をする際の基準として、構造改善事業の実施により構造改善事業に参加する者の行う事業が相互に密接に連携し、かつ、適切に機能を分担することとなると見込まれることを追加する。

5 構造改善円滑化計画の作成主体の追加
法人を追加する。

6 中小企業近代化資金等助成法の特例
中小企業近代化資金等助成法に基づく中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、承認構造改善事業計画又は承認構造改善円滑化計画に従つて設置する設備に係るものについては、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

7 法律の廃止期限の延長
この法律の廃止期限を平成十一年六月三十日まで五年間延長する。

8 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(三) 「特定組合」とは、織維事業を行なう事業協同組合及び事業協同小組合であつて、その構成員の相当部分が織維事業者であるものをいう。

(四) 「特定法人」とは、民法の規定により設立された法人又は織維事業者、特定組合若しくは特定商工組合等が出資している会社であつて通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

同組合及び事業協同小組合であつて、その構成員の相当部分が織維事業者であるものをいう。

通商産業大臣が構造改善事業計画の承認をする際の基準として、構造改善事業の実施により構造改善事業に参加する者の行う事業が相互に密接に連携し、かつ、適切に機能を分担することとなると見込まれることを追加する。

9 その他

目的の改正、基本指針に定める事項の追加、織維工業構造改善事業協会の改称等について規定する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における織維産業をめぐる内外の経済的環境の著しい変化に即応して織維産業の構造改善事業を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成六年度一般会計予算に織維産業構造改善対策費、織維産業構造改善事業協会運営費千

一千万円、織維産業情報化推進費三億二千九百九

十万円、織維産業情報化及び技術指導強化推進対策費三千八百六十八万六千円、総製品新需要開発促進費三千百六十八万六千円、合計四億九百七十五万九千円が計上されている。

右報告する。

平成六年三月二十四日
商工委員長 中井 治
衆議院議長 土井たか子殿

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

右

国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」と、「平成六年度」を「平成十一年度」に改める。

附則第六項の見出し中「平成五年度」の下に「から平成九年度まで」を削り、「平成五年度」の下に「から平成九年度までの各年度」を加え、「平成五年度から平成九年度までの」を削り、「平成五年度においては」を「各年度においては」に改める。

平成五年度から平成九年度までの五年間で約四十三億円の見込みである。

右報告する。

平成六年三月二十四日

地方行政委員長 粟屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺地域のための国の財政上の特別措置法の有効期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成五年度」を「平成十年度」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

新東京国際空港周辺地域における道路、農業用施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺地域のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

右

国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成十一年三月三十一日まで延長する等の改正を行おうとするものである。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 消防施設強化

することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

空港周辺地域整備計画に基づく整備事業のうち道路事業等は、法律の有効期限内に完了することができない見込みであること及び新たな事業を空港周辺地域整備計画に追加する必要があることにかんがみ、法律の有効期限を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率を二分の一以内(政令で定める人口急増市町村については十分の四以内)とする特例措置の適用年度を五年度延長し、平成十年度までとしようとするものである。

平成六年度から平成十年度までの五年間で約四十三億円の見込みである。

右報告する。

平成六年三月二十四日

地方行政委員長 粟屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

二 議案の可決理由

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、消防施設に係る国庫補助率の特例措置の適用年度を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費 平成六年度自治省所管一般会計歳出予算中消防厅の消防防災施設整備費補助及び消防防災設備整備費補助のうちに六億八千九百九十七万二千円が計上されている。

右報告する。

平成六年三月二十四日

地方行政委員長 粟屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を引き続き平成十年度まで講

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律 (地方税法の一部改正)

(地方税法の一部改正)
**第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十
六号)の一部を次のように改正する。**

四次中「第七十一条の二十一」の「」を「第七十一条の二十一」の「」に改め。

十四項とし、同条第十九項中「第一二十一項」を「第二十六項」と改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「前項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

第二十四条の五第一項中「一に」を「いすれかに」と、「及び所得割〔〕」を「及び所得割(第二号に該当する者にあつては、)」に改め、「第二号に該当する者に對しては分離課税に係る所得割を」を削り、「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第一項中「前項第一号」を「前項第一号」に改める。

第三十四条第一項第十一号中「又は」を「ある場合には三十九万円、その者が」と、「六十万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「金額又は」を「金額は五十二万円(その者が老人控除対象配偶者である場合は、五十七万円)とし」、「五十二万円(当該控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは」を「五十二万円(その者が特定扶養親族である場合には六十万円、その者が)」、「五十七万円」を「五十七万円」に改める。

第五十二条第一項の表中「七十五万円」を「八十万円」に、「五十万円」を「五十四万円」に、「十萬円」を「十三万円」に、「三万円」を「五万円」に、「一万円」を「二万円」に改める。

第五十一条[同条第一項]「第十一項」の下に「及び第二十五項」を加え、「第十八項」を「第二十二項」に改め、同条第三項中「第六十二条の三第一項若しくは第七項」を「第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項」に改め、同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十一項中「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を

20 第十五項の規定により控除されるべき額が同項の規定により控除されなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対するその控除しきれなかつた金額を還付し、マハは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金充当するものとする。

第五十三条第十五項中「第十一項まで」の下と「及び第十五項（第十六項（前項において準用する場合を含む）においてみなして適用する場合を除く）において

及び前項において準用する場合を含む。以下本項及び第二十項において同じ。」を加え、「及び第十一項を「第十一項の規定による控除及び第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項の次に次の三項を加える。

所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十号）第七条第一項に規定する合意に基づき税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正としたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるとときは、当該更正があつた日が当該更正と係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、

第十七条 第十七条の二、第十七条の四、第十九項及び第五十五条第五項の規定にかかるわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合は、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除るものとする。

16 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第十九項又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

17 前二項の規定は、第五十五条の法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について準用する。この場合において、第十五項中「当該更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中「同条第十六項」を「同条第十九項」に改める。

第二章第二節第二款中第七十二条の二十三の三の次に次の一条を加える。
(租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除)
第七十二条の二十三の四 事業を行う法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税の所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条、第七十二条の三十九第四項又は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額(以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるとときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四、第七十二条の三十九第四項及び第七十二条の四十一第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額は、当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度(当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。)の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から順次控除するものとする。

「正があつた場合において、当該金額は第七十二条の四十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。」

3 前二項の規定は、第一項の事業を行ふ法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する各事業年度の所得を減少させる更正があつた場合について準用する。

4 第一項(第二項(前項において準用する場合を含む)においてみなしして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。)の規定により控除されるべき金額で第一項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に對しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徵収金に充当するものとする。

5 前条及び第一項の規定による事業税額から

法 人 等 の 区 分	年 額	稅 率
一 資本等の金額が五十億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第八号までにおいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第八号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。)が五十人を超えるもの	三百萬円	

の控除については、まず前条の規定による控除をし、次に第一項の規定による控除をするものとする。

第七十三条の四第一項第十三号の二中「第三号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二十一条の二第一号」に改める。

第七十三条の七第十三号中「又は地方住宅供給公社又は土地開発公社」に改める。

第七十三条の二十七の四第一項中「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「この場合において」の下に「、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、市街地再開発組合に関しては「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、住宅街区整備組合に関しては「当該取得の日から六月以内」とを加える。

第二百九十五条第一項中「一」を「いずれかに」、「市町村民税」を「市町村民税(第二号に該当する者にあつては、「に改め、「第二号に該当する者に對しては、分離課税に係る所得割を」を削り、「第一号を削り、「第二号を第一号とし、「第三号を第二号とし、同条第二項中「前項第一号」を「前項第一号」に改める。

第三百十二条第一項の表を次のように改める。

九 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額	五万円
八 資本等の金額が千万円以下である法人で従業者五十人を超えるもの	年額	十二二万円
七 資本等の金額が千万円を超えて一億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人以下のもの	年額	十三万円
六 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの	年額	十五万円
五 資本等の金額が一億円を超えて十億円以上である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの	年額	十六万円

第三百十二条第五項中「第五号」を「第八号」に改める。

第三百十四条の二第一項第十一号中「又は」を「である場合には三十九万円、その者が」と、「三十六万円」を「三十六万円」に改め、同条第四項中「金額又は」を「金額は五十二万円(その者が老人控除対象配偶者である場合には、五十七万円)とし、「に、「五十二万円(当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は当該扶養親族が特定扶養親族若しくは)を、五十二万円」とし、「に、「五十七万円」を「五十七万円」に改める。

第三百二十一條の八第一項中「第十項」の下に「及び第十一項」を加え、「第十二項」を「第十六項」に改め、同条第三項中「第六十二条の三第一項若しくは第七項」を「第六十二条の三第一項若しくは第八項」に改め、同条第十三項を第十七項とし、第十二項を第十

一 資本等の金額が十億円を超えて五十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

二 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人以下であるもの

三 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

四 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

五 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

六 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

七 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

八 資本等の金額が一億円を超えて十億円以下である法人で従業者數の合計數が五十人を超えるもの

九 前各号に掲げる法人以外の法人等

六項とし、同条第十一項中「前二項」を「第九項から第十一項(前項において準用する場合を含む。)においてみなしして適用する場合を含む。」において準用する場合を含む。以下次項

「前項において準用する場合を含む。」において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。」まで「、「控除をした後ににおいて、前項の規定による」を「控除をし、次に第十項の規定による控除及び第十一項の規定による控除の順序」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 第十一項の規定により控除されるべき額で同項の規定により控除しきれなかつた金額がその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徵収金に充当するものとする。

第三百二十一條の八第十項の次に次の三項を加える。

官 報 (号 外)

所を有する法人について、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第七条又は第三百二十二条の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下次項までにおいて「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第三百二十二条の十一第五項の規定にかかるらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

付することとなる金額が生ずるときは、当該法人の金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

前二項の規定は、第十一項の法人が合併により消滅した後に、当該法人に係る同項に規定する第三百一十二条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第三百一十二条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について準用する。この場合において、第十一項中「当該法人の更正の日」とあるのは、「当該法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

第三百四十九条第四項中「組合」の下に「信用協同組合及び」を、「連合会」の下に「(信用協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九条第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第三十六項において同じ。)を除く。)」を加え、「労働金庫及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会」を削る。

第三百四十九条の三第七項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同条第八項中「就航する航空機」の下に「(ターボジェット発動機を有するものを除く。)」を、「三分の一」の下に「(当該航空機のうち特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として自治省令で定めるもの(以下本項において「小型航空機」という。)にあっては、当該航空機の価格の四分の一)」を、「三分の一」の下に「(小型航空機にあっては、当該航空機の価格の二分の一)」を加え、同条第二十四項中「第三号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二第一号」に改め、同条第三十四項中「三分の一(当該線路設備のうち海岸又は河岸の保全のために敷設したものについては、当該線路設備の価格の二分の一)」を「二分の一」、「三分の一(当該線路設備のうち海岸又は河岸の保全のために敷設したものにあ

つては、当該線路設備の価格の四分の一)」を「四分の三)」に改め、同条に次の一項を加える。

供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

該事務所及び仓库に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。
第五百八十六条第一項第一号の十三の次に次の三号を加える。

第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で、自治省令で定めるもの

四の四 広域陸海環境整備センターが広域陸
一号を加える。

構築物の敷地の用に供する土地
一の十五 小笠原諸島振興開発特別措置法
(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一

項に規定する小笠原諸島の地域において、集会施設又はスポーツ施設の用に供する室

屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する

土地 一の十六 大阪湾臨海地域開発整備法（平成

四年法律第百十号) 第二条第三項に規定する開発地区において、同法第七条第一項に規定する整備計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する中核的施設の用に

第三百十二条第一項	三百萬円
三百萬円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、三百八十万円）	三百萬円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、三百八十万円）

百七十五万円 百七十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在

				第七十三条の十四第 十項
		登録された価格		登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の三分の一に相当する額を加算して得た額）
	登録された価格	登録された価格	決定した価格	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該從前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に応じ当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）
登録された価格	登録された価格	登録された価格	決定した価格（当該価格（当該交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）
登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の三分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該從前の不動産について受けた次の各号に掲げる清算金又は補償金に応じ当該各号に定める日が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内である場合にあっては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格（当該交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあつた場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の三分の一に相当する額を加算して得た額）

附則第十一條第一項	登録された価格	決定した価格	決定した価格
附則第十一條第十五項	登録された価格	決定した価格	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に收回され又は譲渡した場合にあつては、二分の二）に相当する額を加算して得た額）
登録された価格	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該交換によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、価格の二分の一）に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該交換によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、価格の二分の一）に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該道路一体建物に係る同法第四十七条の六第一項に規定する協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

官 報 (号 外)

附則第十一条の四第一項第二号	登録された価格	登録された価格	決定した価格
附則第十一条の四第一項第二号	登録された価格 (当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分以外の部分の価格の三分の一) (当該協定が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に締結された場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一 (当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一 (当該入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が平成六年四月一日から同年十二月三十日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)
決定した価格	登録された価格 (当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一 (当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	登録された価格 (当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一 (当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)	決定した価格 (当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一 (当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が平成六年四月一日から同年十二月三十日までの間に消滅した場合にあつては、二分の一)に相当する額を加算して得た額)

登録された価格	登録された価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）
決定した価格	決定した価格（当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一（当該交換分合によつて失つた土地が平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に失われた場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）
附則第十一條の三第一項中「平成五年度分及び」を削り、「平成五年度分」を「同年度分及び平成七年度分」と改め、同條第三項から第八項までを削る。	第四項の規定にかかわらず、平成六年度分及び平成七年度分の固定資産税に限り、当該債権に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。
附則第十四條中「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同條第一号中「粉じん（石綿に限る。）」を削り、同條第四号中「処理施設及び同條第七項に規定する特定粉じん発生施設から発生する特定粉じんの処理施設で、」を「処理施設で」に改める。	附則第十五條第六項を削り、同條第七項中「同條第五項に規定する一般粉じんを処理しを削り、「（政令で定めるものに限る。）」を「うち廢油、廃プラスチック類その他政令で定めるもの」と、「又は湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼水質保全特別措置法」、「汚水を」を「汚水を処理し」、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同條第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水若しくは廃液を」に、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、同項を同條第六項とし、同條第八項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で政令で定めるもの」を削り、「平成四年度分及び平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改める。
5 公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんを処理するための借却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三	5 公共の危害防止のために設置された大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんを処理するための借却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三

改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項に規定する汚水を処理するための償却資産で政令で定めるもののうち既存の当該償却資産に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高いものとして政令で定めるもの（昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受けるものを除く。）又は」を削り、「で政令で定めるもの（平成四年七月四日以後において設置されたものに限り、」を「（平成四年七月四日以後において設置されたものに限り。）大气汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんを処理するための施設又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設、政令で定めるもの（この「平成五年度分」を「平成六年度分及び平成七年度分」に改め、「償却資産又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を第十一項として、第十三項を第十二項とし、同条第十一項中「平成五年二月三十日」を「平成七年三月三十日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、同条第十七項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十八項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条二十四項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「平成五年三月三十日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を

同条第一項とし、同条第十六項中「平成五年一月一日」を「平成七年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「受けた機械及び装置」の下に「で政令で定める」を加え、「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条中第二十八項を削り、第二十九項を第一十七項とし、同条第三十項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、「第二十一項若しくは次項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が、平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設し、かつ、同法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する償却資産のうち、同項に規定する電気通信回線設備で電気通信の高度化に資するものとして政令で定めるもの（次項又は第三十一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条の三第一項中「第六項」を「第四項」に、「前条」を「前条第一項又は第二項」に、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第六項」を「第四項」に改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十六条第一項中「次項まで、第五項及び第六項」を「本項、次項及び第五項」に改め、「本項、次項及び第六項において同じ。」で「」を同条第三項中「次項までにおいて同じ。」で「」を同条第三十五項中「平成五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「平成五年三月三十一日」に改め、「同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項と」、同条に次の一項を加える。

35 望葉酸化物の発生の抑制に資する軽油を製造するため必要な機械その他の設備のうち、原油の精製工程における常圧蒸留軽油その他の原料油を化学的処理により脱硫する機械その他の設備で自治省令で定めるもの（平成八年一月一日までの間に新築された特定優良賃貸住宅（第三項の規定による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十五号）による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第一項に規定する施設整備事業を

含む。）に、「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「同条第一項各号」を「電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項を同条第三十一項とし、同条第三十四項中

「特定物質のうち」を「特定物質で」に改め、「（以下本項において「譲定書」という。）」を削り、「に属する物質（以下本項において「特定フロン」という。）又は譲定書」を「又は」に、「物質（以下本項において「トリクロロエタン」という。）の排出の抑制及び使用の合理化に資する」を「ものに代替する物質を使用するため新たに開発され、又は著しく改良された」に、「自治省令」を「政令」に、「のうち、特定フロン又はトリクロロエタン」を「（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち、当該物質」に、「平成四年四月一日（当該機械その他の設備のうちトリクロロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日）から平成六年三月三十一日まで」を「平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「平成五年三月三十一日」に改め、「同条第三十三項とし、同条第三十六項を同条第三十四項と」、同条に次の一項を加える。

附則第十五条の二第一項中「次分の二」と読み替えるものとする。

附則第十五条の二第一項中「次分の二」と読み替えるものとする。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

附則第十九条の見出し及び同条第一項中「平

3

附則第十七条の二第一項に規定する宅地比準土地である農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・五倍」とあるのは、「一・八倍」とする。

附則第二十六条の見出し及び同条第一項中「平成三年度から平成五年度まで」を「平成六年度から平成八年度まで」に改め、同条に次の二項を加える。

3 附則第十七条の二第一項に規定する宅地比準土地である農地に対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・五倍」とあるのは、「一・八倍」とする。附則第十九条の六第一項中「前条」を「第二条に改め、同条を附則第二十九条の七とする。附則第二十九条の五の次に次の二条を加える。

区	域	年 度	割 合
一 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間に都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画又は同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画についての都市計画(以下本項において「住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画」という。)の決定がされ、かつ、当該期間内に土地区画整理法第四条第一項による土地区画整理事業の施行の認可その他の同法に政令で定めるもの又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十条第一項の住宅街区整備事業の施行の認可その他他の同法による住宅街区整備事業に係る認可若しくは決定で政令で定めるもの(以下本項において「土地区画整理事業等に係る認可等」という。)がされた区域	等に係る都市計画の決定がされた日又は土地区画整理事業等に係る認可等がされた日(いずれか遅い日)(以下本項において「決定日」という。)の属する年の翌年一月一日(決定日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度	二分の一	

区	域	年 度	割 合
一 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一日までの間に都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画又は同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画についての都市計画(以下本項において「住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画」という。)の決定がされ、かつ、当該期間内に土地区画整理法第四条第一項による土地区画整理事業の施行の認可その他の同法に政令で定めるもの又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第三十条第一項の住宅街区整備事業の施行の認可その他他の同法による住宅街区整備事業に係る認可等がされた区域	等に係る都市計画の決定がされた日又は土地区画整理事業等に係る認可等がされた日(いずれか遅い日)(以下本項において「決定日」という。)の属する年の翌年一月一日(決定日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度	二分の一	

(都市計画の決定等がされた区域内の市街化区域農地に対し課する固定資産税及び都市計画税の減額)

第二十九条の六 市町村は、平成五年度に係る賦課期日において市街化区域農地であり、かつ、当該年度に係る賦課期日において次の各号の上欄に掲げる区域内に所在する土地であることにつき市町村長の認定を受けた土地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、当該各号の中欄に掲げる年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれそれ当該各号の下欄に掲げる割合に相当する額を、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

整理事業等に係る認可等がされた区域(前号に掲げるものを除く)を賦課期日とする

年度

2 前項の認定を受けようとする者は、同項の表の当該各号の中欄に掲げる年度の初日の属する年の一月三十一日までに、政令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる年の前年度までに附則第十六条第四条の規定の適用を受けた土地及び前条第一項の認定を受けた市街化区域農地については、市町村長は、第一項の認定をしないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた年度から当該年度の翌々年度までに附則第十六条第四項の規定の適用を受けることとなつたときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該販家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度」とあるのは、「附則第二十九条の六第一項の規定の適用を受けることとなつた年度から三年度を経過した年度」とする。

附則第三十一条の二第四項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第五項中「十年」を「十二年」に改める。

附則第三十一条の三第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「平成五年度」を「平成七年度」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第三項の規定は、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の民間都市開発推進機構が同法附則第十四条第二項第一号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成七年度から平成十年度までの各年度分

の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成九年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。

附則第三十一条の三第二項中「平成七年度」を「平成九年度」に、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に改め、「又は第二号」の下に「(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成六年一月から平成八年十二月三十一日までの間にされたものに対する課する特別土地保有税について、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 附則第十二条の五第一項の規定の適用ができないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下本号において同額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格(附則第十二条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下本号において同額)」に二分の一(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の一)を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に三分の一(当該取得のうち平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間にされたものにあつては、二分の一)を乗じて得た額」とする。

附則第三十一条の五第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成五年十一月三十一日」に改め、同条第二项とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第二項の規定は、民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項の民間都市開発推進機構が同法附则第十四条第二項第一号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成七年度から平成十年度までの各年度分

区	域	年 度	割 合
一 平成六年四月一日から平成十年十一月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、当該期間内に土地区画	等に係る都市計画の決定がされた日又は土地区画整理事業等に係る認可等がされた日(いずれか遅い日)(以下本項において「決定日」という。)の属する年の翌年一月一日(決定日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度	三分の一	

し、同条第六項中「特別措置法第十一条第一項」を「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)」以下本項において「特別措置法」という。)第十条第一項に、「昭和六十三年十一月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を「昭和六十三年十二月一日以後に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下次項までにおいて「排出ガス保安基準」という。)に、「特定地域内での取得」を当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を特別措置法第六条第一項に規定する特定地域(以下本項において「特定地域」という。)内に置いて使用する場合の自動車の取得」に、「同条の規定により」を「道路運送車両法第四十一条の規定により」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成七年九月一日以後に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下本項において「制動装置保安基準」という。)に適合する自動車で課する自動車取得税の税率は、同条の規定により同日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるもの(以下本項において「平成七年規制適合車」という。)の取得に対しても課する自動車取得税の税率は、同条の規定により同日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に受けた者が、当該自動車で自治省令で定めるものにつき自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成七年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成六年四月一日から平成七年八月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかるらず、当該取得について本

項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める事から百分の〇・三を控除した率とする。

附則第三十二条の三の二第十三項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第十五項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十六項

附則第三十二条の三の二第十三項中「平成六年三月三十一日」を「平成六年六月三十日」に改め、同条第十五項中「平成八年三月三十一日」を「平成八年六月三十日」に改め、同条第十六項

地区において同法第七条第一項に規定する整備計画(平成八年三月三十一日までに同項(同条第四項において同じ。)の規定による承認を受けたものに限る。)に従つて整備される同法第二条第四項に規定する中核的施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該中核的施設に係る事業を行う者で政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が当該整備計画に係る同法第七条第一項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日までの間に行われたとき限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第十四条の五第一項第二号に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三条の四の規定の適用について

は、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十三条の三第三項第一号中「第二十一条第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

附則第三十二条の三の二第十四条の五第一項第二号に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三条の四の規定の適用について

は、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十三条の三第三項第一号中「第二十一条第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第二十一条第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 附則第三条の四の規定の適用について

は、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十三条の三第三項第一号中「第二十一条第二号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

附則第三十三条の三第四項中「第二十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、「第一百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第一号」に改め、「第四項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

附則第三十三条の三第四項中「第二十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、「第一百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第一号」に改め、「第四項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

11 前条第十八項に規定する中核的施設に係る事業所等において当該中核的施設に係る事業を行いう者で政令で定めるものが行う事業に対して課する事業所に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該中核的施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該中核的施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四事業に係る事業所税に閑する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該中核的施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四事業に係る事業所税に閑する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該

は「除く。」の額並びに附則第三十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、「第一百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第一号」に改め、「第四項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

六 附則第三条の四の規定の適用について

は、同条第一項中「除く。」の額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」と「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを加える。

と、同条第二項第一号中「除く。」の額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額とあるのは「除く。」の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額)とする。

は、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

成八年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十一条の三第十八項」を「附則第三十二条の三第十九項」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第十一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

主催者が博覧会の主たる会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加都市、参加者は又は博覧会の主催者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

市町村は、平成七年度から平成九年度まで

の各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、参加都市、参加者又は博覧会の主催者が博覧会の主たる会場内において博覧会の用に共する家屋及び賃印資産を市役所で定めるもの

6
に對しては、第三百四十二条又は第七百二条
第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は
都市計画税を課することができない。
指定都市等は、博覧会の主たる会場内に設
置される事業所等（第三百一一条の三十一第一

第四十条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 博覧会 国際的な行事として平成八年に開催される大規模な博覧会で政令で定めるものをいう。
- 二 博覧会の主催者 博覧会を開催する法人で政令で定めるものをいう。
- 三 参加都市 博覧会に参加する外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関をいう。
- 四 参加者 博覧会の主催者との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（参加都市

五 博覧会の主たる会場 博覧会の開催場所
のうち博覧会の中心となる区域とし、して自治
を除く。)をいう。

省令で定めるものをいう。
道府県及び市町村は、参加都市及び博覧会

の主催者に対しては、第二十四条及び第二百

九十四条の規定にかかるらず、法人の道府県民税及び市町村民税を課すことができない。

道府県は、参加都市が博覧会に関する行う事業又は博覧会の主催者が行う事業に対しても、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び同報告書

一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税（同条第二項に規定する新增設に係る事業税をいう。）を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

8 前二項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、附則第三十二条の三第十九項の規定を準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは「附則第四十条第六項又は第七項」と、「附則第三十二条の三第五項から第十八項まで」とあるのは「附則第四十条第七項」と、「附則第三十二条の三第一項から第四項まで」とあり、「附則第三十二条の三第一項から第三項まで」と「附則第三十二条の三第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

9 第二項から前項までに定めるものほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のよう改正する。

第三十三条及び第三十三条の二を次のように改める。

(個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例)

第三十三条 地方公共団体は、平成六年度及び平成七年度に限り、地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町

村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度の減税額を、平成六年度分までに係る消費税の収入見込額から当該各年度の減税額を埋めるため、第五条の規定にかかるわざず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起こすことができる当該各年度の地方債の額は、次に掲げる額の合算額とする。
一 地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額
二 税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う当該各年度における都道府県及び市町村に対して譲与すべき消費譲与税の額の減少による当該地方公共団体の当該各年度の消費譲与税の減少額として自治省令で定めることにより算定した額
第三十三条の二 削除
(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第二十四条の五及び第二百九十五条の改正規定並びに同法附則第三十一条第三項第一号の改正規定、同条第四百九十五条第一項第三項第一号の改正規定(「第二十四条の五第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第三号」に改める部分に限る。)、同法

二 第二十四条の五第一項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定(「第二十四条の五第一項第一号」を「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。)、同

規 定 平成七年四月一日
二 第一条中地方税法第五百八十六条第二項第二号に次のように加える改正規定及び同法附則第十五条第七項の改正規定(「又は湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼水質保全特別措置法」に改める部分及び「汚水」を「汚水を処理し、又は特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第六項に規定する水道水源特定事業場の污水若しくは廢液」に改める部分に限る。)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の施行の日
第三十三条の二 削除
(道府県民税に関する経過措置)
第二条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成五年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。
2 新法第二十四条の五第一項の規定は、平成七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。
3 新法第五十二条第一項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。
4 前項の規定にかかるわざず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定による申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合にあっては、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した又は納付すべきであった道府県民税については、なお從前の例による。
5 新法第五十三条第十五項から第十八項まで及び第二十項の規定は、施行日以後に新法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするもの)を除く。)に伴い生ずることとなる新法第五十三条第十五項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。
(事業税に関する経過措置)
第三条 新法第七十二条の二十三の四の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするもの)に伴い生ずることとなる新法第七十二条の二十三の四第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。
(不動産取得税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取扱に対する課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取扱に対する課する不動産取得税については、なお從前の例による。
2 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成六年一月一日以後の不動産の取得に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお從前の例による。

2 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定にかかるわざず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第四項の期間に係る法人の道府県民税については、なお從前の例による。
3 新法第五十二条第一項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお從前の例による。
4 前項の規定にかかるわざず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定による申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合にあっては、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した又は納付すべきであった道府県民税については、なお從前の例による。
5 新法第五十三条第十五項から第十八項まで及び第二十項の規定は、施行日以後に新法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするもの)を除く。)に伴い生ずることとなる新法第五十三条第十五項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。
(事業税に関する経過措置)
第三条 新法第七十二条の二十三の四の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前にされた更正の請求に基づいてするもの)に伴い生ずることとなる新法第七十二条の二十三の四第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。
(不動産取得税に関する経過措置)
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取扱に対する課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取扱に対する課する不動産取得税については、なお從前の例による。

対して課すべき不動産取得税について適用す

- 3 新法附則第十一條の五第三項の規定は、平成六年一月一日以後の新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三條の二十七の二第一項、附則第十一條第二項若しくは第十五項又は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対し課すべき不動産取得税について適用する。

第一条の規定による改正前的地方税法（以下「旧法」という。）附則第十一條の四第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する市街化区域農地を譲渡した場合において、同項第一号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあっては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける旧法附則第十一條の四第一項に規定する土地の取得（施行日前に行われたものに限る。）に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあっては、二分の二）に相当する額を加算して得た額）」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合にあっては、二分の二）に相当する額を加算して得た額）」。

た類)「とする。

- 5 平成六年四月一日から平成八年十二月三十一までの間において、小笠原諸島振興開発特措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されない場合にあつては、東京都知事が新法第三百一十八条第一項の固定資産評価基準によつて決した価格)中に新法附則第十二条の五第一項規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百一六号)附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当するに当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日が同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合については、「二分の一」に相当する額を加算し得た額)」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百一六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格の、も同法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当するに当該宅地評価土地の部分の価格の三分の一(当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十一月三十一日までの間に譲渡した場合は、「二分の一」に相当する額を加算し得た額)」とする。

個人の市町村民税に関する部分は、平成六年度

- 2 新法第二百九十五条第一項の規定は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百三十二条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第四項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十二条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十二条の八第十一項から第十五項までの規定は、施行日以後にかかる新法第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定による更正（施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。）に伴い生ずることとなる新法第三百二十二条の八第十一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

定中固定資産税に関する部分は、平成六年度以

- 2 新法第三百四十九条の三第八人項の規定は、平成六年度以後の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度以前の年度において固定資産税が課されることとなつた旧法第三百四十九条の三第八人項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成五年一月二日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する固定資産に対する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第三十四項の規定は、平成五年一月二日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年一月一日までに敷設された旧法第三百四十九条の三第三十四項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三年四月一日から平成五年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成三年四月一日から平成五年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成四年四月一日から平成七年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、な

及び倉庫のうち、当該取得の日の属する年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合に同組合等が所有し、かつ、使用していたもので平成七年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九条の三第十六項の規定の適用を受ける事務所及び倉庫（第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十一条又は新法第七百二十二条第一項の規定により課税標準とされる額に、第二項の表の上欄に掲げる年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

6 前各項の規定の適用がある場合には、新法附則第十五条の四中「前二条」とあるのは、「前二条又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第八号）附則第九条第一項から第五項まで」とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十一条 第二項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対する特別土地保有税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の土地に対する課する特別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対する課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項第一号の十四又は第一号の十五の規定（土地に対する課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築され、又は増築されるこれらの規定に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土

地（施行日以後に取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法附則第三十一条の三第二項の規定は、平成六年一月一日以後の土地の取得に対する課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十二条 施行日前の旧法附則第三十二条第四項（事業所税に関する経過措置）

第十三条 旧法附則第三十二条の三の二第四項に規定する事業のうち、旧法附則第三十二条の三第九項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業に対する課すべき事業に係る事業所税のうち資本割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十二条の八第四項の規定に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（都の特例に関する経過措置）

第十五条 新法附則第三十四条の二の規定は、所轄の納稅義務者が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に行つた旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（特定の国際的な博覧会に関する経過措置）

第十六条 新法附則第四十条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第四項若しくは第三百二十二条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項

において準用する場合を含む。）の規定により法人事に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十二条第一項の規定により法人事に係る申告書の提出期限までに提出すべき申告書に提出する場合に限る。）の提出期限が施行日前である場合に、その法人の当該申告書に係る都民税としては、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであった都民税については、なお従前の例による。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

（附則第三条第三項中「平成六年」を「平成十年」に改め、同項第一号を次のように改める。）

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 昭和六十一年から平成六年までの各

年 算定金額の二分の一に相当する金額

ロ 平成七年 算定金額の二分の一に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前

年の算定金額を超える場合には、当該超

える部分以外の部分の金額の二分の一に

相当する金額に当該超える部分の金額の

七分の三に相当する金額を加算した金額）

ハ 平成八年 算定金額の七分の三に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前

年の算定金額を超える場合には、当該超

える部分以外の部分の金額の七分の三に

相当する金額に当該超える部分の金額の

三分の一に相当する金額を加算した金額）

二 平成九年 算定金額の三分の一に相当

する金額（当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の四分の一に相当する金額を加算した金額）

ホ 平成十年 算定金額の六分の一に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の六分の一に相当する金額（当該超える部分の金額の六分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の八分の一に相当する金額を加算した金額）

附則第三条第四項中「金額」の下に「とし、当該個人の事業を行つた月数が前年において事業を行つた月数と異なるときは、同項第二号中「前年」の算定金額」とあるのは、「前年の算定金額に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を前年において事業を行つた月数で除して算定した金額」を加え、同条第六項中「平成六年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 イ 施行日から平成六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額
 ロ 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額の二分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の七分の三分の一に相当する金額を加算した金額）

ハ 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の七分の三に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の七分の三に相当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額）

二 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の三分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額）

第二十一条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項中「平成六年三月三十一日まで」を「平成八年三月三十一日まで」に、「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日」を「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日」に、「五分の一」を「十分の一」に改める。（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対する課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に対する課すべき不動産取得税については、取扱いに對して課する不動産取得税については、なお從前の例による。

理由
 当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税所得割について非課税限度額の引上げ及び特定扶養親族に係る控除額の引上げを行うほか、法人住民税均等割の税率の見直し、土地の評価替えに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講ずることとし、あわせて、個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案（内閣提出）に関する報告書
 一 請案の目的及び要旨
 本案は、当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るうとするもので、その要旨は次のとおりである。

一 1 個人の住民税
 (1) 個人の住民税について、定率による特別減税を次により実施すること。
 (2) 平成六年度分の個人の住民税に限り、所得割の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円）を特別減税の額として所得割の額から控除する。

(2) 平成六年度分の個人の住民税の徵収方法について、普通徴収については平成六年六月分の納付において特別減税の額を控除することとし、特別徴収については均等割の額及び所得割の額ともに平成六年六月及び七月において徵収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年八月から翌年五月までの十ヵ月間で徵収する。

(1) 特定扶養親族に係る控除額を三万円引き上げること。
 (3) 所得割の非課税限度額に係る加算額を三十万円（現行二十五万円）に引き上げること。
 (4) 前年中において所得を有しなかつた者に係る非課税措置を廃止すること。

2 法人の住民税
 法人の住民税の均等割について、その税率を次のとおり改めること。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条 農用地開発公団法の一部を改正する法

官 報 (号外)

(1) 道府県民税

法 人 等 の 区 分		標準税率(年額)	
改 正 案	現 行	改 正 案	現 行
資本等の金額が五十億円を超える法人		八十万円	七十五万円
資本等の金額が十億円を超える法人	五十四万円	五十万円	
資本等の金額が一億円を超える法人	十三万円	十万円	
資本等の金額が千円以下の法人等	五万円	三万円	
資本等の金額が千円以下の法人等	二万円	一万円	
市長村民税			
法 人 等 の 区 分	標準税率(年額)	法 人 等 の 区 分	標準税率(年額)
資本等の金額が五十億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	三百万円	資本等の金額が五十億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	三百万円
資本等の金額が十億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	百七十五万円	資本等の金額が十億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人を超えるもの	百七十五万円
資本等の金額が一億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人以下であるもの	四十万円	資本等の金額が一億円を超える法人で市町村内の事務所等の従業者数が五十人以下であるもの	四十万円

3

(1) 事業税

新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を四年間延長し、控除額を三百五十五万円又は次に掲げる課税対象期間の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額のいづれか大きい金額(現行三百五十万円又は算定金額の二分の一に相当する金額のいづれか大きい金額)に改めるこ

課 税 対 象 期 間	控 除 額
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する事業年度	算定金額の二分の一(前事業年度の算定金額を超える部分については七分の三)に相当する額

官報(号外)

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する事業年度 算定金額の七分の三（前事業年度の算定金額を超える部分については三分の一）に相当する額

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に開始する事業年度 算定金額の三分の一（前事業年度の算定金額を超える部分については四分の一）に相当する額

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に開始する事業年度 算定金額の六分の一（前事業年度の算定金額を超える部分については八分の一）に相当する額

(2) 個人	
課税対象期間	控除額
平成七年	算定金額の二分の一（前年の算定金額を超える部分については七分の三）に相当する額
平成八年	算定金額の七分の三（前年の算定金額を超える部分については三分の一）に相当する額
平成九年	算定金額の三分の一（前年の算定金額を超える部分については四分の一）に相当する額

4 不動産取得税
 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を、当該取得が平成六年一月一日から平成八年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の三分の一（平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行われた場合においては、価格の二分の一）の額とする特例措置を講じること。

5 自動車税及び自動車取得税

(1) メタノール自動車に係る自動車税及び自動車取得税の税率の軽減措置の適用期限を平成七年度まで延長すること。
 (2) 自動車取得税について、平成七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安基準に適合しないトラクタ又はトレーラを一定期間内に廃車して新たに取得（平成六年四月一日から平成七年八月三十一日までの間の取得に限る。）する当該保安基準に適

合するトラクタ又はトレーラに係る税率の軽減措置（現行税率から〇・三%控除）を講じること。

6 固定資産税及び都市計画税

(1) 信用組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信用協同組合等」という。）が所有し、かつ、使用する事務所及び仓库に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止し、課税標準をその價格の二分の一の額とすること。なお、次の表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該年度の区分に応じて定める率を、当該二分の一の額に乗じる経過措置を講じること。

(1) 事業規模の大きい一定の信用協同組合等

年 度 の 区 分	率
平成六年度	○・二
平成七年度	○・四
平成八年度	○・六
平成九年度	○・八

(2) (1)に掲げるもの以外のもの

年 度 の 区 分	率
平成六年度及び平成七年度	○・二
平成八年度及び平成九年度	○・四
平成十一年度及び平成十二年度	○・六
平成十二年度及び平成十三年度	○・八

(2) 三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地で、平成六年四月一日以後において、地区整備計画又は住宅地高度利用地区計画の都市計画決定及び土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行の認可等がされた区域に所在するものについて、次とおり減額措置を講じること。
 (1) 平成八年十一月三十一日までに、都市計画決定及び事業の認可等がされた区域に所在する土地 三年度間に限り、その固定資産税額及び都市計画税額の二分の一の額を減額する。
 (2) 平成十一年十二月三十一日までに、都市計画決定及び事業の認可等がされた区域に所在する土地 (1)に掲げるものを除く。) 三年度間に限り、その固定資産税額及び都市計画税額の三分の一の額を減額する。

(三) 農地に係る平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、平成六年度評価額の平成五年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める

次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。

上昇率の区分	負担調整率
一〇七五倍以下もの	一〇一五
一〇七五倍超え、一・一五倍以下もの	一〇五
一・一五倍超え、一・三倍以下もの	一・一
一・三倍超え、一・五倍以下もの	一・一五
一・五倍を超えるもの	一・一一

7 特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置に係る土地の取得期限を、平成五年十二月三十一日(現行平成六年三月三十一日)までとすること。

8 租税条約の実施に伴う過納金等の還付の特例

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による法人税の更正に基づき、法人の住民税又は法人の事業税の更正をした場合の過納金等の額は、それぞれ当該更正日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度の法人税割額又は事業税額から控除し、控除しきれなかつた金額は一定の方法により還付するものとすること。

る」と。

11 地方債の特例

個人の住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じること。

12 その他

(一) その他要所の改正を行うこと。

(二) この改正は、平成六年四月一日から施行すること。ただし、1の四の改正は平成七年四月一日から施行すること。

なお、以上の地方税制の改正等により、平成六年度において一兆五千九百三十四億円(平年度一兆五千六百四十二億円)の減収が見込まれる。

二 議案の可決理由

当面の経済情勢に対応するため、個人住民税について平成六年度限りの措置として定率による特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決したこと。

なお、本案に対し、自由民主党・自由国民会議の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。また、別紙のとおり附帯決議を付することと決した。

右報告する。

平成六年三月二十五日

地方行政委員長 粟屋 敏信
衆議院議長 十井たか子殿

〔別紙〕

〔別紙〕 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左の点についてその実現に努めるべきである。

一 平成六年度の特別減税等に伴い発行する特例地方債の償還財源については、税制改革の実現を図る中で地方税源の充実によって適切に確保すること。

二 税制改革に当たっては、地方財政の健全化を

図るとともに、地方団体が高齢化の進展等に伴い増大する行政需要に的確に対応し得るよう、地方税源の充実を基本として、地方分権の推進に即応した安定的な地方税体系を確立すること。

三 地方交付税法等の一部を改正する法律案

なお、恒久的な個人住民税減税とその財源問題についても、地方税の直面比率の是正等の観点を踏まえた税制の改革の中で結論を得ること。

右決議する。

四 地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成六年三月十八日

内閣総理大臣 細川 譲熙

〔地方交付税法の一部改正〕

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のとおり改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第四号中	4 労働費	人口	を
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口	に改め、同表道府県の項第八号から第十号まで
(1) 経常経費	高齢者人口	人口	5 労働費
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口	
		人口	
5 労働費		人口	

での規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表市町村の項第四号中

4 労働費	人口	を
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

に改め、同表

市町村の項第九号から第十一号までの規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改める。

第十二条第二項の表中第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表第十一号中「官報に公示された」を削り、同号を同表第九号とし、同表中第十一号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、第二十六号の前に次の三号を加える。

二十三 町村部人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口	人	
二十四 市部人口	府県の人口のうち町村に係るもの	人	
二十五 高齢者人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の高齢者人口	人	
	の人口		
	最近の国勢調査の結果による当該地方団体の六十五歳以上の人口	人	

第十二条第一項の表第二十七号及び第二十八号を次のように改める。

二十七 農家数	最近の農業に係る指定統計調査(以下「世界農業センサス」という。)の結果による当該地方団体の農家数	戸	
二十八 耕地の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該道府県の耕地の面積	ヘクタール	

第十二条第二項の表第三十二号中「官報に公示された」を削り、同表第三十八号中「昭和六十三年度から平成四年度」を「昭和六十三年度」から平成五年度に改め、同号を同表第三十九号とし、同

表第三十七号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第三十六号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「道府県民税の」を「道府県民税の所得割」、 「市町村民税の法

人税割及び」を「市町村民税の所得割及び法人税割並びに」に改め、同号を同表第三十七号とし、同

表中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 面積

建設省国土地理院において公示した最近の当該地方団体の面積

4 労働費	人口	を
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

に改め、同表

市町村の項第八号から第十号までの規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同表道府県の項第八号から第十号までを

4 労働費	人口	を
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

に改め、同表市町村の項第八号から第十号までを

4 清掃費	人口	を
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 清掃費		

4 労働費	人口	を
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

6 労働費	失業者数	を
6 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

6 労働費	失業者数	を
6 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

6 労働費	失業者数	を
6 高齢者保健福祉費	高齢者人口	人口
(1) 経常経費	高齢者人口	人口
(2) 投資的経費	高齢者人口	人口
	人口	
5 労働費		

官報(号外)

第十一号までの規定中「平成四年度」を「平成五年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成五年度から平成十三年度まで」を「平成六年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第一項中「平成五年度から平成十三年度まで」を「平成六年度から平成二十一年度まで」と、「合算額(平成五年度)」を「合算額(平成六年度)」に、「三百七十億円」を「二千百六十億円」に改め、同項第二号中「平成五年度」を「平成五年度」に改つては、平成四年度における借入金の額「兆千八百五十九億八十二万九千円」を「平成五年度」に改つては、平成五年度における借入金の額「兆千九百五十六億二千八十二万九千円」に改め、同項第三号中「平成五年度」を「平成六年度」に改つては、平成五年度における借入金の額「兆千九百五十六億二千八十二万九千円」を「平成六年度」に改め、同項第四号中「平成五年度」に改つては、「一千二百四十六億円」を「平成六年度」に改つては、「一千二百三十七億円」に改め、同項第二項を削り、同項第三項中「平成六年度から平成十三年度まで」を「平成七年度から平成二十一年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	五千六百三十億円
平成十四年度	五千七百十億円
平成十五年度	五千九十五億円
平成十六年度	六百六十億円
平成十七年度	七百二十五億円
平成十八年度	七百九十五億円
平成十九年度	八百七十五億円
平成二十年度	九百六十億円
平成二十一年度	千百七十億円

附則第四条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
附則第八条中「道府県民税の法人税割」を「道府県民税の所得割、法人税割」に、「市町村民税の人税割及び」を「市町村民税の所得割及び法人税割並びに」に、「当該収入」を「これらの収入」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位 費 用
道府県	一 警察費 二 土木費 1 道路橋りょう 2 河川費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	警察職員数 道路の面積 道路の延長	一人につき 千平方メートルにつき 一キロメートルにつき
	3 港湾費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	河川の延長 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一一六、〇〇〇 一キロメートルにつき
	4 教育費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一、一〇五、〇〇〇 一メートルにつき
3 1 小学校費 2 中学校費 3 高等学校費	4 その他の土木 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	一、一六〇 一、一三〇 一、一三〇
4 校費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 5 その他の教育費	教職員数 生徒数 生徒数	教職員数 教職員数 教職員数	四、七五三、〇〇〇 四、七四五、〇〇〇 七、一二五、〇〇〇
教職員数 児童及び生徒の 学級数 人口	教職員数 生徒数 生徒数	教職員数 生徒数 生徒数	一、〇三五、〇〇〇 六〇、〇〇〇 五一、七〇〇
学級数 人口	人口	人口	一、三六四、〇〇〇 四、三〇〇
			四、九八二、〇〇〇 二二〇、〇〇〇

七 災害復旧費	4 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	3 恩給費	2 微税費	1 その他の諸費用	六 商工行政費 (1) 企画振興費 (2) 経常経費	5 (1) 水産行政費 (2) 投資的経費	4 (1) 林野行政費 (2) 経常経費	3 (1) 農業行政費 (2) 投資的経費	2 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	1 (1) 農業經濟費 (2) 経常經濟費	五 産業經濟費 (1) 農業經濟費 (2) 投資的経費	4 社會福社費 (1) 高齢者保健福 (2) 卫生費	3 労働費	2 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	1 生活保護費 社会福社費 経常経費	四 厚生労働費 社会福社費 経常経費	四、七五〇 三七四 五、〇一〇	四、八五〇 二、七六〇 七四〇	四、八五〇 二、七六〇 五、〇一〇	四、七五〇 二、七六〇 五、〇一〇	四、七五〇 二、七六〇 五、〇一〇	四、七五〇 二、七六〇 五、〇一〇
災害復旧費の財源に充てることを許すため元利地主とされた元利金にかかる	人口	人口	面積	人口	人口	水産業者数	林野の面積	農家数	耕地の面積	失業者数	高齢者人口	人口	人口	人口	町村部人口	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
災害復旧費の財源に充てることを許すため元利地主とされた元利金にかかる	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	
災害復旧費の財源に充てることを許すため元利地主とされた元利金にかかる	九五〇	九五〇	一、三八二、〇〇〇	九、六九〇	六九二	一、六六〇	一一一、〇〇〇	一、二二、三〇〇	八七、二〇〇	五、四八〇	一、一、一、〇〇〇	一〇七、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	九三〇	四、五八〇	九〇〇	一一一、七〇〇	三九〇	一、一七〇	

市町村	九 地域財政特例債 十 債権償還費	八 地方税減収補てん ん債権償還費				
4 (1) 公園費 (2) 経常経費	3 都市計画費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	2 港湾費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	1 土木費 二 消防費 道路構りよう	一 費	九 三三〇円	千円につき
人口	人口	人口	人口	人口	九 三三〇円	千円につき
都市計画区域における人口	都市計画区域における人口	郭施設の延長	港湾における外港施設の延長	道路の延長	千平方メートルにつき	千平方メートルにつき
人口	人口	人口	人口	人口	一キロメートルにつき	一キロメートルにつき
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一メートルにつき	一メートルにつき
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一一一、〇〇〇	七七一、〇〇〇
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一一一、〇〇〇	七七一、〇〇〇
五千五百八	一一九〇	一一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一一一、六〇〇	八七
三三九						七九

官 報 (号外)

平成六年三月二十五日 民議院会議録第十二号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

	5 下水道費 経常経費 (1) 投資的経費	6 その他の土木費 経常経費 (2) 投資的経費	三											
			1 小学校費 (1) 教育費 (2) 経常経費	2 中学校費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	3 高等学校費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	4 その他の教育費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	5 厚生労働費 社会福祉費 経常経費 (1) 投資的経費	6 高齢者保健福 祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	7 清掃費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費					
人口	人口 高齢者人口	人口 高齢者人口	市部人口	人口	生徒数	教職員数	学校数 学級数	学校数 学級数	学校数 学級数	児童数 学級数	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六、八〇〇	七一、一〇〇	二、九一〇	三、一八〇	四五〇	五、〇三〇	四九二	六、八五〇	三五七	六、一八〇	九八三、〇〇〇	七七八、〇〇〇	八、四三八、〇〇〇	七、七五四、〇〇〇	一、四三〇
七一、三〇〇	五八、八〇〇	三四、三〇〇								六一、一〇〇	六一、一〇〇	六、一一、〇〇〇	六五四	八三
一、四三〇	一、〇一〇													一五三

	5 下水道費 経常経費 (1) 投資的経費	6 劳働費 農業経営費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	五											
			1 企画振興費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	2 商工行政費 (1) 経常経費 (2) その他の産業経営費	3 製造業 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	4 台帳費 戸籍住民基本	5 徵稅費 戸籍住民基本							
人口	人口 高齢者人口	人口 高齢者人口	人口	人口	人口	人口	人口 世帯数	人口 世帯数	人口 世帯数	林業 水産業及 林業、水産業 業者の従業者 数	農家数	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
九〇、六〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	四、〇六〇	五〇、〇〇〇	四四、二〇〇	一、〇一〇	一一八五、〇〇〇
四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	七二七
八	八	八	七	七	七	七	七	七	七					
八	八	八	七	七	七	七	七	七	七					
九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	九〇、九〇〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一一八五、〇〇〇
九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	九五〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	七九
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	
七九														
八	八	八	七	七	七	七	七	七	七					

十 策債償還費	十 策債償還費	許可された地方 の額
臨時財政特例	臨時財政特例	地域財政特例対 策のため昭和五 十七年度から平 成五年度までの 各年度においての 特別に発行を許 可された地方債 の額
債償還費	債償還費	千円につき
八七	八七	千円につき
		六千三百八十七億四千円
		五千九百七十五億円
		四千百三十八億円
		五千六百三十億円
		五千八百一億円
		五千七百十億円
		六千三百二十五億円
		六千三百八十七億四千円
		五百九十五億円
		六百六十億円
		七百二十五億円
		七百九十五億円
		八百七十五億円
		九百六十億円
		千六十億円
		千百七十億円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第二百三号)の一部を次のように改訂する。

附則第五条第一項中「平成五年度から平成十二年度まで」を「平成六年度から平成二十年度まで」に、「平成五年度にあつては三兆七千九百五十六億二千八十二万九千円」を「平成六年度にあつては六兆七千三百五十五億二千八十二万九千円」に、「平成五年度分の借入金限度額」を「平成六年度分の借入金限度額」と、「平成六年度から平成十二年度まで」を「平成七年度から平成二十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成七年度	一兆六千四百九十九億円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百七十九億円
平成十一年度	五千五百七十九億円
平成十二年度	七千一百六十三億三千八百万円
平成十三年度	七千六百十九億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	四千四百十億円
平成十五年度	一千五百五十五億円
平成十六年度	一千七百五億円
平成十七年度	一千八百八十億円
平成十八年度	一千六十五億円
平成二十年度	二千二百七十五億円
平成二十一年度	二千五百億円

年 度	金 額
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	六千三百二十五億円
平成十三年度	六千三百八十七億四千円
平成十四年度	五百九十五億円
平成十五年度	六百六十億円
平成十六年度	七百二十五億円
平成十七年度	七百九十五億円
平成十八年度	八百七十五億円
平成十九年度	九百六十億円
平成二十年度	千六十億円
平成二十一年度	千百七十億円

(施行期日)

1 (この法律は、公布の日から施行する。)

2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後的地方交付税法の規定は、平成六年度分の地方交付税から適用する。(平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

3 平成六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による減収見込額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

4 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

附則第六条中「平成五年度」を「平成六年度」に改める。

附則第七条中「平成五年度」を「平成六年度」に、「から三兆七千九百五十六億円を減額した」を「に千七百六十億円を加算した」に、「平成六年度から平成十三年度まで」を「平成七年度から平成二十一年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

(外) 報号

体地の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	一 道府県民税 の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者数等の数 及び課税標準等の額
市町村	一 市町村民税 の所得割	前年度の消費譲与税の譲与額
	二 消費譲与税	前年度の消費譲与税の譲与額

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成六年度分の予算から適用する。

理由

地方財政の状況等にかんがみ、平成六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨
(内閣提出)に関する報告書

本案は、平成六年度分の地方交付税の総額の確保等のため、同年度分の地方交付税の総額についての特例、基準財政需要額の算定方法の改正等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(1) 平成六年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、二千六六十億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計借入金二兆九千百七十九億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支

二 議案の可決理由
地方財政の状況等にかんがみ、平成六年度分の地方交付税の総額の特例、基準財政需要額の算定方法の改正等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
平成六年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に十五兆五千九十九億五千四百万円が計上されいる。

右報告する。

平成六年三月二十五日

地方行政委員長 粟屋 敏信

衆議院議長 土井たか子殿

恩給法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣總理大臣 細川 譲照

恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項及び第七十五条第一項中「一万一千円」を「一万四千円」に改める。

別表第一号表中「五、三五六、〇〇〇円」を「五、九〇八、〇〇〇円」を「一、九六一、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円」を「一、四六三、〇〇〇円」を「一、三九七、〇〇〇円」を「四、五四五、〇〇〇円」を「三、六七六、〇〇〇円」を「三、七四三、〇〇〇円」を「一、九三七、〇〇〇円」に改める。

四五四、〇〇〇円」に、「四、四六三、〇〇〇円」を「一、三五四、〇〇〇円」に、「一、三九七、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、二九〇、八〇〇円」を「一、二九〇、六〇〇円」に、「一、二九〇、六〇〇円」を「一、二九〇、八〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、〇一九、五〇〇円」を「五、一一一、五〇〇円」に、「四、六四六、一〇〇円」を「四、七三一、一〇〇円」に、「四、四三四、一〇〇円」を「四、二九九、三〇〇円」に、「四、二九九、三〇〇円」を「四、三七八、〇〇〇円」に、「四、三七八、〇〇〇円」を「四、一九九、三〇〇円」に改める。

八、九〇〇円」に、「四、一九九、三〇〇円」を「四、一九九、三〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、六九八、〇〇〇円」を「五、八〇一、〇〇〇円」に、「四、七一六、〇〇〇円」を「四、八一九、〇〇〇円」に、「四、七一六、一〇〇円」に改める。

4 その他所要の改正を行うこと。
5 その他の改正を行ふこと。

三六

「おお、この間の話、もういいやつだ。」
「ううん、まだいいやつだよ。」
「ううん、まだいいやつだよ。」

〔一九〇〇年〕第一、七〇〇、七〇〇〔昭和二年六月三日〕

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

附則別表第六(附則第十三條関係)

卷之三

第一條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百五十五号）の一部を次のよう改正する。

第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

仮定俸給年額	金額
七四〇七〇〇〇円	七二一八、五〇〇円

附則第二十七条ただし書中「百六十九万七千円」を「百七十一万八千円」とし、「百三十二万円」を「百三十三万円」とする。

附則第一一十七条ただし書中「百六十九万七千円」を「百七十二万八千円」に、「百三十二万円」

六、四八一、一〇〇日

附則別表第一（附則第十三条関係）

「一、二九〇 八〇〇円」を「一、二九〇 四千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

を「百二十四万四千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

五、一四四、一一〇〇田	五、一一一、五〇〇田
四、五三四、一〇〇田	四、三七大、〇〇〇田

階級	仮定俸給年額
大將	七、四〇七、〇〇〇円
中將	六、六〇一、三〇〇円
少將	五、二四四、一〇〇円
大佐	四、五三四、一〇〇円
中佐	四、三三八、六〇〇円
少佐	三、三九〇、五〇〇円
大尉	一、八七一、一〇〇円
中尉	一、二八〇、一〇〇円
少尉	一、九五二、三〇〇円
准士官	一、七九九、九〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、四八三、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、三八九、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、二五三、六〇〇円
兵	一、一四〇、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを組むものとする。

附則別表第四中「一、七三四、〇〇〇円」を「一、七六六、〇〇〇円」と改める。
附則別表第五中「一、五七七、〇〇〇円」を「一、六〇六、〇〇〇円」と、「一、一六六、〇〇〇円

仮定俸給年額	金額
七、四〇七、〇〇〇円	七、九六一、五〇〇円
六、六〇一、三〇〇円	七、一〇一、六〇〇円
五、二四四、一〇〇円	六、〇一〇、五〇〇円
四、五三四、一〇〇円	五、二四四、一〇〇円
四、三三八、六〇〇円	四、九一六、九〇〇円
三、三九〇、五〇〇円	三、九三一、六〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

官 報 (号 外)

附則別表第七(附則第十三條關係)	仮定俸給年額	金額	金額
	二、八七一、一〇〇円	三、〇八八、九〇〇円	
	二、二八〇、一〇〇円	二、四六三、四〇〇円	
	一、九五二、三〇〇円	一、一七〇、六〇〇円	
	一、七九九、九〇〇円	一、九五二、三〇〇円	
	一、四八三、五〇〇円	一、六七七、一〇〇円	
	一、三八九、一〇〇円	一、五七三、五〇〇円	
	一、三五三、六〇〇円	一、五一四、一〇〇円	
	一、二四〇、六〇〇円	一、三八九、一〇〇円	

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

〔百三十四万四千円〕を改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成五年四月分」を「平成六年四月分」に改め、同項の表中「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇七九、四〇〇円」に、

○円」を「七九〇、三〇〇円」を「八〇四、八〇〇円」に、「六九五、一〇〇円」を「七〇七、九〇〇円」に改め、同条第三項中「一万一千円」を「一万四千円」に改める。

円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五
十円以上百円未満の端数があるときはこれを百
円に切り上げる。」に改定する。

附則第十三条第二項の表中「四、〇八三、〇〇四」を「四、一五七、八〇〇四」、「一、一〇四、六〇〇四」を「一、四六七、九〇〇四」、「一、八一四、六〇〇四」を「一、八六六、一〇〇四」、「一、一一一、〇〇〇四」を「一、一七一、八〇〇四」、「一、八一四、七〇〇四」を「一、八四七、六〇〇四」、「一、四七〇、二〇〇四」を「一、四九七、一〇〇四」、「一、一一六、五〇〇四」を「一、三九一、〇〇〇四」、「一、一一六、五〇〇四」を「一、一一八、八〇〇四」。

規定する旧準軍人（附則第十二条において「旧準軍人」という。）を除く。）に給する普通恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成六年四月分以降、これらの年額を、これら の年額の計算の基礎となつている俸給年額にそ れぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を追端 又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩 給法（改正後の法律第一百五十五号附則その他恩 給法）に関する法令を含む。附則第十二条において 同じ。）の規定によって算出して得た年額（五十一

第三条 亂政の一部を改正する（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

十五号」という。(附則第十条第一項に該定する旧軍人(附則第十二条において「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員として選する者(同項にて

〇〇〇円を「三七七
〇〇〇円」、「七三七
〇〇〇円」を「七五」、一
〇〇〇円」を「五三」、三
〇〇〇円」を「五六三」、三
〇〇〇円」を「四五〇、七
〇〇〇円」、「三六八、八〇〇円」を「三七五」、六
〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成五年三月二
十一日」を「平成六年三月二十一日」に改める。

(施行期日)
附 則
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。
(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(附和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」)

「七九五、〇〇〇五」を「八〇九、九〇〇九」に、
「大三六、〇〇〇九」を「六四七、九〇〇七」に、
「五三〇、〇〇〇三」を「五三九、九〇〇九」に、
「一、〇五四、八〇〇四」を「一、〇七四、一〇〇七」に、
「七九一、一〇〇一」を「八〇五、六〇〇五」に、「大三三、九〇〇三」を「六四四、五〇〇四」に、
「九〇〇二、一〇〇二」を「五三七、一〇〇七」に、「五三一、一〇〇一」を「七五四、八〇〇四」に、「五三五、九〇〇五」を「五六六、一〇〇六」に、「五三六、七〇〇六」を「四五二、九〇〇二」に。

附則第十四条第一項第一号中「二十四万八千二百円」を「二十六万九千八百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十四万九千八百円」を「十四万九千六百円」に改め、同条第二項中「十二万九千九百円」を「十二万九千九百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十七万六百円」を「三十七万七千四百円」に、「二十七万八千円」を「二十八万三千百円」に改め、同条第四項中「七万五千一百五十円」を「八万三千五百円」に改める。

附則第十四條第一項第一號中「二十四萬八千

附則第十四条第一項第一号中「二十四万八千九百円」を「二十六万九千八百円」に改め、同項第三号及び第三号中「十四万九千八百円」を「十四万九千六百円」に改め、同条第二項中「十二万九千九百円」を「十二万九千九百円」に改まる。

「七九五、〇〇〇互」を「八〇九、六〇〇互」、「六三六、〇〇〇互」を「六四七、六〇〇互」、「五三〇、〇〇〇互」を「五三九、七〇〇互」、「一、〇五四、八〇〇互」を「一、〇七四、一〇〇互」、「七九一、一〇〇互」を「八〇五、六〇〇互」。

附則第十四条第一項第一号中「二十四万八千九百円」を「二十六万九千八百円」に改め、同項第三号及び第三号中「十四万九千八百円」を「十四万九千六百円」に改め、同条第二項中「十二万九千九百円」を「十二万九千九百円」に改まる。

平成六年三月十五日 葉山院会議録第十一号 恩給法等の一部を改正する送法律及び同報告書

定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条
第一項に規定する年額に改定する。

例による。
第五条 第七項症の増加恩給については、平成六年四月分以降、その年額（法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において適用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成六年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成六年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)。次条において「法律第八十一号」という。)附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 扶養家族が三人以上ある場合における扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成六年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項(改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第三項)ただし書において準用する場合を含む。)又は改正後の法律第八十一号附則第十三条第三項の規定によって算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族が三人以上ある場合における扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成六年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十一条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五

第十一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)。以下法律第五十一号といふ。附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成六年四月分以降、その加算の年額を、それ改正後のこれらの規定で規定する年額に改

定する。
平成六年四月分から同年九月分までの扶助料の年額に係る加算に関する改正後の法律第五十一条附則第十四条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「二十六万五千八百元

円」とあるのは「二十五万三千三百円」と、「十四万九千六百円」とあるのは「十四万三千六百円」とし、同条第二項中「十二万九千九百円」とあるのは「十二万三千九百円」とする。

六年四月分以降、その年額を、改正後の法律等五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

平成六年四月分から同年九月までの借付率
達族特別年金の年額に係る算定に関する改正案
の法律第五十一号附則第十五条第四項の規定の
適用については、同項中「八万三千百五十円」と
あるのは、「七万七千五百円」にする。

(旧軍人等に給する普選恩給等の年額の改定)
第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人に給する普選恩給又はこれらの者の遺族に給する扶助料については、平成六年四月分以降、これらの年額を

改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮板
俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第一項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法

額、法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる全額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定する年額にそれぞれ対応する改正後の法律第古五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる全額、法律第百五十五号附則第十三条第四項に規定する

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額	板定俸給年額
一、〇七三、三〇〇円	一、〇九一、九〇〇円
一、一一〇、八〇〇円	一、一四一、三〇〇円
一、一六九、八〇〇円	一、一九一、一〇〇円
一、二一八、三〇〇円	一、二四〇、六〇〇円
一、二六七、六〇〇円	一、二九〇、八〇〇円
一、二九八、四〇〇円	一、三三一、二〇〇円
一、三三九、三〇〇円	一、三五五、九〇〇円
一、三六四、一〇〇円	一、三八九、一〇〇円
一、四一三、八〇〇円	一、四三九、七〇〇円
一、四五六、八〇〇円	一、四八三、五〇〇円
一、四九六、七〇〇円	一、五一四、一〇〇円
一、五四五、二〇〇円	一、五七三、五〇〇円
一、五九三、八〇〇円	一、六三三、〇〇〇円
一、六四七、〇〇〇円	一、六七七、一〇〇円
一、七〇〇、七〇〇円	一、七三一、八〇〇円
一、七六七、六〇〇円	一、七九九、九〇〇円

〔職權改定〕

三
八

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
う。

官 報 (号 外)

一、八〇九、八〇〇日	一、八四一、九〇〇日
一、八六四、一一〇日	一、八九八、三〇〇日
一、九一七、一一〇日	一、九五一、三〇〇日
一、〇三一、三〇〇日	一、〇五九、三〇〇日
一、〇五〇、六〇〇日	一、〇八八、一〇〇日
一、一三一、六〇〇日	一、一七〇、六〇〇日
一、一三一九、一一〇日	一、一八〇、一一〇日
一、三五八、一一〇日	一、四〇一、三〇〇日
一、四一九、一〇〇日	一、四二一、三〇〇日
一、四七七、一〇〇日	一、五三一、三〇〇日
一、五五九、六〇〇日	一、六〇六、三〇〇日
一、六〇八、五〇〇日	一、六五六、一〇〇日
一、七四九、六〇〇日	一、七九九、九〇〇日
一、八一九、五〇〇日	一、八七一、一〇〇日
一、八九一、七〇〇日	一、九四五、六〇〇日
三、〇三三、四〇〇日	三、〇八八、九〇〇日
三、一七五、三〇〇日	三、一三三、三〇〇日
三、一一一、三〇〇日	三、一一一、一〇〇日
三、三一九、六〇〇日	三、三九〇、五〇〇日
三、四九六、〇〇〇日	三、五六〇、〇〇〇日
三、六六〇、八〇〇日	三、七一七、八〇〇日
三、七六一、六〇〇日	三、八三一、五〇〇日
三、八六一、九〇〇日	三、九三一、六〇〇日
四、〇九三、四〇〇日	四、一三七、八〇〇日
四、一六〇、六〇〇日	四、三三八、六〇〇日
四、二九九、三〇〇日	四、三七八、〇〇〇日

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、〇七三、三〇〇円未満の場合又は七、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一、〇一八三を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給及び扶助料の最低保障額等の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 諸案の目的及び要旨

本案は、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、平成五年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を一・八三%引き上げるほ

か、各種加算額等についても所要の改定を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成六年四月分以降、一律に一・八三%引き上げること。

2 普通恩給等の最低保障額の増額

(1) 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成六年四月分以降、それぞれ次表のとおり一・八三%引き上げること。(七十五歳以上の者を除く。)

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
		六十五歳以上	一・〇五四、八〇〇
長期在職者 (六十五歳以上 の者並びに傷病 者に限る)	六十五歳未満	七九一、一〇〇	八〇五、六〇〇
	九年未満	六三一、九〇〇	六四四、五〇〇
実在職年六年未満	五年未満	五二七、四〇〇	五三七、一〇〇
	九年未満	七九一、一〇〇	八〇五、六〇〇

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
		六十五歳以上	七三七、六〇〇
長期在職者 (六十五歳以上 の者並びに傷病 者に限る)	六十五歳未満	七五一、一〇〇	八〇五、六〇〇
	九年未満	六三一、九〇〇	六四四、五〇〇
実在職年六年未満	五年未満	五二七、四〇〇	五三七、一〇〇
	九年未満	七三七、六〇〇	八〇五、六〇〇

3

公務関係扶助料の最低保障額の増額
公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、平成六年四月分以降、次表のとおり一・八三%引き上げること。

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
		九年未満	五年未満
短期在職者 (実在職年六年以上)	実在職年六年以上	四四四、七〇〇	四五二、九〇〇
	六年未満	三七〇、六〇〇	三七七、四〇〇
実在職年六年未満	五年未満	一、六九七、〇〇〇	一、七二八、〇〇〇
	九年未満	一、八一八、九〇〇	一、八五一、九〇〇

区	分	現行年額(円)	改定年額(円)
		九年未満	五年未満
短期在職者 (実在職年六年以上)	実在職年六年以上	一、三三〇、〇〇〇	一、三四四、〇〇〇
	六年未満	一、四四一、九〇〇	一、四六七、九〇〇
実在職年六年未満	五年未満	三六八、八〇〇	三七五、六〇〇
	九年未満	四四二、六〇〇	四五〇、七〇〇

4

傷病恩給の基本年額の増額
増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成六年四月分以降、それぞれ次表のとおり一・八三%引き上げること。

官報(号外)

平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

① 増加恩給		現行年額(円)	改定年額(円)
区分	分		
第一項症		五、三五六、〇〇〇	五、四五四、〇〇〇
第二項症		四、四六三、〇〇〇	四、五四五、〇〇〇
第三項症		三、六七六、〇〇〇	三、七四三、〇〇〇
第四項症		二、九〇八、〇〇〇	二、九六一、〇〇〇
第五項症		二、三五四、〇〇〇	二、三九七、〇〇〇
第六項症		一、九〇一、〇〇〇	一、九三七、〇〇〇
第七項症		一、七三四、〇〇〇	一、七六六、〇〇〇

② 傷病年金		現行年額(円)	改定年額(円)
区分	分		
第一款症		一、五七七、〇〇〇	一、六〇六、〇〇〇
第二款症		一、二六六、〇〇〇	一、二八九、〇〇〇
第三款症		一、〇一八、〇〇〇	一、〇三七、〇〇〇
第四款症		九〇〇、〇〇〇	九一六、〇〇〇

③ 特例傷病恩給

区分	現行年額(円)	改定年額(円)
第一項症	四、〇八三、一〇〇	四、一五七、八〇〇
第二項症	三、四〇五、六〇〇	三、四六七、九〇〇
第三項症	二、八一四、六〇〇	二、八六六、一〇〇
第四項症	二、二三一、〇〇〇	二、二七一、八〇〇
第五項症	一、八一四、四〇〇	一、八四七、六〇〇
第六項症	一、四七〇、二〇〇	一、四九七、一〇〇
第一款症	一、三三六、五〇〇	一、三六一、〇〇〇
第二款症	一、一一六、五〇〇	一、一二三八、八〇〇
第三款症	九七八、〇〇〇	九九五、九〇〇

5 傷病者遺族特別年金の増額	傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成六年四月分以降、次表のとおり一・八三%引き上げること。
傷病者遺族特別年金	傷病者遺族特別年金

第四款症	七九〇、三〇〇	八〇四、八〇〇
第五款症	六九五、一〇〇	七〇七、九〇〇

6	傷病者遺族特別年金の増額	
第一款症	三七〇、六〇〇	三七七、四〇〇
第二款症	四四五、八五〇	四五四、五五〇
第三款症	二七八、〇〇〇	二八三、一〇〇
第四款症	三五三、一二五〇	三六〇、一一五〇
第五款症	二六一、八〇〇	二六九、六〇〇
第六款症	一四九、六〇〇	一四九、六〇〇

普通扶助料を受ける妻に係る寡婦加算を、次表のとおり増額すること。

扶養遺族数等	現行年額(円)	平成六年四月改定年額(円)	平成六年十月改定年額(円)
子二人以上	一四八、二〇〇	一五一、三〇〇	一六一、八〇〇
子一人			
子を有しない六十歳以上	一四一、八〇〇	一四三、六〇〇	一四九、六〇〇

(1) 遺族加算の増額

公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金受給者に支給される遺族加算を、次表のとおり増額すること。

区分	現行年額(円)	平成六年四月改定年額(円)	平成六年十月改定年額(円)
公務関係扶助料	一二一、九〇〇	一二三、九〇〇	一二九、九〇〇
傷病者遺族特別年金	七五、二五〇	七七、一五〇	八三、一五〇

7 扶養加給の増額

(一) 増加恩給及び第一款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、三人目からの加給の年額を、平成六年四月分以降、一人につき一万二千円から二万四千円に引き上げること。

(二) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、三人目からの加給の年額を、平成六年四月分以降、一人につき一万二千円から二万四千円に引き上げること。

8 施行期日 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

この法律は、平成六年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成六年度一般会計予算に約二百一十七億九千九百万円が計上されている。

平成六年三月二十五日

衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をする

こと。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

一 民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事補の員数を十人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加すること。

二 議案の目的及び要旨

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事補の員数を十人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認める。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成六年度裁判所関係予算に、一億六千六百六十人」に改める。

右

平成六年三月八日
内閣総理大臣 細川 譲熙

裁判所職員定員法の一部を改正する法律
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改訂する。

第一条の表中「六二二人」を「六三三人」に改める。

第二条中「二万五千五百一人」を「二万五千五百二十人」に改める。

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をする

十五万三千円が計上されている。

右報告する。

平成六年三月二十五日

法務委員長 高橋辰夫

衆議院議長 土井たか子殿

相続税法の一部を改正する法律案

右

平成六年三月四日

内閣総理大臣 細川 譲熙

相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改訂する。

第十五条第一項中「四千八百万円」を「五千万円」に、「九百五十万円」を「千万円」に改める。

第十六条の表を次のように改める。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認める。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成六年度裁判所関係予算に、一億六千六百六十人」に改める。

右

平成六年三月八日
内閣総理大臣 細川 譲熙

相続税法の一部を改正する法律
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改訂する。

第十五条第一項中「四千八百万円」を「五千万円」に、「九百五十万円」を「千万円」に改める。

第十六条の表を次のように改める。

四 附 則

第十九条中「算入されるもの」の下に「特定贈与財産を除く。」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合に該当するもののうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。

一 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の譲与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき。同項の規定により控除された金額に相当する部分

官 報 (号 外)

二 当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

第十九条の二第一項第一号イ中「八千万円」を「一億六千万円」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項」を「第二十七条」に改め、「含む」の下に「。」第五項において同じくを加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していかつた場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）又は同法第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る第一項の規定の適用については、同項第一号イの課税価格の合計額及び同号ロの課税価格に相当する金額には、当該配偶者に係る相続税の課税価格のうちその隠べいし、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。

第十九条の二第一項第一号イ中「八千万円」を「一億六千万円」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条」に、「この条」を「この項」に改め、「含む」の下に「。」第五項において同じくを加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装し、その隠べいし、又は仮装したところに基づき、第二十七条の規定による申告書を提出しており、又はこれを提出していかつた場合において、当該相続又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）又は同法第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る第一項の規定の適用については、同項第一号イの課税価格の合計額及び同号ロの課税価格に相当する金額には、当該配偶者に係る相続税の課税価格のうちその隠べいし、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。

第十九条の二第一項第一号イ中「八千万円」を「一億六千万円」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条」に、「この条」を「この項」に改め、「含む」の下に「。」第五項において同じくを加え、「添附して」を「添付して」に改め、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

二 当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する

規定期による「及び」「(以降)」「決定」という。」を削る。

第三十一条中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）」を「更正」に、「同法第二十三条第一項」を「国税通則法第二十三条第一項」に改める。

附 则
1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。
2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成六年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第十九条の二第五項の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

4 その他所要の規定の整備を行う。
5 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

第六条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「国税通則法第二十三条第一項」を「国税通則法第二十三条第一項」に改め、同項第一号中「左の各号の一」を「次の各号」に改め、同項第一号中「大豆、大豆油」を「大豆」に改め、同項第一号を削り、同項第三号を

相続税の課税最低限の引上げ
遺産に係る基礎控除の金額を次のとおり引き上げる。

相続税の課税最低限の引上げ
法定相続人比例
控除の金額
数を乗じた金額
現 行
四、八〇〇万円
五、〇〇〇万円

相続税の税率の適用区分の幅の拡大等
法定相続人
数を乗じた金額
改正案

相続税の税率について、課税最低限の引上げと併せて相続税の負担の軽減を図るため、最高税率は現行水準を維持しつつ、その適用区分の幅を拡大するとともに、制度の簡明化を図るため、税率の刻み数を十三段階から九段階にする。

配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充等
配偶者の負担軽減措置の最低保障額を次のとおり引き上げる。

新法第十九条の二第五項の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお、軽減措置の対象となる財産には、隠べい又は仮装されていたものを含めない。
(注) 上の改正は、原則として、平成六年一月一日以後の相続から適用する。

第八条
一億六、〇〇〇万円
改正案

関税定率法等の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 細川 譲熙

平成六年三月十五日

関税定率法等の一部を改正する法律案
第一條 関税定率法の一部を改正する法律
第一条 関税定率法（明治四十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第二項」の下に「、第十一条」を加える。

第十一条中「当該貨物」を「当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物に、「関税の額の範囲内」を「課税價格の当該輸入貨物の課税價格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内」に改める。

第十三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号」に改め、同項第一号中「大豆、大豆油」を「大豆」に改め、同項第一号を削り、同項第三号を

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提
出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における相続税負担の状況にかかる
額は、約千四百七十億円である。
右報告する。

本案施行に伴う平成六年度における減収見込

額は、約千四百七十億円である。

平成六年三月二十五日
大藏委員長 宮地 正介

衆議院議長 土井たか子殿

官報(号外)

平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

を乗じて得た数量として大臣が告示する数量(以下この号及び)を「六十八万八百三十一トント」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号を次のように改める。

二

平成六年度における牛乳等の輸入数量が

牛乳等の輸入基準数量を超えた場合

第七条の三第二項中「当該年度又は前年度における」を削る。

第八条第一項中「当該輸出された貨物」を「当該製品の國税の額に、当該輸出された貨物」に、「課税の額の範囲内」を「課税価格(数量を課税標

倉庫」を「第四十三条の三第一項(保税蔵置場)に、「倉入れ申請等」を「蔵入れ申請等」に改める。

第八条の四第一項中「第五十二条第一項(保税

倉庫」を「第四十三条の三第一項(保税蔵置場)に、「倉入れ申請等」を「蔵入れ申請等」に改める。

一七・〇

甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。)

粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)
甘しや糖

一乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検査計の読みで九八・五度未満に相当するもののうち

分ふつ糖

二 その他のもの

てん菜糖

一乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検査計の読みで九八・五度未満に相当するもの

一キログラムにつき三	一キログラムにつき二	一キログラムにつき一
五円五〇銭	五円五〇銭	五円五〇銭
一キログラムにつき三	一キログラムにつき二	一キログラムにつき一
五円五〇銭	五円五〇銭	五円五〇銭

一七〇一・一一

その他のもの
その他のもの

二 その他のもの

一キログラムにつき三	一キログラムにつき二	一キログラムにつき一
五円五〇銭	五円五〇銭	五円五〇銭

一七〇一・九九

別表第一(A)第二十七一〇・〇〇号中「三一印」を「一五印」に改める。
別表第一(A)第四〇〇九・三〇号、第四〇〇九・四〇号及び第四〇〇九・五〇号を次のように改める。

準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)の当該製品の課税價格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内に改め、同項第一号中「第六十一類」を「第五十七類、第六一・一五項、第六十二類及び第六十三類」に改める。

第八条の四第一項中「第五十二条第一項(保税

倉庫」を「第四十三条の三第一項(保税蔵置場)に、「倉入れ申請等」を「蔵入れ申請等」に改める。

四〇〇九・三〇
四〇〇九・四〇
四〇〇九・五〇
四〇〇九・九〇

紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わされたもの(縫手なしのものに限る。)

(1) 自動車に使用する種類のもの

(2) その他のもの

他の材料により補強し又は他の材料と組み合わされたもの(縫手なしのものに限る。)

(1) 自動車に使用する種類のもの

(2) その他のもの

四・六%
無税
無税
無税

六〇〇一・九二

別表第一(A)第四〇一・〇四項中「平成六年三月三一日」を「平成七年三月三一日」と、「一三七、〇〇〇平方メートル」を「一五九、〇〇〇平方メートル」と、「八四八、〇〇〇平方メートル」を「一、〇一八、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一〇・二〇号中「平成六年三月三一日」を「平成七年三月三一日」と、「七〇四、〇〇〇平方メートル」を「八〇九、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第四一〇・二〇号中「平成六年三月三一日」を「平成七年三月三一日」と、「七〇四、〇〇〇平方メートル」を「八〇九、〇〇〇平方メートル」に改める。

別表第一(A)第五九・一一項の次に次の二項を加える。

六〇・〇一

別表第一(A)第六四・〇三項中「平成六年三月三一日」を「平成七年三月三一日」と、「六、九五五、〇〇〇足」を「八、三四六、〇〇〇足」に改める。

別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成六年三月三一日」を「平成七年三月三一日」に改める。

別表第一(B)第六〇〇一・九二号を次のように改める。

六〇〇一・九一

人造織維製のもののうち

無税

ボリエスチル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)

無税

ボリエスチル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。以外のものに限る。)

無税

別表第一(A)第六四・〇三項中「平成七年三月三一日」を「平成七年三月三一日」と、「六、九五五、〇〇〇足」を「八、三四六、〇〇〇足」に改める。

別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成七年三月三一日」を「平成七年三月三一日」に改める。

別表第一(B)第六〇〇一・九二号を次のように改める。

六〇〇一・九一

人造織維製のもののうち

無税

ボリエスチル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上に限る。)以外のものに限る。)

無税

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二項中「保稅倉庫」を「保稅藏置場」に、「第五十条」を「第四十一条」に改める。

第十五条 の一中「が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の消費

税の額」を「に係る消費税の額に、当該課税物品を國稅定率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額」に改める。

(國稅定率法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の國稅定率法第十二条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。以後に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る國稅の軽減については、なお従前の例による。

(國稅法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の國稅法(以下この条において「旧國稅法」という。)第四十二条第一項又は第五十条の規定により許可を受けている保稅上屋又は保

稅倉庫は、施行日において第二条の規定による改正後の國稅法(以下この条において「新國稅法」という。)第四十二条第一項の規定により許可を受けた保稅藏置場とみなす。

前項の規定により新國稅法第四十二条第一項の許可を受けたとみなされる保稅藏置場(以下この条において「総統保稅藏置場」という。)に係る。

る同条第一項に規定する許可の期間は、旧國稅法第四十二条第二項(旧國稅法第五十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による許可の期間の満了の日までとする。

施行日前に旧國稅法第四十二条第一項若しくは第二項又は第五十条に規定する許可又は許可の期間の更新を受けるため税關長に対しされた申請は、施行日において新國稅法第四十二条第

一項又は第二項に規定する許可又は許可の期間の更新を受けるため当該税關長に対しされた申

請は、施行日前に旧國稅法第五十五条において準用する場合を含む。の規定により施行日以後の日を終期とする期間を指定して保稅上屋又は保稅倉庫とみなされた場所については、施行日において当該場所を新國稅法第四十七条第三項(旧國稅法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定により当該期間の満了の日までの期間を指定して保稅藏置場とみなされた場所については、施行日前に旧國稅法第四十八条第一項(旧國稅法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定により保稅上屋又は保稅倉庫の許可を取り消された者は、当該取消しのあった日に新國稅法第四十八条第一項の規定により保稅藏置場の許可を取り消された者とみなして、新國稅法第四十三条及び第六十二条の八第二項の規定を適用する。

施行日前に旧國稅法第四十八条第一項各号

の規定により保稅上屋又は保稅倉庫の許可を取り消された者とみなして、新國稅法第四十三条及び第六十二条の八第二項の規定を適用する。

施行日前に旧國稅法第五十五条において準用する場合を含む。のいずれかに該当するに至った保稅上屋又は保稅倉庫の許可を受けた者に對し、施行日前に税關長が旧國稅法第四十八条第一項の規定による处分を行っていない場合は、當該

保稅上屋又は保稅倉庫に係る総統保稅藏置場

が新國稅法第四十八条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用す

る。日以後の日を終期とする期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を入れることを停止させられた保稅上屋又は保稅倉庫に係る総統保稅藏置場は、施行日において新國稅法第四十

八条第一項の規定により当該期間の満了の日までの期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を入れることを停止させられたものとみなす。

この法律の施行の際現に総統保稅藏置場に置かれている外國貨物(当該総統保稅藏置場に係る保稅上屋又は保稅倉庫に入れた日から一月を経過していないものに限る。)については、当該

外國貨物を当該保稅上屋又は保稅倉庫に入れた日に当該外國貨物を当該総統保稅藏置場に入れられたものとみなして、新國稅法第四十三条の三第一項及び第七十九条第一項の規定を適用する。

施行日前に旧國稅法第五十二条第一項の規定による承認を受けた外國貨物は、当該承認の日に新國稅法第四十三条の三第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

施行日前に旧國稅法第七十九条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号に該当するに至った外國貨物(保稅上屋又は保稅倉庫に係る外國貨物に限る。)の取扱いについては、なほか、この法律の施行に關し必要な経過措置の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第三条から前条までに定めるものの例による。

(通關業法の一部改正)

第九条 通關業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第十条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(通關業法の一部改正)

第十二条 通關業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保稅藏置場」に改める。

た貨物を原料又は材料とした製品に係る關稅の軽減については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

法律の一部改正に伴う経過措置

は、施行日前に旧國稅法第四十八条第一項の規定により改訂された同条に規定する課稅物品に係る消費稅の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された同條に規定する課稅物品に係る消費稅の軽減について適用し、施行日前に加

工又は修繕のため輸出された同條に規定する課

稅物品に係る消費稅の軽減について、なお従前

の例による。

(通關業法の一部改正)

第十二条 通關業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(沖縄振興開發特別措置法の一部改正)

第十三条 沖縄振興開發特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(通關業法の一部改正)

第十四条 通關業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号イの(1)中「保稅倉庫」を「保

稅藏置場」に改める。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の撤廃又は引下げを行うとともに、平成六年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るため関税率法及び関税暫定措置法について、保税上屋及び保税倉庫を統合して保税貯蔵場とする等のため関税率法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 その他所要の規定の整備を図る。

4 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の見地から、粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の

倉庫を統合して保税貯蔵場とする等のため関税率法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、次により、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものである。

1 関税率等の改正
（一）粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の撤廃又は引下げを行うとともに、平成五年度末に適用期限の到来する牛乳の関税緊急調整措置について、その適用期限の延長等を行う。

2 減免税還付制度の改正
加工再輸入減税制度について対象品目の拡大等を行うとともに、平成六年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長する等の所要の改正を行う。

3 その他の改正
(一) 保税上屋及び保税倉庫を統合して保税倉庫とするため所要の改正を行う。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。これと同様に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

二 議案の可決理由

4 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

4 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

4 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行することとする。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

改正を行おうとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う平成六年度の関税収入減収額と認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

4 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

4 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行することとする。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に伴う予算措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

込まれる租税収入の減少を補うため、予算を

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

込まれる租税収入の減少を補うため、予算を

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

もって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

に、この議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととするものである。

官報(号外)

百十円」に改め、同項第一号中「六万五千七百円」

を「七万九千三百円」に、「四千三百八十四円」を「五千一百九十九円」に、「三万五千四十四円」を「四万二千二百七十円」に改め、同項第三号イ中「十一万九千八百円」を「十五万五千七百円」に、「七千三百四十四円」を「九千五百四十円」に、「十五万六千五百円」を「九千五百四十円」に、「十五万六千五百三十円」を「一万八千四百三十円」に、「八万三千百円」を「十万八千円」に改め、同号ロ中「七万八百円」を「十万八千円」に改め、「四千五百六十円」を「六千五百八十九円」に、「九万三千六百円」を「十三万五千円」に、「一万六千九百三十円」を「一万四千九百十円」に、「四万八千円」を「六万九千二百円」に改め、同項第五号中「二十万八千四百円」を「二十二万二千円」に改め、同項第六号中「四万六千三百円」を「五万六千五百円」に、「八万五千円」を「九万八千六百円」に、「七千九十九円」を「八千二百一十円」に改め、同項第八号中「三十三万五千四百円」を「三十六万七千三百円」に、「八千九百六十円」を「九千九百三十円」に改め、同項第九号中「八万五千円」を「九万八千六百円」に、「七千九十九円」を「八千二百一十円」に改め、同項第十号イ中「二十万八千四百円」を「二十二万一千円」に、「十四万三千四百円」を「十五万二千七百円」に、「七万八千三百円」を「八万三千三百円」に改め、同号ロ中「一十七万六千四百円」を「三十二万五百円」に改め、同号ハ(2)中「八万五千円」を「九万八千六百円」に、「七千九十九円」を「八万二千一百二十円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項の表基準税率の欄中「十一万九千八百円」を「十五万五千七百円」に、「七万八百円」を「十万二千五百円」に、「四万六千三百円」を「五万六千五百円」に、「八万五千円」を「九万八千六百円」に、「三十三万四百円」を「三十六万七千三百円」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「+10,400円」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条

第四項とする。

第三十条第二項中「酒類販売業者から返品された酒類を移入した場合その他政令で定める場合に限りるものとし、「を削り、「もどし入れ」を「戻し入れ」に改め、同条第七項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、「(酒類販売業者から返品された酒類を移入したときその他政令で定める場合に限り)」を削る。

第四十七条第一項中「及び製造設備」を「製造及び貯蔵の設備に改める。

第四十九条の見出し中「又は検定」を削り、同条第三項を削る。

第五十九条第一項第四号中「による検査を受けず、又は同条第三項の規定による検査を受けないで容器を使用した」を「違反した」に改める。

第四十七条第一項中「及び製造設備」を「製造及び貯蔵の設備に改める。

第四十九条の見出し中「又は検定」を削り、同条第三項を削る。

第五十九条第一項第四号中「による検査を受けず、又は同条第三項の規定による検査を受けないで容器を使用した」を「違反した」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定並びに附則第四条から第六条まで及び第八条の規定は、同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)
第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成六年五月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお從前の例による。

(みなし戻入れに係る経過措置)
第三条 改正後の酒税法第三十条第二項及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定は、平成六年四月一日以後にこれらの規定に規定する移入がされた酒類について適用する。

(未納税移出等に係る経過措置)
第四条 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類(改正後の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正後の酒税法第二十二条又は附則第八条)第四条において準用する場合を含む。)

三十一年法律第二十六号)第八十七条の二に規定する税率(以下「新法の税率」という。)により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率(以下「旧法の税率」という。)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。(以下この条において同じ。)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。)について、同法第二

三十一年法律第二十六号)第八十七条の二に規定する税率(以下「新法の税率」という。)により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第二十二条又は附則第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の二に規定する税率(以下「旧法の税率」という。)により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。(以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

第五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により算出した場合の酒税額を旧法の税率により算出した場合の酒税額を旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。(以下この条において同じ。)に付して、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

第六条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。(以下この条において同じ。)に付して、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

第十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

(手持品課税)

第六条 指定日に、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が二千六百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課す。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同一項目の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、平成六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出する。

なければならぬ。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより算出した場合の酒税額が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることを確認した場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が二千六百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課す。

7 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百一十九号）第八十条第一項に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

8 一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合（罰則に係る特例措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によること。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

「第八十七条の二第一項の表基準税率の欄中

「十一万九千八百円」を「十五万五千七百円」に、「七万八百円」を「十万一千百円」に、「三十三万四百円」を「三十六万七千三百円」に、「八万五千円」を「九万八千六百円」に改める。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第九条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項中「を補助する」を「を、補助し、又は政令で定めるところにより無利子で貸し付ける」に改める。

1 税負担の適正化
（一）酒税の税率を次の基準により引き上げる。
種類 現行 行政
清酒
（アルコール分一五度） 一三三・七〇〇円 一四〇・五〇〇円
合成清酒
(アルコール分一五度) 六五・七〇〇円 七九・三〇〇円
しおうちゅう甲類
(アルコール分一五度) 一一九・八〇〇円 一五五・七〇〇円
しおうちゅう乙類
(アルコール分一五度) 七〇・八〇〇円 一一一・一〇〇円
ビール
一ル 一一一・一〇〇円
果実酒
甘味果実酒
(アルコール分一二度) 四六・三〇〇円 五六・五〇〇円
スピリチュアル
(アルコール分三七度) 八五・〇〇〇円 九八・六〇〇円
アルコール分三七度 三三一・四〇〇円 三六七・三〇〇円

第一項に規定する酒類に係る加算税率を廃止することにより、酒類に対する税負担の適正化を図るほか、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる等所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図るとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げその他制度の整備合理化を行いうため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

「平成八年三月三十一日」に改め、同条第十四項を
二号中「租税特別措置法第十条の三第十一項」を
「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)
第十条の三第十一項」に改める。

第十条の四第一項中「(第一号に掲げる個人につ
いては、平成六年六月三十日)」を削り、同項に次
の一号を加える。

六 特定中小企業者の新分野進出等による経済
の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時
措置法(平成五年法律第九十三号)第四条第二
項に規定する承認新分野進出等計画に従つて
同法第三条第一項に規定する新分野進出等を行
う同法第二条第三項に規定する特定中小企
業者のうち同法第十条第一項に規定する特別
中小企业者に該当するもの(第一号から第四
号までに掲げる個人に該当する者を除く。)
当該承認新分野進出等計画に定める機械及び
装置

第十条の四第十五項中「平成六年六月三十日」を
「平成六年十一月三十一日」に改める。
第十一条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、
同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、
第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十一条の五を削り、第十二条の六第二項中「第
十一条の大第一項本文」を「第十二条の五第一項本
文」に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条第一項の表の第一号及び第二号中「百
分の十五を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分
の七」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百
分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。
第十二条の二第一項中「百分の十四」を「百分の
十三」に改め、同条第一項第一号中「百分の十五」
を「百分の十四」に、「百分の十六」を「百分の十五」
に改める。

第十三条の二第一項第二号中「織維工業構造改
善臨時措置法」を「織維工業構造改善臨時措置
法」に、「平成六年六月三十日」を「平成七年三月
三十一日」に、「及び生産又は経営の規模又は方式」

を「に關する事業及び同項に規定する生産の規模

若しくは方式の適正化、販売若しくは在庫の管理
の合理化又は経営の規模」に改め、同条第二項中
「平成六年」を「平成十一年」に改める。

第十三条の三第一項中「第一号に掲げる場合」を
「第一号及び第二号に掲げる場合(第一号に掲げる
場合にあつては、同号イからハまでに掲げる要件
のいずれかを満たす場合に限る。)」に改め、「年を
除く」の下に「ものとし、第一号に掲げる場合(同
号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。)について
は、第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を
受ける年を除く」を加え、「第一号イに掲げる者が
同号イに定める要件に該当する」を「第一号に掲げ
る」に改め、同項第一号中「当該個人が、」を「当該
個人(現に農業を営む者に限る)が、」に改め、「農
業經營改善計画(以下この号)の下に「及び次号」
を、「の認定の下に」「以下この号及び次号におい
て「認定」という。」を加え、「次の又はロに掲
げる者の区分に応じそれぞれ又はロに定める要
件」を「次に掲げる要件のいずれか」に、「これらの
減価償却資産のうち当該」を「当該減価償却資産の
うち新たに」に改め、同号イ及びロを次のように改
める。

イ 当該農業經營改善計画に従つて取得等
(所有権若しくは使用収益権(地上権、永小
作権、使用貸借による権利及び賃借権をい
う。以下この号において同じ。)の取得(相
続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と
政令で定める特殊の関係がある者からの贈
与によるものを除く。以下この号において
同じ。)又は使用収益権の設定(当該個人と
政令で定める特殊の関係がある者の所有す
る農業經營基盤強化促進法第四条第一項規
定する農用地(以下この号及び次
号において「農用地」という。)に係るものそ
の他の政令で定めるものを除く。)を受ける
行為をいう。以下この号及び次号において
同じ。)をした農用地の面積の合計が政令で

定める面積を超えており、かつ、当該農用
地において農業を営んでいること。

ロ 当該農業經營改善計画に従つて取得等を
した農用地で当該農業經營改善計画に
従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転
換したもの(面積の合計が政令で定める面
積を超えており、かつ、これらの農用地に
おいて果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営
めていること)。

第十三条の三第一項第一号に次のように加え
る。

ハ 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施
設により調節し、及び管理して、これを栽培
することをいう。以下この号において同一
の用に供される施設(大蔵省令で定め
るものに限る。)で当該農業經營改善計画に
従つて取得又は製作若しくは建設をしたも
のの敷地の用に供される土地の面積の合計
が政令で定める面積を超えており、かつ、
当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営
んでいること。

ニ 当該農業經營改善計画に従つて取得若しく
は建設をした畜舎(政令で定める家畜に
係るものに限る。)の床面積の合計が家畜の
種類に応じて政令で定める面積を超えてい
ること又は当該農業經營改善計画に従つて
増加させた家畜(政令で定めるものに限
る。)の数が政令で定める数を超えており、
かつ、当該農業經營改善計画に従つて政令
で定める畜産用の施設の取得、製作若しく
は建設をしていること。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法
律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定す
る特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促
進を図る必要があるものとして政令で定める
もの 百分の百五十(当該特定優良賃貸住宅
のうち新築の時における所得税法の規定によ
り定められている耐用年数(以下この項にお
いて「耐用年数」という。)が四十五年以上であ
るものについては、百分の百七十)

第十三条の三第一項第二号を同項第三号とし、
同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該個人(新たに農業を開始しようとする
者に限る。)が、平成四年四月一日から平成七
年三月三十一日までの間に、農業經營改善計
画に係る認定を受けた者で、当該農業經營改
善計画に従つて取得等をした農用地において
農業を開始したことについて大蔵省令で定め
るところにより証明がされたものに該当し、
かつ、その年において当該農業經營改善計画
に係る農業を主として営む場合として政令で
定める場合 前号に定める減価償却資産

第十四条第一項中「平成六年三月三十一日まで
の間に、都市計画法(昭和四十三年法律第二百四
四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で
定める地域内において、新築された貸家住宅のう
ちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供
する屋外のものとして政令で定めるもの(以
下この項及び次項において「貸家住宅」という。)を
取得し、又は貸家住宅を平成八年三月三十一日
までの間に、新築された貸家住宅のうち次の各号
に掲げるもの(以下この項において「特定貸家住
宅」という。)を取得し、又は特定貸家住宅に
て「当該貸家住宅」を「当該特定貸家住宅」と、「
当該特定貸家住宅」を「当該貸家住宅」に、「
当該貸家住宅」を「特定貸家住宅」と、「
当該特定貸家住宅」を「特定貸家住宅」と、
当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改
め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法
律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定す
る特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促
進を図る必要があるものとして政令で定める
もの 百分の百五十(当該特定優良賃貸住宅
のうち新築の時における所得税法の規定によ
り定められている耐用年数(以下この項にお
いて「耐用年数」という。)が四十五年以上であ
るものについては、百分の百七十)

一 都市計画法(昭和四十三年法律第二百四
四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令
で定める地域(以下この号において「特定地
域」という。)内に建築される貸家住宅のうち

その者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの(以下この号において「一般貸家住宅」という)。次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅(首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部開発整備法(昭和四十一年法律第二百一号)第二条第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限る) 百分の百十五(当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百七十一)

ロ イに掲げる一般貸家住宅以外の一般貸家住宅 百分の百十五(当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百七十一)

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む。第六項及び第七項において同じ。)」を「前項」に改め、「百分の百十七」の下に「(当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の百一十)」を加え、「として同項」を「として同条第一項に改め、同項を同条第二項」とし、同条第四項に次の「一号を加え、同項を同条第三項とする。

六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第二号)第七条に規定する認定建築物(政令で定めるものに限る。)

第十四条第五項中「第三項の」を「第二項の」と、

「前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅(首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部開発整備法(昭和四十一年法律第二百一号)第二条第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限る)」を「のうち政令で定めるもの」を削り、「平成六年三月二十日」を「平成八年三月三十日」に、「当該各号に定める」を「倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の」に改め、同項各号を削る。

第十七条中「限る。」を「限る。以下この条において「特定減価償却資産」という。」で、平成六年四月一日から平成九年二月三十日までの間に取得を下らず、かつ、当該耐用年数に満たない」を「百分の八十四(平成七年四月一日から平成八年二月三十日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の九十一とする。)」を「下らない」に改める。

第十八条第一項中「(第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日)」を削り、同項第三号中「(織維工業構造改善臨時措置法)」を「織維工業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の「一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第二項に規定する新分野進出等計画(同項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第三項の承認又は同法第七条第二項に規定する事業開始計画(同項において適用する同法第三条第二項第六号イに規定する新商品又は新技

改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第一項」た、「貸家住宅」を「特定貸家住宅」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十五条第一項中「や次の各号に掲げるもの」を削り、「平成六年三月二十日」を「平成八年三月三十日」に、「当該各号に定める」を「倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の」に改め、同項各号を削る。

第二十条の三第一項中「平成六年」を「平成八年」に改める。

第二十二条の六 平成八年に東京都において開催される世界都市博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、平成六年から平成八年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という。)に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年に於いて事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

二 平成九年四月十三日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における世界都市博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日ににおける世界都市博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合

第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における世界都市博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、収入金額を算入する。この場合においては、当該世界都市博覧会出展準備金の金額について、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同法第七条第二項において準用する同法第三条第三項の承認を受けた同法第二条第二項に規定する組合等 同法第十条第二項に規定する負担金

第三上、収入金額に算入する。

第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、収入金額に算入する。

二 第二章第二節第二款中第二十条の五の次に次の二条を加える。

(世界都市博覧会出展準備金)

第二十二条の六 平成八年に東京都において開催される世界都市博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参

加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、平成六年から平成八年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下この項及び次項において「出展費用等」という。)に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年に於いて事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

二 平成九年四月十三日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てている場合 その日における世界都市博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日ににおける世界都市博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合

第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における世界都市博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、収入金額を算入する。この場合においては、当該世界都市博覧会出展準備金の金額について、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

五 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に

十 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人(以下この号において「特定法人」という。)が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)第二条第二項に規定する特定施設の整備の事業(当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明されたものに限る。)の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合(第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第十三条の二第二項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 一団の宅地の造成に関する事業(次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)又は一団の住宅建設に関する事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)の用に供するため、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けないで買い取られる場合(当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合)に該当するものに限る。)

ものであること。(当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買取られる者に対する分譲されたものに限る。)がある場合(政令で定める場合に限る。)には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十ペーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。)その他政令で定める要件を満たすものであること。

四 当該一団の宅地の造成が土地整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地(当該土地整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が五ヘクタール以上のものであることとその他の政令で定める要件を満たすものであること。

八 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上ものであること(当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するため土地等が買取られる者に対する分譲されたもの(以下この号において「優先分譲住宅」という。)がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうち優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十ペーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものである。)と。)その他政令で定める要件で定める場合に限る。)

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上の

ものであること(当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買取られる者に対する分譲されたものに限る。)がある場合(政令で定める場合に限る。)には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十ペーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。)その他政令で定める要件を満たすものであること。

六 各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 個人の有する土地等につき、一の前項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するため、同号の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初に同号の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

七 第三十六条の六第一項、第三項及び第四項中

十八 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。)がされたもの

第三十七条第三項中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「(第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「第一項の表」を「同表」に改め、「下欄に掲げる資産」の下に「(同表の第十八号の下欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日以後に取得をしたものに限る。)」を加え、「第一項の表」を「同表」に改め、「下欄に掲げる資産」の下に「(同表の第十八号の下欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「第三十七条の四中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「(第三十七条第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「第三十七条第一項の表」を「同表」に改める。

九 第三十七条の五第二項の表の第三十七条第四項の項中「の間に第一項の表を「(第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」の間に同表」に改める。

官報(号外)

する無線設備その他の設備で電波の効率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十日まで	電気通信業務の安定的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの
三 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法人		

第四十四条の七を削り、第四十四条の八を第四十四条の七とする。

第四十四条の九第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十五条の二第一項中「百分の十四」を「百分の十三」と改め、同条第一項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分的十六」を「百分的十五」に改める。

第四十六条第一項中「各事業年度」の下に「四十一条の八ととする。

第四十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の七」を「百分の十四」に、「百分的八」を「百分的七」に改め、同表の第三号中「百分的十六」を「百分的十四」に、「百分的八」を「百分的七」に改める。

第四十五条の二第一項中「百分の十四」を「百分の十三」と改め、「若しくは第五十一条」を削り、同項第二号中「織維工業構造改善臨時措置法第七条第一項」を「織維産業構造改善臨時措置法第七条第一項」に、「平成六年六月三十日」を「平成七年三月三十一日」と、「及び生産又は経営の規模又は方式」を「に関する事業及び同項に規定する生産の規模若しくは方式の適正化」販売若しくは在庫の管理の合理化又は経営の規模」に改め、同条第二項中「平成六年六月三十日」を「平成十一年六月三十日」に改める。

第四十六条の二第一項中「次条」を「若しくは次条」に改め、「若しくは第五十一条」を削る。

第四十六条の四第一項中「各事業年度」の下に「(第一号に掲げる場合(同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。)については、第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)を満たす場合に限る。)に従つて所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権等)による取得(贈与、出資又は合併による取得を除く。)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を受けていた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。	当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したもので当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。
八 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。)の取得(贈与、出資又は合併による取得を除く。)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を超過しており、かつ、当該農用地において農業を営んでいることを次に掲げる要件のいずれかを満たすに改め、同号に次のように加える。	八 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。)の取得(贈与、出資又は合併による取得を除く。)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を超過しており、かつ、当該農用地において農業を営んでいることを次に掲げる要件のいずれかを満たすに改め、同号に次のように加える。

イ 当該農業経営改善計画に従つて取得等(所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいふ。以下この号において同じ。)又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を受けていた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。	一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの百分の五十(当該特定優良賃貸住宅のうち新築の時ににおける法人の耐用年数が四十五年以上であるものは、百分の三十四)に相当する」を「に次の各号に掲げる区分に応じて同法の規定により定められて当該各号に定まる割合を乗じて計算した上に改め、同項に次の各号を加える。
二 当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎(政令で定める家畜に係るものに限る。)の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていてこと又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜(政令で定めるものに限る。)の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。	一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの百分の五十(当該特定優良賃貸住宅のうち新築の時ににおける法人の耐用年数が四十五年以上であるものは、百分の三十四)に相当する」を「に次の各号に掲げる区分に応じて同法の規定により定められて当該各号に定まる割合を乗じて計算した上に改め、同項に次の各号を加える。

イ 前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅(首都圈整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地域、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限る。)	二 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域(以下この号において「特定地域」という。)内に建築される貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの(以下この号において「一般貸家住宅」という。)次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じて次に定める割合
イ この号において同じ。)又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものに限る。)を取得し、又は貸家住宅を平成八年三月三十日までの間に、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内において、新築された貸家住宅についてその用に供する家屋以外のものとして政令で定めた農用地の面積が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。	二 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域(以下この号において「特定地域」という。)内に建築される貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの(以下この号において「一般貸家住宅」という。)次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じて次に定める割合

百分の五十（当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上あるものについては、百分の七十）

ロイに掲げる一般貸家住宅以外の一般貸家

住宅 百分の十五（当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上あるものについては、百分の三十）

第四十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の二十」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項に次の「一」を加え、同項を同条第三項とする。

六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第七条に規定する認定建築物（政令で定めるものに限る。）

第四十七条第五項中「第三項を「第二項」と、「貸家住宅」を「特定貸家住宅」と改め、同項を同条第四項とする。

第四十八条第一項中「で次の各号に掲げるもの」を削り、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」と、「当該各号に定める」を「倉庫業法

を削り、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」と、「のうち政令で定めるものを」を加え、「建設の」を「その建設の」と、

「百分の十八」を「百分の十六」と改め、同項各号を削る。

第五十一条を次のように改める。

第五十二条 削除

第五十二条第一項中「（第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日）」を削り、同項第三号中「織維工業構造改善臨時措置法」を改め、同項に次の「一」を加える。

十一 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」を「織維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の「二」を加える。

措置法第三条第一項に規定する新分野進出等計画（同項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第三項の承認又は同法第七条第一項に規定する事業開始計画（同項において適用する同法第三条第二項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第二項において準用する同法第三条第三項の承認を受けた同法第二条第二項に規定する組合等（同法第十条第二項に規定する負担金第二項において準用する同法第三条第三項の承認を受けた同法第三条第二項を削り、「又は第四十三条」と改め、「又は第五十一条」を削る。

第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「第四十三条规定を「又は第四十三条」と改め、「又は第五十一条」を削る。

当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人の各事業年度（当該熱量変更計画に係るガス熱量変更費用を最初に支出した日以後に終了する事業年度に限る。）終了の日において、前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額（当該金額が当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項のガス熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額において支出

6 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消し

7 第一項及び第四項の規定は、第一項の規定

官報（号外）

一 第一項に規定する一般ガス事業を廃止した場合 当該廃止の日におけるガス熱量変更準備金の金額

二 当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定期の翌日から一年を経過する日までに当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手しない場合 同日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日におけるガス熱量変更準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合においてガス熱量変更準備金を取り崩した場合 その取り崩した日におけるガス熱量変更準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

五 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消し

六 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消し

七 第一項及び第四項の規定は、第一項の規定

は、第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十六条の二第四項」と、「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替えるものとする。

第五十六条の五の次に次の二条を加える。

（世界都市博覧会出展準備金）

第五十六条の六 平成八年に東京都において開催される世界都市博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人

が、平成六年四月一日から平成八年三月二十三日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）に充てたため、当該出展費用等の額として政令で定めるとともにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成六年四月一日前である場合は、同日）前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 当該法人の平成九年四月十三日を含む事業年度終了の日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日に

三 解散した場合 当該解散の日における世界都市博覧会出展準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における世界都市博覧会出展準備金の金額に相当する金額

五 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における世界都市博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項

の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

三 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当す

る場合において、当該金額は、当該各事業年度とあるのは「第五十六条の二第四項」と、「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替えるものとする。

第五十六条の五の次に次の二条を加える。

（世界都市博覧会出展準備金）

第五十六条の六 平成八年に東京都において開催される世界都市博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人

が、平成六年四月一日から平成八年三月二十三日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）に充てたため、当該出展費用等の額として政令で定めるとともにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成六年四月一日前である場合は、同日）前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 当該法人の平成九年四月十三日を含む事業年度終了の日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てている場合 その終了の日に

三 解散した場合 当該解散の日における世界都市博覧会出展準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 前項、前三号及び次項の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における世界都市博覧会出展準備金の金額に相当する金額

五 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取

消され、又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、その承認の取

消しの基準となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をして

了の日後である場合には、同日）における世界都市博覧会出展準備金の金額は、政令で定める

ところにより、その日を含む事業年度から当該

9 8 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定

2 第一項及び第四項の月数は、暦に従つて計算

5 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

官報(号外)

事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該世界都市博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てて計算した金額(ロにおいて「四百万円定額控除限度額」という。)に達するまでの金額の百分の十に相当する金額。

口 当該交際費等の額が四百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円を超えて、かつ、五千万円以下の法人、次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち三百万円と当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(ロにおいて「三百万円定額控除限度額」という。)に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

ロ 当該交際費等の額が三百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

第三章第五節を同章第四節の三とし、同節の次に次の二節を加える。

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人(法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成八年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に課税の特例による清算所得(当該法人が同法第九十条に規定する内国普通法人等である場合の清

算所得に限る。)に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第一百一条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。)第九十九条及び第四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の大第六項、第四十二条の七第六項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十三条の二第一項、第六十七条の二第二項並びに第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する使途秘匿金の支出とは、法人がした金額の支出(贈与、供与その他のこれらに類する目的のためにする金額以外の資産の引渡しを含む。以下この条において同じ。)のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由(以下この条において「相手方の氏名等」という。)を当該法人の帳簿類に記載していないものの(資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされたもの(当該支出に係る金額又は金額以外の資産が当該取引の対価として相当であると認められるものに限る。)であることが明らかなるものを除く。)をいう。

3 税務署長は、法人がした金額の支出のうちにその相手方の氏名等を当該法人の帳簿類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためないと認めるときは、その金額の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる法人の当該各号に定める事業以外の事業に係る金額の支出来については、適用しない。

二 第四十二条の四から第四十二条の八までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二条第一項並びに第六十八条の二」とする。

この項において同じ。)又は人格のない社団等収益事業(同条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この項において同じ。)

二 外国法人(法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。)で次号に掲げる法人以外のもの(国内において行う事業(当該外国法人が同法第四十一条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る事業に限る。))

三 外国法人である公益法人等又は人格のない社団等(国内において行う収益事業(当該外国法人が法人税法第四十一条各号に掲げる外國法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る収益事業に限る。))

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

二 第四十二条の四から第四十二条の八までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二条第一項並びに第六十八条の二」とする。

7 前項に定めるものほか、第一項の規定の適用がある場合における法人税の申告又は還付に

関する法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に關して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をすることを妨げるものではない。

第六十二条の三第一項中「第七項」を「第六十二条第一項中「第七項」を「第六项」を「第七項、第八項」に改め、同項第四項中「第七項まで及び第九項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同項第十号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第六项」を「第七項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第六项」を「第七項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「千平方メートル」の下に「政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第六项」を「第七項」に、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可（以下この項において「開発許可」という。）を「開発許可」とし、「大都市地域における優良宅地開發の促進に関する緊急措置法」を「（同法）と、個人」を個人。第七項において同じ。)に「法人」を「法人」を「法人。第七項において同じ。」)に、「又は第二号」を「第二号又は前号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「供されるもの」の下に「（前号）次号又は第九号から第十二号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行う個人（都市計画法第四十一条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に

係る被承継人である個人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした個人として、当該造成を行なう個人の死亡により当該造成に關する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が當該造成を行なう場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。第七項において同じ。）又は法人（開発許可に基づく地位の承継があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人として、当該造成を行なう法人の合併による消滅により當該造成に關する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行なう場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が當該一団の宅地の用に供されるもの（第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

八 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域その他の政令で定める区域の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。

九 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条若しくは同法附則第四項の許可（以下この項において「開発許可」という。）又は土地区画整理事業第四条第一項若しくは第十四条第一項の認可を受け行なわれ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行なわると認められるものであることを。

10 当該一団の宅地の造成が、（同法第二十九条若しくは第十四条の七第六項）の下に「第六十二条第一項」を「第五項」に、「第四項第六号から同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を加え、同項を同条第八項とし、同項第六号から同条第七項中「第四项第六号から第十号まで」を「第四项第七号から第十号まで」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を「第五項」に、「第四項第六号から同条第八号まで」を「第四项第七号から第十号まで」に、「同项第九号若しくは第十号」を「同项第十号若しくは第十二号」とし、「同项第六号から第十号まで」を「同项第七号から第十二号まで」に改め、同项同条第七項とし、同项第五項の規定の適用がある場合を除く。）の規定の適用がある場合を除く。同項第七項とし、同项第五項の次に次の一号を加える。

11 第四項（前項において準用する場合を除む。以下この項及び第九項において同じ。）の場合において、法人が、第六十五条の四第一項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同项第十七号を同项第十九号とし、同项第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同项第八号を同项第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

12 第四項（前項において準用する場合を除む。以下この項及び第九項において同じ。）の場合に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同項の規定の適用を受けけるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

第六十二条の三第四項第四号の次に次の「一号」を加える。

五 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行なう者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定まる地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第七号又は第九号から第十二号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十三条第一項中「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同项第四項中「前项第八項」を「前项第九項」に、「同项第八項」を「同项第九項」に改め、同项第五項中「前项第十项」を「前项第十一項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第六十三条の二第一項中「第四十二条の七第六项」の下に「第六十二条第一項」を加え、「第七項」の下に「第六十二条第一項」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同项第四項中「第六十二条」の三第八項」を「第六十二条」の三第九項」に、「同项第八項」を「同项第九項」に改め、同项第六項中「第六十二条」の三第十項」を「第六十二条」の三第十一項」を「第八項」に改め、同项第四項中「第六十二条」の三第十一項」を「第八項」に改め、「第七項」を「第八項」に改め、「第七項」を「第八項」に改める。

第六十四条第六項中「第五十二条」を「第五十条」に、「第七項」を「第八項」に改め、「第七項」を「第八項」に改める。

第六十五条の三第一項と次の「一号」を加える。

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に關する法律第三条第一項の承認を受けた同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二条第一項に規定する移転促進区域内にある同法第六条号を同项第十九号とし、同项第八号を同项第十二号とし、同项第十一項とし、同项第六号から同项第十一項とし、同项第八項中「第五項」において準用する場合を含む。）を削り、同項を同项第十一項とし、同项第十号から第十二号まで」を「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を「第五項」に、「第四項第六号から同条第八号まで」を「第四项第七号から第十号まで」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を「第五項」に、「第四項第六号から同条第八号まで」を「第四项第七号から第十号まで」に、「同项第九号若しくは第十号」を「同项第十号若しくは第十二号」とし、「同项第六号から第十号まで」を「同项第七号から第十二号まで」に改め、同项同条第七項とし、同项第五項の規定の適用がある場合を除く。同項第七項とし、同项第五項の次に次の一号を加える。

第六十六条の三第一項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同项第十七号を同项第十九号とし、同项第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同项第八号を同项第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に關する法律第三条第一項の承認を受けた同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二条第一項に規定する移転促進区域内にある同法第六条号を同项第十九号とし、同项第八号を同项第十二号とし、同项第十一項とし、同项第六号から同项第十一項とし、同项第八項中「第五項」において準用する場合を含む。）を削り、同項を同项第十一項とし、同项第十号から第十二号まで」を「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を「第五項」に、「第四項第六号から同条第八号まで」を「第四项第七号から第十号まで」に改め、「第四十二条の七第六項」の下に「第六十二条第一項」を「第五項」に、「第四項第六号から同条第八号まで」を「第四项第七号から第十号まで」に、「同项第九号若しくは第十号」を「同项第十号若しくは第十二号」とし、「同项第六号から第十号まで」を「同项第七号から第十二号まで」に改め、同项同条第七項とし、同项第五項の規定の適用がある場合を除く。同項第七項とし、同项第五項の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に關する法律第二条第二項に規定する特定施設の整備の事業（当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当する

「ことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の用に供するため、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合(第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第六十五条の四第一項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを「一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 一団の宅地の造成に関する事業(次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)又は一団の住宅建設に関する事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)の用に供するため、平成六年一月一日から

平成七年十一月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第「十三条

第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けないで買い取られる場合(当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであるため、平成六年一月一日から

平成七年十一月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第「十三条

第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けないで買い取られる場合(当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであるため、平成六年一月一日から

平成七年十一月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第「十三条」の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで」を加え、「次に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものである」とあること。

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上ものであること(当該建設される住宅のうち

に当該事業の用に供するために土地等が買取られる者に対し分譲されるもの(以下この号において「優先分譲住宅」という)が

ある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちも優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上ものであること。)その他政令で定める要件を満たすものである。

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること(当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買取られる者に対し分譲されるもの(以下この号において「優先分譲住宅」という)が

ある場合には、当該建設される住宅の戸数

第六十五条の七第三項中「掲げる資産」の下に「(同表の第十九号の下欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日以後に取得をしたものに限る。)」を加え、同表第七項中「第五十条」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成八年三月三十一日まで」の下に「(前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「前条第一項の表を「同表」と改め、「あるもの」の下に「(平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。)」を加える。

第六十五条の九第一項中「平成八年三月三十一日まで」の下に「(第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで)」を加え、「第六号イ(同法第七条第二項において準用する同法第三条第三項の承認に係る同法第七条第二項に規定する新分野進出等計画又は同法第七条第二項において準用する同法第三条第三項の承認において準用する同法第七条第二項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産)」を加え、第六十六条の十二第二項中「平成六年六月三十日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「七年」を「十年」と改める。

第六十六条の十四中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて同法第三条第一項に規定する新分野進出等を行う同法第二条第三項に規定する特定中小企業者（同項に規定する組合等を除く。）のうち同法第十条第一項に規定する特別中小企業者に該当するものの平成五年十一月二十五日から平成八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度を除く。」を加え、「同法第二条第二十号」を「法人税法第二条第二十号」に改める。

第六十七条の四第六項中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

第六十七条の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の七まで」の下に「及び第七十条の十」を加える。

第六十九条の三第一項中「親族（以下この項及び）を「親族（に改め、「の事業」の下に「事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。」）を加え。「以下この項及び次項」を「以下この条」に改め、「建物の敷地の用に供されているもの」の下に「（次項において「國の事業の用に供されている宅地等」といいう。）」を加え、「もの（以下この項及び次項）を「も（以下この項）に、「場合の」を「小規模宅地等の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等、国営事業用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十
二 前号に掲げる小規模宅地等以外の小規模宅地等 百分の五十

第六十九条の三第二項を次のように改める。
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定まるところによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産賃貸業その他政令で定めるものを除く。）

以下この号及び第四号において同じ。）の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の配偶者（当該被相続人の配偶者又はその者の配偶者）の所有する家屋（当該相続開始の直前において当該被相続人の親族が、相続開始後から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいたこと。）

ロ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有していること（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた親族がいない場合に限る。）

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

四 第二項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割の二項を加える。

3 第二項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されない宅地等には適用しない。ただし、その分割されていない宅地等が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該宅地等が分割されたことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該宅地等

又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納稅地の所

轄税務署長の承認を受けたときは、当該宅地等

又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納稅地の所

次に次の一項を加える。

6 前二項の規定は、第三項の規定の適用について準用する。

第七十条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項に規定する住宅取得資金のうち、その額が相続税法第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合には、当該相続の開始日の属する年分以後の贈与税額の計算については、同項各号に掲げる金額は、当該加算される住宅取得資金の額がないものとして計算した金額とする。

第七十条の七第一項中「及び第七十条の九第一項を除く。」に改める。

第四章中第七十条の九の次に次の一条を加える。

(相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額についての物納等の特例)

第七十条の十 税務署長は、昭和六十四年一月一日から平成三年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した個人で、相続税法第三十八条第一項の規定による延納の許可を受けた者について、同項の延納税額から平成六年三月三十一日までにその納期限が到来する事由がある場合においては、その者の申請により、特例物納対象税額のうちその納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納(以下この条において「特例物納」という。)に充てることができる財産は、同項の延納の許可を受けた者の課税価格の計算の基礎となつた財産で相続税法の施行地内にある土地(当該土地に係る換地処分により取 得した土地その他の政令で定める土地を含む。)

とする。

3 特例物納の許可を受けようとする者は、平成六年四月一日から同年九月三十日までの間に、政令で定めるところにより、特例物納対象税額、金額で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特例物納の許可を求めるうとする税額、特例物納に充てようとする土地(以下この条において「特例物納土地」という。)及び課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額その他の政令で定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、

当該期間内に申請書の提出がなかつたときは、その者は、当該期間を経過した日において第三項の申請を取り下げたものとみなす。

4 第三項の申請書の提出があつた場合において、当該申請により特例物納の許可を受けようとする税額のうち、平成六年四月一日から次の各号に掲げる日までの間にその分納期限が到来する分納税額の納期限は、当該各号に定める日まで延長する。

5 税務署長は、第三項の申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項、第二項及び前項の規定に該当するかどうかを調査し、その調査に基づき、当該特例物納の許可を認めようとする税額の全部又は一部について当該申請を許可し、又は当該申請を却下する。ただし、当該申請に係る特例物納土地が管理又は処分をするのに不適当であると認める場合においては、その変更を求める、当該申請者が第七項の規定による申請書を提出するのをまつて当該申請の許可又は却下をすることができる。

6 税務署長は、前項の規定により許可をし、若しくは却下をした場合又は同項ただし書の規定により特例物納土地の変更を認めようとする場合においては、当該許可に係る税額及び特例物納土地若しくは当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

7 第五項ただし書の規定により特例物納土地の変更を求められた者は、他の土地をもつて特例

物納に充てようとするときは、前項の通知を受けた日から二十日以内に、当該変更に係る特例物納土地及び課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額その他の政令で定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、

当該期間内に申請書の提出がなかつたときは、その者は、当該期間を経過した日において第三項の申請を取り下げたものとみなす。

8 第三項の申請書の提出があつた場合において、当該申請により特例物納の許可を受けようとする税額のうち、平成六年四月一日から次の各号に掲げる日までの間にその分納期限が到来する分納税額の納期限は、当該各号に定める日まで延長する。

9 第五項の規定により申請が却下される日、前項の規定により申請を取り下げたものとみなされる日又は自ら申請を取り下げる日これら日の翌日から起算して一月を経過する日

10 第十項の規定により相続税の納付があつたものとされる日、当該納付があつたものとされる日

11 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

12 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

13 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

14 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

15 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

16 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

17 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

18 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

19 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

20 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

21 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

22 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

23 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

24 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

25 第四十条の三の規定は、特例物納の許可を受けて物納した場合について準用する。

付に充てることができる。ただし、当該土地が換価されており、若しくは供されることは確実でない。

あると見込まれると、又は過誤納額が当該土地の収納価額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

16 平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 相続特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

のための特別な構造を有する階段として政令で定めるものをいう。)の附室又はバルコニーの用に供されている部分として政令で定めるものについては、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条から第七十二条の四までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の五の規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第七十一条の六第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の六第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の計算の特例)」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項(特別避難路線の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。(公開空地等に係る土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十一 課税時期において次の各号の規定を適用する場合について準用する。

2 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項(環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の九第一項(特別避難路線の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)」とある。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十 課税時期において工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第四条第一項第一号に規定する環境施設の用に供されている土地等(地価税別表第一第二号に掲げる土地等に該当するものを除く。)については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条から第七十二条の四までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の五から第七十二条の九までの規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

2 第七十一条の六第一項(精神又は身体に障害がある者で政令で定めるもの用に供されている土地等のうち有效空地(当該特定街区の区域の環境の整備に有効であり、かつ、公衆の使用することができる空地で政令で定めるもの)をいう。以下この号において同じ。)に係る土地等についての課税価格の計算の特例)

2 前項の規定の適用がある場合における地価税の規定の適用については、同法第十八条第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九条中「第十七条」とあるのは「租税特別措置法第七十一条の十第一項(環境施設の用に供されていない土地等についての課税価格の計算の特例)」と、これらの規定中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同法第三十三条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び租税特別措置法第七十一条の十第一項(環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)」とす

る。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項(環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の九第一項(特別避難路線の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)」とある。

2 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、「租税特別措置法第七十一条の十一第一項(公開空地等に係る土地等についての課税価格の計算の特例)」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項(環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の九第一項(特別避難路線の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)」とある。

義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

二 障害者雇用割合 課税時期における常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三 雇用障害者数 課税時期における常時雇用する障害者の数(当該障害者のうち障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者(以下この号において「重度の障害者」という。)がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数)と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

第七十一条の五第一項中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に改め、同条第二項中「第七十一条の五第一項」を「第七十一条の六第一項」に改め、同条を第七十一条の六とする。

第七十一条の四第一項中「前三条」を「第七十一条から前条まで」と改め、同項第一号中「第三号」を「(以下この項)」に改め、「千平方メートル」の下に「(開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域で政令で定める区域内の当該一団の土地等の面積にあつては、政令で定める面積)」を加え、同条第二項及び第三項中「前三条」を「第七十一条から前条まで」と改め、同条第四項中「第七十一条の四第一項」を「第七十一条の五第一項」に改め、同項第五項中「第七十一条の八第二項」を「第七十一条の十二第二項」に改め、同条を第七十一条の五とする。

二 都市計画法第四条第一項第四号に掲げる用語の意

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意

第七十一条の三の次に次の二条を加える。

第七十一条の六第一項を「第七十一条の六第一項」と改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の二条を加え、同条を第七十一条の七とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意

第七十一条の四 課税時期において、都市計画駐車場(都市計画法第四条第一項に規定する都市

車場(都市計画法第四条第一項に規定する都市

地等のうち当該公園地以外の用に供されている空地で政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)に係る土地等(当該土地等が公園地以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該公園地以外の用に供されている空地で政令で定める部分として政令で定める部分を除く。)

二 都市計画法第四条第一項に規定する都市

地等の非課税地)

官 報 (号 外)

計画に定められている同法第十一条第一項第二号に掲げる駐車場をいう。)で駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に該当するもの(政令で定めるものに限る。以下この条において「特定の都市計画駐車場」という。)の用に供されている土地等(当該土地等が特定の都市計画駐車場の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該特定の都市計画駐車場の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該特定の都市計画駐車場として使用されている建築物が貸し付けられているものであるときは専ら当該特定の都市計画駐車場として使用されている建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。については、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用における地価税
法第二章の規定の適用については、同法第十六
条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法第七十一条の四第一項(特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等の非課税)」とする。

第七十六条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」、「千分の二十五」を「千分の三十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」、「千分の二十一」を「千分の二十」に改める。

第七十七条の四第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第七十七条の五中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三第一項及び第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

分の「二十五」を「千分の三十」に改める。
第七十九条第一項中「平成六年三月三十一日」を
「平成八年三月三十一日」に改め、「千分の三」の下
に「当該外航船舶のうち油の流出による海洋の汚
染の防止に著しく資するものとして政令で定める
タンカーについては、千分の二」を加え、同条第
二項中「千分の三」の下に「同項に規定するタン
カーについては、千分の二」を加える。
第八十一条中「平成六年三月三十一日」を「平成
八年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の
二十」を「千分の二十三」に改める。
第八十二条中「平成六年三月三十一日」を「平成
九年三月三十一日」に改め、「都市計画法第五十
五条第一項の三及び第八十二条中「平成六年三
月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。
第八十二条の二中「平成六年三月三十一日」を
「平成八年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分
の三」に改める。
第八十三条第一項中「平成六年三月三十一日」を
「平成八年三月三十一日」に、「都市計画法第五十
九条第四項の認可」を「道路法第二十四条の承認」
に、「千分の六」を「千分の九」に改め、同条の次に
次の二条を加える。

(民間都市開発推進機構が取得する土地の所有
権の移転登記の免税)

第八十三条の二 民間都市開発の推進に関する特
別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発
推進機構が、平成六年四月一日から平成十一年
三月三十一日までの間に、同法附則第十四条第
二項第一号に規定する事業見込地である土地の
所有権を取得した場合には、当該土地の所有権
の移転の登記については、大蔵省令で定めるよ
うにより当該期間内に登記を受けるものに限
り、登録免許税を課さない。

第五章中第八十四条の二の次に次の二条を加
る。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)

第八十四条の三 平成六年四月一日から平成九年
三月三十一日までの間に受けた登録免許税法別
表第一第一号に掲げる不動産の登記(土地に附
屬する構造物等を除く)に係る不動産の登記に
付する不動産価額は、当該登記の登録料額の
五百倍とする。

する登記に限る。)に係る同法第十一条第一項の課税標準たる不動産の価額は、同法附則第七条の規定にかかわらず、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第三百四十五条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

第八十六条の五第一項中「平成元年から平成五年までの各年」を「その年」と改める。

第八十七条中「平成六年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、「限る」の下に「ものとし、同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く」と加える。

第八十八条の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附
錄

の法律は、平成六年四月一日から施行する。)」を「その年」と改める。
二条の四第一項の改正規定((第一号に
個人については、平成六年六月三十
日第一項の改正規定((第一号に
規定(同項第六号に係る部分に限る。))
二条の七第一項の改正規定((第一号に
規定(同項第六号に係る部分に限る。))
十第一項の改正規定(同項第六号に係
る部分に限る。)及び第六十六条の十二第二項
規定 特定農産加工業経営改善臨時措
定による法人については、平成六年六月三十
五年法律第二百一十六号)第三百四十一
二十条第三項の規定の適用を受けるも
加える。
二条の二第一項中「平成六年三月三十
七年三月三十一日」を「平成
一一日」に改め、「限るの下に」「ものと
へ第一項中「平成六年三月三十一日」を
月三十一日」に改める。

七

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものと除くほか、平成六年分以後の所得税について適用し、平成五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等に関する経過措置)

第三条 新法第九条の五の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に株式会社が利益をもつてする株式の消却を行ふ場合について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 新法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備

一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五条 新法第十条の四(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作をする同項に規定する同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 個人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第十一条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の五第一項に規定する店舗用建物等消火設備に

ついては、なお従前の例による。

3 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等について適用する。

4 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新法第十三条の三第一項第一号(同号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

7 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家共同住宅については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第二項(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

9 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取

得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

10 旧法第十五条第一項第二号に掲げる個人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ(新法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。)については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

11 前項の規定の適用がある場合における新法第十三条から第十条の四まで、第十三条、第十三条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条第六号中「又は第十六条」とあるのは「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。」とされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第十五条(以下「旧法第十五条」という。)と、新法第十条の二第一項及び第三項、第十条の三第一項及び第三項並びに第十条の四第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは「第十六条又は旧法第十五条」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで又は旧法第十五条」と、新法第十三条の二第一項中「又は次条から第十六条まで」とあるのは「次条から第十六条まで又は旧法第十五条」と、新法第二十八条の三第一項、第二十九条の六第二項及び第三十七条の三第三項中「並びに第十三条の三から第十六条まで」とあるのは「第十三条の三から第十六条まで並びに旧法第十五条」と

12 個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

13 新法第十八条第一項第十号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 平成六年分の所得税に係る新法第二十一條の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の七(次項第三号)とあるのは「平成六年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の八(次項第三号)に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(特定組合に納付した中小企業構造改善等準備金に係る納付金の必要経費算入に関する経過措置)

第八条 旧法第五十五条の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、個人が納付する旧法第二十八条の納付金については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新法第三十一条の二の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行なった旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優

良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第二項第五号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新法第三十四条の二第二項第十号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新法第三十六条の六第一項、第三項、第四項及び第九項の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日以前行った旧法第三十六条の大第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新法第三十九条第一項の規定は、個人が平成六年一月一日以後に同項に規定する相続又は遺贈により取得した資産を同日以後に譲渡した場合について適用し、個人が同日前に旧法第三十九条第一項に規定する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合は、なお従前例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十条 新法第四十一条及び第四十二条の二の規定は、居住者が平成六年一月一日以後に新法第四十二条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第六十一条 旧法第四十一条の十九に規定する非居

住者又は外國法人が施行日前に支払を受けるべき同条に規定する船舶の貸付けによる対価については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の二第二項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十二条の七(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日前に取得若しくは製作又は販借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十五条 法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第四十三条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定施設について適用する。

3 新法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

5 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の三第一項の表の各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 新法第四十三条の四第一項(同項第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用する。

7 新法第四十四条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前例による。

8 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の七第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

9 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

10 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第二項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

11 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をした旧法第四十五条第一項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

12 新法第四十六条の四第一項第一号(同号ロからニまでに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の農業生産法の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

13 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家共同住宅について適用する。

14 新法第四十七条第二項(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

16 旧法第四十八条第一項第二号に掲げる法人が

施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ（新法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。）については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同一条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四」とする。

¹⁷ 前項の規定の適用がある場合における新法第十四条の四から第四十二条の七まで、第十六条、第四十六条の二、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条（新法第六十四条の二）第六項及び第六十五条第六項において適用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第七項第三号中「第四十九条」とあるのは「第四十九条若しくは平成六年改正法附則第十五条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第八十八条（以下「旧法第四十八条」という。）と、新法新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「第四十九条」とあるのは「第四十九条若しくは旧法第四十八条」と、新法第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項中「第四十九条まで」とあるのは「第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、同条第二项中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、「又は第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、同条第二项中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、「又は第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四」とする。

¹⁸ 旧法第五十二条第一項の特定組合が施行日前に旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める旧法第五十二条第一項に規定する共同利用施設については、なお從前の例による。

¹⁹ 新法第五十二条第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

²⁰ 法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、な

と、同条第三項及び新法第五十二条の三第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、同条第三項中「又は第四十六条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、同条第三項中「又は第四十六条から第四十九条まで又は旧法第四十八条」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四」とする。

合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお從前の例による。

⁴ 新法第五十六条の規定は、法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお從前の例による。

⁵ 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に着手した同項に規定する特定工事及び施行日前にガス事業法（昭和二十九年法律第

五百一号）第二十五条の二第一項の規定により届出をした同項に規定するガスの供給計画に基づき施行日から平成九年三月三十一日までの間に着手する旧法第五十六条の二第一項に規定する特定工事の施行に伴って取得又は建設をする

⁶ 第十六条 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定供給設備に係る特定ガス導管工事償却準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「百分の十六」とあるのは「百分の十

（法人の資産の譲渡等の場合の譲税の特例に関する経過措置）

⁷ 第十八条 新法第六十二条の三の規定は、法人が

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお從前の例による。

⁸ 第十九条 新法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行

日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合においては、施行

日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

⁹ 新法第五十六条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

¹⁰ 第十七条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置

¹¹ 第十八条 新法第五十六条第二項の規定は、法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお從前の例によ

る。この場合において、法人の施行日前に開始して、かつ、施行日以後に終了する事業年度にお

いて同項に規定する技術等海外取引による収入

金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の七（次項第三号」とあるのは「当該事業年度開始の日から平成六年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の七（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。

（法人の技術等海外取引による所得の特別控除に関する経過措置）

¹² 第十九条 新法第六十二条の三の規定は、法人が

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお從前の例による。

¹³ 第二十条 新法第六十二条の三の規定は、法人が

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお從前の例による。

¹⁴ 第二十二条 新法第六十二条の三の規定は、

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお從前の例による。

¹⁵ 第二十三条 新法第六十二条の三の規定は、

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお從前の例による。

¹⁶ 第二十四条 新法第六十二条の三の規定は、

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

いては、なお從前の例による。

¹⁷ 第二十五条 新法第六十二条の三の規定は、

平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、

法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用

することができる。

¹⁸ 新法第六十五条の三第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

特定組合の同項に規定する組合員等である法人

が納付する同条第七項の納付金又は当該特定組合

の施行日以後に行う同項に規定する土地等

の譲渡に係る法人税について適用する。

新法第六十五条の四第一項第十号の規定は、

法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等

の譲渡に係る法人税について適用する。

新法第六十五条の四第一項第十号の規定は、

法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等

の譲渡に係る法人税について適用する。

新法第六十五条の四第一項第十号の規定は、

法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等

の譲渡に係る法人税について適用する。

官 報 (号外)

の譲渡に係る法人税について適用する。

(鉄工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第六十六条の十第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

(欠損金の譲越期間の特例に関する経過措置)

第二十条 新法第六十六条の十三第三項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同

項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

(欠損金の譲戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第二十一条 新法第六十六条の十四に規定する特定中小企業者に該当する法人の平成五年十一月二十五日から施行日の前日までの間に終了した事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかるらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求ができる。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第二十二条 新法第六十九条の三第一項から第三項までの規定は、平成六年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税についての規定による。ただし、同日から施

行日までの間に相続又は遺贈により当該小規模宅地等を取得したすべての者が当該小規模宅地等について同条第一項又は第二項の規定によりこれららの規定に規定する相続税の課税価格に算

入すべき価額を計算することを選択する場合に

は、同条の規定を適用することができる。

2 新法第七十条の三の規定は、施行日以後に

日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税について適用し、

同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税

については、なお従前の例による。

3 新法第四章の二の規定は、平成六年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用し、平

成五年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税について

は、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十四条 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する壳渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する壳渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の二第二項の規定は、同項に規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受ける場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の二第二項に規定する森林整備法人が同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日前までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物

同項に規定する土地又は建物

4 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から昭和六十一年改正法の施行の日前までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物

5 新法第七十九条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の日前に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

6 新法第七十九条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の日前に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの

7 新法第七十九条の五の規定は、個人が施行日以後に受ける同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、個人が施行日前に受けた旧法第七十七条の五に規定する外航船についてのこれらの登記に係る登録免

許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税

5 新法第七十九条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が施行日から平成八年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に贈与税について適用し、

同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 新法第八十一条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

7 新法第八十一条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

千分の二十二

千分の十六

千分の十一

千分の十六

千分の十六

千分の十六

千分の二十二

については、なお従前の例による。この場合に

おいて、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるとき

は、同条に規定する中小企業者が施行日から平成八年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税について適用し、

地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の三十」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十三条第五項及び第六十三条の二第六項について、第六十二条及び第六十二条の三（平成六年新法第六十三条第五項及び第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成六年新法第四十二条の四第一項中「第六十八条の一」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十一条の五第三項（次条から第四十二条の八までにおいて「平成四年旧法第四十二条の五第三項」という。）と、平成六年新法第四十二条の五第三項」とある。「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年旧法第四十二条の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合は、これらの金額」と、平成六年新法第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「第六十八条の一」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年改正法第四十二条の五第三項」と、平成六年新法第五十二条の二第二項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで又は平成四年改正法附則第十九条第一項（以下この条及び次条において「平成四年旧法第四十二条の五第一項」という。）と、同条第二項及び第三項並びに平成六年新法第五十二条の三第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十

十三条から第四十九条まで又は平成四年旧法第四十二条の五第一項」と、平成六年新法第六十二条第六項第二号中「とする」とあるのは、「とし、平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二条並びに第六十八条の二」とする」と、平成六年新法第六十二条の三第一項第二号中「とする」とあるのは「とし、平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二条の三並びに第六十八条の二」とする」とする。

附則第二十条第二項中「同項中「次第一条」とあるのは「平成四年新法第四十二条の七、第四十二条の八第一項」と、「第四十六条の二」とあるのは「第四十六条の三」と、「第五十二条の三」とあるのは「第四十六条の三」と、「第五十二条の七」とあるのは「平成四年新法第五十二条の三第一項」とあるのは「平成四年新法第五十二条の三第一項」とを削り、「平成四年新法第四十二条の八第一項」と、「第四十六条の四」を「平成六年新法第四十二条の四」と改め、「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第五十二条の七」とあるのは「規定に係る第五十二条の三第一項」とあるのは「規定に係る平成四年新法第五十二条の三第一項」と、「第四十六条の二」とあるのは「第四十六条の三」と、「第四十六条の二」とあるのは「場合に限り、平成四年新法第四十二条の七第三項の規定の適用を受けるものを除く」と、「控除される金額がある場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額

第三項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十二条及び第六十二条の三（平成六年新法第六十三条第五項及び第六十三条の二第六項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、平成六年新法第四十二条の四のとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第四項及び第六项（次条から第四十二条の八までにおいて「平成四年旧法第四十二条の七第四項及び第六项」という。）と、平成六年新法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の七第二項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年旧法第四十二条の七第四項及び第六项」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合には、平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第四項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、平成六年新法第四十二条の八第二項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年旧法第四十二条の七第四項及び第六项」と、平成六年新法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十九条まで」と、平成四年改正法附則第二十条第一項まで又は平成四年改正法附則第二十条第一項

の規定によりなおその効力を有するものとする
れる平成四年改正法による改正前の租税特別
措置法第四十二条の七第一項（以下この条及
び次条において「平成四年旧法第四十二条の
七第一項」という。）と、同条第二項及び第三
項並びに平成六年新法第五十二条の三第一項
中「又は第四十三条から第四十九条まで」とあ
るの「若しくは第四十三条から第四十九条
まで又は平成四年旧法第四十二条の七第一
項」と、平成六年新法第六十二条第六項第二
号中「とする」とあるのは「とし」、平成四年改正
法附則第二十条第二項の規定によりなおその
効力を有するものとされる平成四年改正法に
よる改正前の租税特別措置法第四十二条の七
の規定の適用については、同条第二項中「並び
に第六十八条の二」とあるのは、「、第六十二
条並びに第六十八条の二」とする」と、平成六
年新法第六十二条の三第十一項第二号中「と
する」とあるのは「とし」、平成四年改正法附則
第二十条第二項の規定によりなおその効力を
有するものとされる平成四年改正法による改
正前の租税特別措置法第四十二条の七の規定
の適用については、同条第二項中「並びに第
六十八条の二」とあるのは、「、第六十二条の
三並びに第六十八条の二」とする」とする。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部
改正)並びに経過措置

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十四条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)の一部を次のよう改定する。

第二十条を削る。

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定の資産の買戻しの場合の課税の特例等の拡充等の土地税制の改正、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の特例計算限度額の引上げ、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し等を行うとともに、相続税の延納税額についての物納の特例、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例、使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例等を新設するほか、民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて、清酒等に係る酒税の税率の特例、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税等期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一 議案の目的及び要旨
本案は、当面の経済状況等を踏まえた政策的要請に応えるため、土地税制等について適切な

対応を図る一方、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 土地・住宅税制関係

(1) 土地税制の改正

土地の長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象の拡充及び特定の事業用資産の買戻し等の場合の課税の特例を拡充するほか、特定の都市計画駐車場を非課税とするなど地価税の特例を拡充する等の措置を講ずる。

(2) 住宅税制の改正

居住用財産の買戻し特例の譲渡資産の価額要件を「一億円以下から二億円以下に引き上げるほか、住宅資金の贈与に対する贈与税の特例についての特例計算限度額を五〇〇万円から一、〇〇〇万円へ引き上げる等の措置を講ずる。

相続税関係

(1) 小規模宅地等(100平米以下)の課税の特例の減額割合について次のとおりの拡充等を行う。

(1) 居住用宅地等又は事業用宅地等で居住又は事業を継続する場合

居住用 六〇%から八〇%
事業用 七〇%から八〇%

(2) それ以外の場合 六〇%又は七〇%から五〇%

(2) 延納相続税額の納付方法について、一定の要件の下に、相続により取得した土地で止する措置を講ずる。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、当面の経済状況等を踏まえた政策的要請に応えるため、土地税制等について適切な

取得した場合の特別償却制度等について、基準取得価額の見直し等を行うなどの整理合理化を図る措置等を講ずる。

2 課税の適正・公平の確保

(1) 交際費課税の見直し

資本金五、〇〇〇万円以下の法人の支出に加えて、定額控除枠以下の部分につき一〇〇分の一〇相当額を損金不算入とする措置を講ずる。

(2) 使途秘匿金に対する課税

法人の使途秘匿金に対し、通常の法人税に加えて四〇%の法人税を追加課税する措置を講ずる。

(3) 税特別措置の新設・拡充等

有限会社の最低資本金を満たすまでの出資の払込みに充てた利益配当の所得税を非課税とするほか、株式会社が利益をもつてする株式の消却を行った場合においては、所得税の源泉徴収を適用しないとする措置を講ずる。

(4) 個人事業者に係る消費税の確定申告期限

の特例措置の期限を延長する措置を講ずる。

3 課税の可決理由

本案は、当面の経済状況等を踏まえた政策的要請に応えるため、土地税制等について適切な対応を図る一方、租税特別措置の整理合理化その他の所要の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと講決した次第である。

なお、本案に対しては、村上誠一郎君外一名から自由民主党・自由国民会議提案による「長期譲渡所得の課税の特例について、平成六年分及び平成七年分の所得税に係る税率を百分の二十とすること等とする、平成六年及び平成七年登録免許税について、課税標準を百分の三十五に減額することとする」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の規定に基づき内閣を代表して藤井大臣

資産課税のあり方を踏まえた現行の土地税制の基本的考え方、現下の財政事情等に照らし、政府として反対である。旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費
額は、約五千四百十億円である。

右報告する。

平成六年三月二十五日

衆議院議長 土井たか子殿
大蔵委員長 宮地 正介

平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
右
国会に提出する。
平成六年三月四日

内閣総理大臣 細川 譲熙

平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法

(趣旨)

第一条 この法律は、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について、特別減税を行ふため必要な事項を定めるものとする。(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十
三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
二 非居住者 所得税法第六百六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成六年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、か

び第四章並びに第六百五十五条の規定、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十二条の三第四項後段、第八条の三第四項後段、第八条の四第一項後段、第九条、第九条の三第一項後段、第九条の四第一項後段、第十一条、第十条の二第三項及び第四項、第十一条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十一条の四第三項から第五項まで、第十一項及び第十七条項から第二十項まで、第十一条の五第四項、第二十四条、第二十五条、第二十八条の三

四 第二十九条の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十一、第三十八条、第三十九条、第四十条の二第二項、第二章第五節、第四十一条の七第一項並びに第四十一条の十四から第四十一条の十七までの規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)附則第三条及び第四条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第号)附則

四 予定納税基準額 所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額をいう。
五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十号)第十九条第三項に規定する修正申告書を含む)をいう。
六 納与等 所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。
七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。
八 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。

(特別減税の額の控除)
第三条 居住者又は非居住者の平成六年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。
(特別減税の額)
第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額に百分の二十を乗じて計算した金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)とする。
(居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税額の計算の特例)
第五条 居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算については、所得税法第百四条第一項第一号中「前年分」とあるのは「平成五年分」と、「とする。」とあるのは「とする。以下この号において「調整後の所得税額」という。」から当該調整後の所得税額の百分の二十に相当する。

する金額(当該金額が二百万円を超える場合に二百万円)を控除した金額」と、同項第二号中「前年分」とあるのは「平成五年分」と、「これららの所得」とあるのは「これらの所得」と、「控除した額」とあるのは「当該各種所得のうちに相当する金額(当該金額が百万円を超える場合には、百万円)を、それぞれ控除した残額」とすを適用して計算した所得税の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が百万円を超える場合には、百万円)を、それぞれ控除した残額」とする。

第六条 居住者の平成六年分の所得税に係る所得の適用については、同項第三号中「第三章(税額の計算)」とあるのは「第三章(税額の計算)」及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第号)第三条(特別減税の額の控除)」と、同項第五号中「又は当該申告書」とあるのは「若しくは当該申告書」と、「政令で定める金額がある場合には、当該金額」とあるのは「政令で定める金額又は平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九条若しくは第十一条(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支拂われた給与等に係る特別減税額の控除等)の規定により還付を受けた所得税の額がある場合には、これらの金額」とする。

第七条 居住者の平成六年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第一百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成六年分所得税の特別減税の額の控除」の規定により控除される特別減税の額との合計額とする。

二 所得税法第一百二十条第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票収取」とあるのは、「交付される源泉徴収票（当該給与所得に規定する給与等のうち第八十五条第一項第三号（労働した日）とに支払われる給与等）に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む。）」とする。（非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除）

第八条 前二条の規定は、非居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額及び所得税の額の計算並びに確定申告書の提出について適用する。（居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除）

第九条 給与等の支払者（以下この項、次条第一項及び第十二条において「給与支払者」という。）は、当該給与支払者から平成六年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等（居住者が所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与支払者から支払を受ける給与等をい。以下この項及び第十二条において同じ。）の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日に

おいて当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに対し、同年六月（当該支払が当該給与支払者から平成六年中に支払を受けた給与等につき同法第一百九十条の規定（租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第九条の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第二条の規定のある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた所得税法第一百九十条第一号に掲げる税額に百分の二十を乗じて計算した金額（当該金額が百万円を超える場合には、百万円）に相当する所得税を還付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方他の同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）

第十条 居住者の平成六年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第一百九十条の規定の適用について、同条第一号に掲げる所得税の額の合計額は、当該合計額に相当する金額から前条第一項の規定により還付を受けた所得税の額を控除した金額に相当する金額とし、同法第一百九十条第一号に掲げる税額は、当該税額に相当する公的年金支払者から支払を受けた公的年金等の金額から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

第十一條 所得税法第一百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次条において「公的年金等」という。）の支払をする者（以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。）は、当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方他の同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給与特別減税額とは、居住者が所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与支払者から平成六年中に支払を受けた給与等につき同法第四十一条の二の規定（租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第九条の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）附則第二条の規定のある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた所得税法第一百九十条第一号に掲げる税額に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用について、同号中「第六章まで（源泉徴収）」あるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び平成六年分の特別減税のための臨時措置法第十条第一項（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）」とする。

（居住者の平成六年中に支払われた公的年金等に係る特別減税額の控除）

（居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除）

第十一條 所得税法第一百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次条において「公的年金等」という。）の支払をする者（以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。）は、当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方他の同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(還付金の支払明細書)

第十二条 主たる給与等の支払を受ける居住者は、は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第九条第一項又は前条第一項の規定により所得税の還付をする給与支払者は、公的年金支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。

(政令への委任)

第十三条 第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他この法律の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に関する経過措置)

第二条 第六条から第八条までの規定は、この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成六年分の所得税について適用する。

(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除に関する経過措置)

第三条 第十条の規定は、平成六年中に支払すべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成六年分の所得税につき所

得税法第二百三十七条(同法第二百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらのこと項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、当該更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十

三条第一項の更正の請求をすることができる。

規定期による更正があった場合には、当該更正後

- (1) 平成六年一月から六月までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の二〇%相当額(一〇〇万円を限度)を原則として同年六月に還付する。

- (2) 平成六年分の年末調整の際に、年税額の二〇%相当額から(1)の還付金額を控除した残額を控除する。

- (1) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとする。

- (2) 事業所得者等に係る特別減税

- (1) 平成六年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

- (2) 平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

- (1) 平成六年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

- (2) 平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

二 議案の目的及び要旨

本案は、当面の経済の低迷を開拓するため、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得

税について定率による特別減税を行おうとする

もので、その主な内容は次のとおりである。

税の額を控除する。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減

税の額を控除する。

2 特別減税の額は、平成六年分の所得税額の

二〇%相当額(二〇〇万円を限度)とする。

3 特別減税の実施方法

(1) 給与所得者に係る特別減税

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成六年度における減収見込額は、約三兆八千四百三十億円である。

右報告する。

平成六年三月二十五日

大蔵委員長 宮地 正介

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕
(小字は修正)

附 則

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第四条 施行日前に平成六年分の所得税につき所得税法第二百三十七条(同法第二百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらのこと項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があった場合には、当該更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三

三条第一項の更正の請求をすることができる。

(被討)

第五条 平成七年分以後の所得税については、速やかに、税額全額の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な税制改革を行ふものとする。

6 国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならないとする必要があると認め、本案は、別紙のとおり修

正議決すべきものと決した次第である。

児童手当法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成六年三月八日

内閣総理大臣 細川 謙蔵

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一
部を次のように改正する。

第三条第一項中「満たない」を「達する日以後の
最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第二十条第一項中「あてる」を「及び第二十九条
の二に規定する児童育成事業に要する費用に充
てする」に改める。

第二十一条第二項中「割合」を「率に第二十九条
の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち
前条第一項の提出金をもつて充てる額の予想額を
当該年度における賦課標準の予想額をもつて除
して得た率(次項において「事業費充当額相当率」
という)」を加えた率」に、「厚生大臣が」を「政令
で」と改め、同条に次の二項を加える。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の
前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該
額相当率を勘案して設定しなければならない。

第二十九条の二の見出しを「児童育成事業」に
改め、同条中「厚生保険特別会計法(昭和十九年法
律第十号)第八条ノ一第一項の積立金の額に相当
する額の範囲内で、第一条の目的の達成に資する
施設をする」を「児童育成事業(育児に關し必要な
援助を行い、又は児童の健康を増進し若しくは情
操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援

助を行う事業その他の事業であつて、第一条の日
的の達成に資するものをいう。」に行う」に改める。
及び第二項、第二十二条から第二十九条までに、
附則第六条第二項中「第十九条から第二十九条
まで」を「第十九条、第二十条、第二十一条第一項
及び第二項、第二十二条から第二十九条までに、
「児童手当の支給に要する費用」を「児童手当の
支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する
児童育成事業に要する費用」に改め、「予想額相当
の十分の七に相当する額」の下に「を当該年度に
ける賦課標準の予想額をもつて除して得た率に
をもつて除して得た率(次項において「事業費充当
額相当率」という)」を加えた率」を、「合算額」の下
に「を当該年度における賦課標準の予想額をも
つて除して得た率」を加え、同条第三項中「厚生保
険特別会計法」の下に「昭和十九年法律第十号」
を加える。

附則第七条から第九条までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行
する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平
成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 児童手当法第五条第一項(同法附則第六
号)の一部を次のように改止する。

3 第六条中「児童手当交付金」の下に
「及児童育成事業費」を加え、「福祉施設費」を
「児童育成事業費」に改め、「並ニ児童手当」の下
に「及児童育成事業」を加える。

第六条中「児童手当交付金」の下に「及児童育
成事業費」を加える。

第八条ノ一第三項中「福祉施設費」を「児童育
成事業費」に改める。

第十一條ノ一第二項中「当該児童手当交付金」
の下に「及児童育成事業費」を加える。

項の規定は、平成七年六月以降の月分の児童手
当及び特例給付について適用し、同年五月以前
の月分の児童手当及び特例給付については、な
お従前の例による。

第三条 平成六年度においては、新法第二十一條
第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相
當率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年
度における事業費充当額相当率を勘案して」と
あるのは、「千分の〇・二を標準として」とする。

2 平成七年度においては、新法第二十一條第三
項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率
を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度に
おける事業費充当額相当率を勘案して」とある
のは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標
準として」とする。

3 平成八年度から平成十年度までの各年度にお
いては、新法第二十一條第三項中「当該年度の
前年度以前五年度」とあるのは、「平成六年度以
降」とする。

第十二条中「基づき児童手当」の下に「及び児
童育成事業」を加える。

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五
十一号)の一部を次のように改止する。

第六条第六十五号中「児童手当」の下に「及
び児童育成事業」を加える。

第十八条ノ一中「及児童手当」を「並ニ児童
手当及児童育成事業」に改める。

(厚生省設置法の一部改止)

第十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五
十一号)の一部を次のように改止する。

第六条第六十五号中「児童手当」の下に「及
び児童育成事業」を加える。

第一 議案の目的及び要旨

本邦は、家庭における児童の養育の実態等に
児童手当制度が児童のいる家庭の生活の安定並び
に次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の
向上に一層資するよう、福祉施設を児童育成事業
に改めてその充実を図るとともに、これに要する
費用を一般事業主から徴収する提出金の対象に加
える等の必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

見童手当法の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

第一 議案の目的及び要旨

本邦は、家庭における児童の養育の実態等に
かんがみ、児童手当制度が児童のいる家庭の生
活の安定並びに次代の社会を担う児童の健全な
育成及び資質の向上に一層資するよう、福祉施
設を児童育成事業に改めてその充実を図ると
もに、これに要する費用を一般事業主から徴収
する提出金の対象に加える等の措置を講じよう
とするもので、その要旨は次のとおりである。

官報(号外)

1 政府が一般事業主から徴収する拠出金の対象に児童育成事業に要する費用を加えるとともに、児童手当の提出金率の設定基準に、児童育成事業の事業費充当額相当率を加え、提出金率を政令で定めることとする。

2 現行の福祉施設を児童育成事業に改め、政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて育児に関する必要な援助を行い、又は児童の健康を増進する等の事業を行う者に対する助成及び援助等児童手当制度の目的の達成に資する事業を行うことができるとしている。

3 児童の定義を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者に改める。

4 施行期日等

(1) この法律は、平成六年四月一日から施行すること。ただし、児童の定義の改正については、平成七年四月一日から施行すること。

(2) 所要の経過措置を設けるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

家庭における児童の養育の実態等にかんがみ、児童手当制度が児童のいる家庭の生活の安定並びに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に一層資するよう、福祉施設を児童育成事業に改めてその充実を図るとともに、これに要する費用を一般事業主から徴収する拠出金の対象に加える等の措置を講じようとすることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成六年度厚生保険特別会計予算(厚生省所管)児童手当勘定の児童育成事業費に約六百一億一千万円が計上されている。

右報告する。

平成六年三月二十五日

厚生委員長 加藤 万吉

衆議院議長 土井たか子殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成六年三月二十二日

内閣總理大臣 細川 謙照

第二項症	四、五四五、〇〇〇円
第三項症	三、七四三、〇〇〇円
第四項症	二、九六一、〇〇〇円
第五項症	一、三九七、〇〇〇円
第六項症	一、九三七、〇〇〇円
第一款症	一、七六六、〇〇〇円
第二款症	一、六〇六、〇〇〇円
第三款症	一、二八九、〇〇〇円
第四款症	一、〇三七、〇〇〇円
第五款症	九一六、〇〇〇円

第八条第二項中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同項第二号中「十八歳未満であつて」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間であつて」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	五、八〇一、〇〇〇円
第二款症	四、八一一、〇〇〇円
第三款症	四、一二九、〇〇〇円
第四款症	三、三九二、〇〇〇円
第五款症	二、七一〇、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三、八一七、八〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	第一項症の年金額に二、九一〇、五〇〇円以内の額を加えた額
第二項症	四、一五七、八〇〇円
第三項症	三、四六七、九〇〇円
第一項症	二、八六六、一〇〇円

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三、八一七、八〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	第一項症の年金額に二、九一〇、五〇〇円以内の額を加えた額

官 報 (号外)

第四項症	一、二七一、八〇〇円
第五項症	一、八四七、六〇〇円
第六項症	一、四九七、一〇〇円
第一款症	一、三六一、〇〇〇円
第二款症	一、二三八、八〇〇円
第三款症	九九五、九〇〇円
第四款症	八〇四、八〇〇円
第五款症	七〇七、九〇〇円

第八条の二第二項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、四二一、六〇〇円
第二款症	三、六六九、六〇〇円
第三款症	三、一四七、二〇〇円
第四款症	二、五八五、八〇〇円
第五款症	二、〇七四、七〇〇円

第二十五条第一項第一号及び第四号中「十八歳未満であつて」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にあつて」に改める。

第二十六条第一項中「百八十一万八千九百円」を「百八十五万七千九百円」に改める。

第二十七条第一項中「百八十一万八千九百円」を「百八十五万七千九百円」と、「百四十四万千九百円」を「百四十七万三千九百円」に改め、同条第三項の表中「四四五、八五〇円」を「四六〇、五五〇円」と、「三五三、一五〇円」を「三六六、二五〇円」と、「一四一、〇五〇円」を「一五三、〇五〇円」に改める。

(一) 遺族年金及び遺族給与金

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第八条第二項第二号の改正規定並びに第二十五条第一項第一号及び第四号の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

区 分		現 行	平成六年四月分から
公 務 死	一、八一八、九〇〇円	一、八五一、九〇〇円	一、八五七、九〇〇円
勤 務 関 連 死	一、四四一、九〇〇円	一、四六七、九〇〇円	一、四七三、九〇〇円
公 務 (輕症) 及び 勤 務 関 連 (輕症)	一、四四一、九〇〇円	一、四六七、九〇〇円	一、四七三、九〇〇円
公 務 (重症)	四四五、八五〇円	四五四、五五〇円	四六〇、五五〇円
勤 務 関 連 (重症)	三五三、一五〇円	三六〇、一五〇円	三六六、一五〇円
公 務	三五三、一五〇円	三六〇、一五〇円	三六六、一五〇円
勤 務 関 連	一四一、〇五〇円	一四七、〇五〇円	一四三、〇五〇円

戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和す

るのとおりである。

1 障害年金、遺族年金等の額を引き上げること。

2 戰傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和しようとするもので、その要旨は

次のとおりである。

1 障害年金、遺族年金等の額を引き上げること。

2 戰傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和しようとするもので、その要旨は

次のとおりである。

1 障害年金、遺族年金等の額を引き上げること。

2 戰傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和しようとするもので、その要旨は

官報(号外)

2	遺族年金等の子等に対する支給等を、当該子等が十八歳に達する日の属する年度の末まで行うこととする。
3	施行期日
この法律は、平成六年四月一日から施行すること。ただし、2については、平成七年四月一日から施行すること。	
二	議案の可決理由
	戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図ること、障害年金、遺族年金等の額を引き上げることともに、子に係る遺族年金の支給等の条件を緩和しようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。
三	本案施行に要する経費
	平成六年度一般会計予算(厚生省所管)に約十六億円が計上されている。
	右報告する。

右	漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
	衆議院議長 土井たか子殿
	厚生委員長 加藤 万吉
	内閣総理大臣 細川 譲熙
	平成六年三月二十五日

右	漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、我が国周辺水域の高度利用等による漁業生産の確保、流通機能の改善、水産加工業の振興、漁港の安全性及び快適性の確保並びに活力ある漁村の形成の観点から、沿岸漁業及び増養殖漁業振興上重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難特に必要な漁港を重点的に整備するとともに、沖合漁業の根拠地として重要な漁港及び遠洋漁業の根拠地として重要な漁港を整備する。
一	計画方針
1	漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、我が国周辺水域の高度利用等による漁業生産の確保、流通機能の改善、水産加工業の振興、漁港の安全性及び快適性の確保並びに活力ある漁村の形成の観点から、沿岸漁業及び増養殖漁業振興上重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難特に必要な漁港を重点的に整備するとともに、沖合漁業の根拠地として重要な漁港及び遠洋漁業の根拠地として重要な漁港を整備する。
2	整備する漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度が高く事業効果の大きいもので緊急に整備する必要のあるものを採択する。
二	計画
1	前項の計画方針に基づき、平成六年度以降六年間に四百八十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
北海道	厚須礼浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
千葉県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
静岡県	上美濃浜走司	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
愛知県	上余浜市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
岐阜県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
三重県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
伊勢湾	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
近畿地方	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
大阪府	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
兵庫県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
滋賀県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
奈良県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
和歌山県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
福岡県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
大分県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
宮崎県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
鹿児島県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
沖縄県	日余厚浜山稚良古河市	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

我が国の水産業は、動物性たん白質食料の半ばが水産物に依存している我が国において国民の健康的で豊かな食生活形成の上で重要な役割を果たしているばかりでなく、地域の経済社会を支える重要な産業となっているが、水産業をめぐる国際環境、経済的諸条件等の著しい変化に対応して消費を通じて今後一層その積極的な振興を図ること及び快適性の確保を図り、もって漁業生産の確保が必要である。このため、漁業の動向に即応して、水産業の基盤である漁港について全国的に計画的な整備拡充を行い、その機能の増進と安全性及び快適性の確保を図り、もって漁業生産の確実な発展に資する必要がある。

平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 渔港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

官報(号外)

大分	熊本	長崎										佐賀	福岡				高知	
上	玉	千南戸高黒青鍋大嵯日崎小入湯久阿鶴										向馬加渡唐島	新馬岩脇沓宮尾田				入春加野領野郷根	
内	浦(白杵)	千風嶺瀬(富江)幌ノ根須ノ石泊島島串島島宝浦連本浦浜浦浦										島島	島島					
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	

北海道				都道府県名				沖繩									
岩手		青森		北海道		都道府県名		計		沖繩							
百	四十一	流	港	名	港	名	都道府県名	百	四十一	佐	阿	渡	都	宜	志	海	
大	重	久	田	太	田	三	下	北	金	常	湧	標	豊	八	本	大	北海道
田	田	田	田	田	風	別	別	別	別	斜	常	豊	本	富	浜	浜	北海道
名	茂	老	部	喜	ケ	別	別	部	部	標	湧	八	本	浜	鬼	鬼	北海道
浦	茂	老	部	喜	沢	別	別	部	部	豊	常	八	本	浜	志	志	北海道
外郭施設																	
係留施設																	
水城施設																	
輸送施設																	
漁港施設用地																	
外郭施設																	
係留施設																	
水城施設																	
輸送施設																	
漁港施設用地																	

官 報 (号外)

平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 渔港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

八四

新潟	神奈川	東京	千葉	福島	山形	秋田	宮城	
稻高筒名間裏	高保外	富士坪	由良	真野	島田	金松	根波松	船箱兩唐綫廣
鯨千石立瀬屋	立田	津川	良	沼沢	館	斗	津路	
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

兵庫	京都	三重	愛知	静岡	福井	富山	小糸水	木津津橋目
沼丸富諸浜坊家室垂	浅間浦	遊阿宿神喜答豐	日一西知福	由内	日菜	坂	水	木
	茂川人島	會田島島志北	周幡賀色豆柄江	比浦	向崎	木浦	津	津橋
島山島寄坂勢島津水	水	木浦島會志北	江外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
外郭施設	外郭施設	外郭施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設
保留施設	保留施設	保留施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
水域施設	水域施設	水域施設	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地
輸送施設	輸送施設	輸送施設						

官 報 (号外)

和歌山									
德島	山口	広島	岡山	鳥取	奈良	和歌山	兵庫	福岡	鹿児島
由中	奈玉黄矢福上白油 波	箱 豊 沖 村 音 柿 美 走	知 豊 仁 和 宇 小 崎 伊 泊	泊	動 周 印 衣 笑 雜 鳴 参 塙 賀				
枝林	古 江 戸 玉 川 関 木 田	崎 島 浦 戸 橋 能	夫 田 万 江 龍 津		氣 見 南 奈 島 崎				
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

香川伊吹									
熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	伊吹	高知	愛媛
二湯塙	有星前度生阿小三 浜奈鋼三鴨小 津 翁 値 井 浦 ノ浦居 琴	戸名 沢安	沖文藍吉	窪安	船魚豊宮				
江島屋	喜鹿吉月島賀樂 串摩浦鴻瀬鹿	浜ケ護	唐宇吉	津芸	泊田窪				
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

官報(号外)

三	重	京	都	舞	鶴	外郭施設	水域施設	切	外郭施設	水域施設	兵庫	香住	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地
京	都	舞	鶴	外郭施設	水域施設	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設	兵庫	香住	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地
和	歌	山	鳥	取	串	田	網代	西	大	恵	網代	西	大	恵	網代	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設
歌	山	鳥	取	串	田	網代	西	大	恵	網代	西	大	恵	網代	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設	漁港施設用地
島	根	島	口	仙	萩	崎	崎	島	社	雲	崎	島	社	雲	崎	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設
島	根	島	口	仙	萩	崎	崎	島	社	雲	崎	島	社	雲	崎	外郭施設	保留施設	外郭施設	水域施設
長	崎	高	知	佐	宇	深	八	佐	宇	室	牟	佐	宇	室	牟	佐	宇	室	牟
崎	高	知	知	佐	宇	深	八	佐	宇	室	牟	佐	宇	室	牟	佐	宇	室	牟
大	分	大	分	野	奈	野	八	野	奈	芦	牟	野	奈	芦	牟	野	奈	芦	牟
分	大	分	大	野	奈	野	八	野	奈	芦	牟	野	奈	芦	牟	野	奈	芦	牟
宮	崎	宮	崎	目	門	目	八	目	門	島	牟	目	門	島	牟	目	門	島	牟
崎	宮	崎	宮	目	門	目	八	目	門	島	牟	目	門	島	牟	目	門	島	牟
沖	繩	鹿	兒	串	阿	串	阿	串	阿	木	久	串	阿	木	久	串	阿	木	久
計		鹿	兒	島	井	井	井	井	井	川	浦	井	井	川	浦	井	井	川	浦
七	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
沖	繩	鹿	兒	島	井	井	井	井	井	川	浦	井	井	川	浦	井	井	川	浦
計		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

特定第三種漁港

都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	都道府県名	北海道	
漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	漁港名	羅溫大	
根	背	根	背	根	背	根	背	根	背	根	背	根	背	根	背	根	背	根	背	
白	元	白	元	白	元	白	元	白	元	白	元	白	元	白	元	白	元	白	元	
津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	津	
浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	浦	
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計
第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	第十	港	
計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計
第四種漁港																				
整備を必要とする主な施設																				

平成六年三月二十五日 衆議院会議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

(号) 外 報

沖	網	安	外郭施設
波	照	間	水域施設
久	部	田	係留施設
大	良	外郭施設	水域施設
東	外郭施設	係留施設	水域施設
港			

なお、本計画は、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、彈力的にその実施を図るものとする。

理由

昭和六十三年第百十二回国会において承認を受けた漁港整備計画は、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定により国会の承認を求める必要があるからである。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

漁港は、漁業生産の基盤であり、かつ、水産物流通の拠点であるという重要性にかんがみ、漁港法に基づき、漁港整備計画を定め、国会の承認を受けて、計画的に漁港施設の整備が図られている。

現行の漁港整備計画は、昭和六十三年第百十

二回国会において承認を受けたものであるが、

本年度をもって計画期間が終了するため、最近における水産業をめぐる情勢の変化等に即応するよう、その全部を変更し、国会の承認を求めるとしている。

1 漁業と漁港施設の現状を基礎とし、我が国周辺水域の高度利用等による漁業生産の確保、流通機構の改善、水産加工業の振興、漁港の安全性及び快適性の確保並びに活力ある

漁村の形成の観点に立って、沿岸漁業及び増殖漁業振興上重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港を重点的に整備するとともに、冲合漁業の根拠地として重要な漁港について整備をする。

2 整備漁港の選定に当たっては、漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度が高く事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択し、平成六年度以降六年間に、四百八十港の漁港について漁港整備事業を実施する。

3 四百八十港の種類別内訳は、第一種漁港が百四十一港、第二種漁港が百八十一港、第三種漁港が七十港、特定第三種漁港が十二港、

第四種漁港が七十六港であり、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。なお、本計画は、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、彈力的にその実施を図るものとする。

二 本件の議決理由

水産業を取り巻く諸情勢が著しく変化していること等にかんがみ、昭和六十三年第百十二回国会において承認した漁港整備計画を全面的に変更して、漁港を整備することは妥当な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年三月二十五日

農林水産委員長 竹内 勝
衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議

漁港は、水産物の生産・流通・加工の基地であるばかりではなく、漁村住民の生活の基盤として、さらには、都市住民に魚介を提供する等の場として、重要な役割を果たしている。よって政府は、漁港の整備に当たっては、左記

事項の実現に万全を期すべきである。

記

右

一 漁港の果たす役割的重要性と漁港整備の現状に十分配意し、第九次漁港整備計画の完全実施

のために必要な予算の確保等に最大限の努力を尽くすこと。

また、漁港の役割とその整備の必要性について、広く国民の正しい理解が得られるよう努めること。

二 国民の海への関心の高まりに対処し、生業である水産業との調和を十分勘案しつつ、都市住民とのふれあいに配慮した漁港の整備を進めるとともに、漁港利用料等の徴収のあり方を含め、漁港の適正な管理体制が整備されるよう指導すること。

三 渔村地域における生活関連公共施設等の整備の立ち遅れが、若年齢層の流出、後継者の減少、地域活力の低下等の重大な要因となっていふ現状にかんがみ、漁港漁村の環境整備のための事業を積極的に推進すること。

四 渔港整備事業の実施に当たっては、我が国近水域の高度利用と漁村地域の活性化等を促進する観点から、本整備計画と同じく平成六年度からの発足が予定される第四次沿岸漁場整備開発計画、沿岸漁業活性化構造改善事業及び新マリノベーション構想と密接な関連をもつて効率的に推進すること。

右決議する。

平成六年三月四日

内閣総理大臣 細川 譲熙

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成6年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会平成6年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成6年度収支予算

予算総則

算書のとおり定める。

第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）の平成6年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかるうえ、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

4 前二項の規定にかかるうえ、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は繰続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

5 第1項及び第2項の規定にかかるうえ、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上となり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は繰続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める助成金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。

6 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

7 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に適用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に適用することができない。

8 第5条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に適用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の房額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を借入金の減額、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

第13条 建設積立資産に入れた予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

(外) 収支

別表第1

平成6年度収支予算書

(-般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入	受取料	566,688,230
	付次務	545,497,345
	収取料	1,820,445
	特	7,225,000
	別	8,157,440
	別	400,000
事業支出	内送金	552,186,988
	放取料	214,730,760
	対報	4,642,335
	研究費	51,877,323
	手研	1,689,114
	当管	2,687,094
	理却	6,363,323
	販賣費	144,396,164
	販賣費	47,714,889
	販賣費	13,346,884
	販賣費	48,102,000
資本収支差金	(事業収支)	11,926,122
		1,719,000
		3,000,000
事業収支差金	(単位 千円)	14,474,242

款	項	金額
事業収入	受託業務等収入	602,000
事業支出	受託業務等費	513,000
事業収支差金	受託業務等費	496,000
資本支出充當	受託業務等費	17,000
償還充當	受託業務等費	89,000
償還充當	事業収支差金	660,742

事業収支差金8,900万円と受託業務等費の間接経費4億5,900万円を合わせた5億4,800万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(六) 集 訪

別表第2 契約種別・支払区分

契約種別	
カラーキャンペーン	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普通契約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛星カラーキャンペーン	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛星普通契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約

特 別 契 約	
車、電車その他の機械による地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他の機械による地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約
支 払 区 分	
訪問集金	
口座振替	
総 統 振込	

別表第3 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーキャンペーン	訪問集金	1,220円	6,880円	13,600円
普通契約	口座振込	1,170円	6,690円	13,080円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	740円	4,230円	8,460円
衛星普通契約	口座振込	690円	3,860円	7,720円
口座振替	訪問集金	2,160円	12,320円	24,040円
総統振込	口座振込	2,110円	12,060円	23,440円
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,630円	18,760円
	口座振込	1,630円	9,230円	18,460円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーキャンペーン	訪問集金	1,220円	6,880円	13,600円
普通契約	口座振込	1,170円	6,690円	13,080円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	740円	4,230円	8,460円
衛星普通契約	口座振込	690円	3,860円	7,720円
口座振替	訪問集金	2,160円	12,320円	24,040円
総統振込	口座振込	2,110円	12,060円	23,440円
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,630円	18,760円
	口座振込	1,630円	9,230円	18,460円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
	衛星カラーキャンペーン	衛星普通契約特別契約	その他
50件未満		200円	
50件以上100件未満		280円	
100件以上	300円		
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	2,300円	13,140円
	口座振込	840円	4,810円
	総統振込	840円	9,370円

ただし、衛星カラーキャンペーンの契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラーマルチキャブ 衛星普通契約 特	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額 250円

平成6年度事業計画

1 計画概説

平成6年度は、平成2年度を初年度とする5か年経営計画の最終年度として、諸計画の達成を目指すとともに、今後の事業展開に備える重要な年度である。

平成6年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、公正な報道とより豊かな質の高い放送番組を提供するとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確定な取扱に努め、あわせて経営全般にわたり一層効率的な業務運営を推進し、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に敬し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

(3) 國際放送については、国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。

(4) 受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。

(6) 調査研究については、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。

(8) 映像情報の海外発信を強化するため、関係する法人に対して出資を行う。また、放送及びその

受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

(9) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に56億7,900万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に112億3,200万円、演奏所の整備に48億1,400万円、放送番組設備の整備に259億7,000万円、研究設備等の整備に123億500万円、総額600億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送地上設備の整備を行うなど衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。

これらに要する経費は、56億7,900万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外國電波通信等による衛視聽地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、92億8,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、19億4,300万円である。

(4) 演奏所整備計画

放送会館については、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館、長野放送会館及び大分放送会館の整備のための諸準備を取り進め。また、老朽の著しい放送会館を整備するための調査等を行う。

これらに要する経費は、48億1,400万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行おるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。また、老朽の著しい番組制作送出機器の更新等を行う。

これらに要する経費は、259億7,000万円である。

(6) 研究設備、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舎等の整備を行う。

これらに要する経費は、91億5,500万円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、31億5,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア テレビジョン放送については、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、彈力的な放送時間とする。番組内容については、公正な報道に徹し、国際情勢を的確に伝えるとともに、政治・経済の課題をはじめとした国民的関心事に積極的に取り組むなど、ニュース・情報番組の一層の充実を図り、あわせて充足感ある大型企画番組を重点的に編成する。また、夜間の教養・娯楽番組を強化するなど視聴者の関心にこたえ、共感を得る多様な番組を積極的に開発する。なお、音声多重放送において、聴覚障害者向けの解説放送を実施するとともに、文字多重放送において、聴覚障害者向けの字幕番組を実施し、障害者向けサービスの拡充に努める。

教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・生徒学習番組を編成し、知的関心の高まりと心の豊かさを求める時代の要請にこたえる番組や障害者向け番組など、公共放送の真価を發揮する番組を積極的に編成し、充実を図る。

衛星放送は、第1テレビジョンにおいて、国際情報に加えて国内情報を含めた内外の多様な情報やスポーツを中心に1日24時間放送し、世界の動きに即応する機動的な編成を推進する。第2テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある番組を積極的に開発するなど文化・娯楽番組を中心とした編成を行い、技術実験時間を除き1日23時間20分放送する。

ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活様の多様化に即応したニュース・生活情報を提供することも、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図る。また、FM放送は、1日19時間放送し、高音質の特性を生かして、グラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。

地域から全国への情報発信を一層拡充するとともに、地域放送については、それぞれの地域

に応じたきめ細かな情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努めることとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供する。

なお、ハイビジョンについては、引き続きハイビジョンチャンネルで収録するとともに、新しい分野の番組開発を積極的に実施し、普及促進に努める。

これらに要する経費は、番組制作に1,529億7,148万円、番組の編成企画等に180億7,880万円で、総額1,680億5,028万5千円である。

イ 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、486億8,047万5千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,147億3,076万円となり、前年度1,989億6,334万1千円に対して、147億6,741万9千円の増額となる。

(2) 国際放送

国際放送については、放送時間を1日5時間拡充して65時間とし、日本の実情をいち早く正しく諸外国に伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。

このため、総額46億4,238万5千円となり、前年度45億8,708万9千円に対して、5,523万6千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、機動的・効果的な商業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額518億7,732万3千円となり、前年度494億8,078万3千円に対して、23億9,054万円の増額となる。

(4) 受信対策
受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。
このため、総額 16 億 9,911 万 4 千円となり、前年度 16 億 2,124 万 8 千円に対して、7,786 万 6 千円の増額となる。

(5) 広報
協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。
このため、総額 26 億 6,709 万 4 千円となり、前年度 25 億 7,862 万 3 千円に対して、8,847 万 1 千円の増額となる。

(6) 調査研究
調査研究については、放送の発展を図るために、視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。また、新しい技術の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。
このため、総額 63 億 6,332 万 3 千円となり、前年度 60 億 2,405 万 6 千円に対して、3 億 3,926 万 7 千円の増額となる。

(7) 給与
給与については、適正な水準の維持を図る。
これに要する経費は、総額 1,443 億 8,616 万 4 千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、退職者の演等により、総額 477 億 1,486 万 9 千円となり、前年度 488 億 3,060 万 3 千円に対して、11 億 1,612 万 4 千円の減額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額 133 億 4,688 万 4 千円となり、前年度 126 億 419 万円に対して、7 億 4,269 万 4 千円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会員施設等の一般供用、貯蓄及び放送番組の受託制作等を行なう。

これらに係る収入は 6 億 200 万円、支出は 5 億 1,300 万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

イ 受信料見込件数		ア 有料契約見込件数			
区	分	平成 6 年度	平成 5 年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		27,184,000	27,478,000	△	295,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		2,152,000	2,043,000	109,000	
年 度 内 解 約 件 数		2,497,000	2,838,000	159,000	
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△	345,000	295,000	△	50,000

イ 受信料免除見込件数		ア 普通契約見込件数			
区	分	平成 6 年度	平成 5 年度	増	減
年 度 初 頭 免 除 件 数		729,000	726,000	3,000	
年 度 内 新 規 免 除 件 数		34,000	36,000	△	2,000
年 度 内 解 約 件 数		34,000	33,000	1,000	
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△	0	3,000	△	3,000

イ 受信料免除見込件数		ア 有料契約見込件数			
区	分	平成 6 年度	平成 5 年度	増	減
年 度 初 頭 契 約 件 数		864,000	969,000	△	105,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数		53,000	53,000	0	0
年 度 内 解 約 件 数		158,000	158,000	0	0
年 度 内 增 加 契 約 件 数	△	105,000	△	105,000	0

(3) 極星カラー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成6年度	平成5年度	増減
年度初頭契約件数		5,753,000	4,859,000	794,000
年度内新規契約件数		1,250,000	1,126,000	124,000
年度内解約件数		403,000	332,000	74,000
年度内増加契約件数		844,000	794,000	50,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成6年度	平成5年度	増減
年度初頭免除件数		13,000	10,000	3,000
年度内新規免除件数		3,000	3,000	0
年度内解約件数		1,000	0	1,000
年度内増加免除件数		2,000	3,000	△ 1,000

(4) 極星普通契約
有料契約見込件数

区	分	平成6年度	平成5年度	増減
年度初頭契約件数		35,000	30,000	5,000
年度内新規契約件数		9,000	9,000	0
年度内解約件数		4,000	4,000	0
年度内増加契約件数		5,000	5,000	0

(5) 特別契約
有料契約見込件数

区	分	平成6年度	平成5年度	増減
年度初頭契約件数		13,000	12,000	1,000
年度内新規契約件数		1,000	1,000	0
年度内解約件数		0	0	0
年度内増加契約件数		1,000	1,000	0

（参考1）
有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	極星カラー契約	普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		27,184,000	864,000	5,753,000	35,000	13,000	33,849,000
年度内増加契約件数	△	345,000	△ 105,000	844,000	5,000	1,000	400,000
年度末契約件数		26,839,000	759,000	6,597,000	40,000	14,000	34,249,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

（参考2）
支払区分別受信契約件数

イ カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		5,118,000	21,611,000	455,000	27,184,000
年度内増加契約件数	△	875,000	△ 150,000	780,000	△ 345,000
年度末契約件数		4,143,000	21,461,000	1,235,000	26,839,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

ロ カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		183,000	54,000	1,000	238,000
年度内増加契約件数	△	2,000	1,000	2,000	1,000
年度末契約件数		181,000	55,000	3,000	239,000

(外) 沖縄県

(2) 普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	304,000	541,000	19,000	864,000
年度内増加契約件数	△ 69,000	△ 60,000	24,000	△ 105,000
年度末契約件数	235,000	481,000	43,000	759,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	1,000	0	10,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	△ 1,000	0
年度末契約件数	8,000	1,000	0	9,000

(3) 繁星カラー契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	496,000	5,163,000	94,000	5,753,000
年度内増加契約件数	△ 116,000	804,000	156,000	844,000
年度末契約件数	380,000	5,967,000	250,000	6,597,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	8,000	13,000	1,000	22,000
年度内増加契約件数	2,000	2,000	0	4,000
年度末契約件数	10,000	15,000	1,000	26,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(4) 繁星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	8,000	26,000	1,000	35,000
年度内増加契約件数	0	5,000	0	5,000
年度末契約件数	8,000	31,000	1,000	40,000

1 資金計画の概要

平成6年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額6,339億5,575万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額6,333億6,200万円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,454億9,784万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,417億3,637万5千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、29億8,200万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金2億8,400万円、放送債券償還積立資産の戻入れ49億1,000万円、建設機械資産の戻入れ19億8,200万円、国際放送関係等交付金収入18億2,044万5千円、有価証券の売却498億8,000万円、受取利息その他の入金243億8,433万円を見込む。

以上により入金額は、総額 6,389 億 5,576 万円である。

3 出金の部
事業経費 4,856 億 3,786 万 6 千円、建設経費 600 億円、放送債券の償還 49 億 1,000 万円、長期借入金の返還 62 億 5,700 万円、出資 6 億 5,000 万円、放送債券償還積立資産への繰入れ 31 億 3,850 万円、有価証券の購入 526 億 9,100 万円、支払利息その他の出金 156 億 6,263 万 4 千円を合わせて出金額は、総額 6,323 億 6,200 万円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。
(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	40,463,000	40,763,978	42,977,268	48,764,447	—
2 受放送債券料	167,357,349	125,458,668	181,985,554	159,253,579	633,955,750
长期借入金	160,895,704	104,558,120	176,064,322	100,221,229	541,736,376
固定資産売却代金	0	0	0	0	0
放送債券償還積立資産戻入れ	4,069	271,726	4,089	4,066	284,000
建設積立資産戻入れ	0	0	0	4,910,000	4,910,000
交付金収入	452,145	454,519	454,519	1,982,000	1,982,000
有価証券売却受取利息その他の入金	100,000	13,705,000	100,000	35,976,000	49,980,000
3 出事業経費	167,056,371	123,245,878	176,988,375	169,981,576	633,962,000
建設積立資産戻出し	122,773,234	105,743,804	129,941,343	127,479,395	485,937,886
放送債券償還	11,328,351	12,886,355	13,795,039	21,991,255	60,000,000
長期借入金返還	0	0	0	4,910,000	4,910,000
放送債券償還積立資産戻入れ	6,257,000	0	0	0	6,257,000
出資	10,100	25,000	565,000	49,900	650,000
建設積立資産戻入れ	0	0	0	4,415,000	4,415,000
有価証券購入	23,505,000	100,000	28,986,000	100,000	52,981,000
支払利息その他の出金	3,182,686	4,491,429	3,110,993	4,877,526	15,862,634
4 期末資金有高	40,763,978	42,977,268	48,764,447	41,056,750	—

日本放送協会平成 6 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
案、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

日本放送協会平成 6 年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適

当なものと認める。
なお、協会は、極力長期にわたり受信者の負担増を免さないため、引き続き業務の効率化による経費の節減と受信料収入の確保に努めるとともに、「平成 2 ~ 6 年度収支予算」終了後における事業運営の在り方について検討を行うことが必要であり、また、事業計画等の実施に当たっては、特に下記の点に配慮すべきである。

- 記
1 豊かな放送番組の提供と公正な報道を行い、放送番組の充実・向上に努めること。
また、衛星第 2 放送においては、難視聴解消を目的とする放送を十分確保していくこと。
2 衛星契約を含む受信契約の締結及び受信料の収納の効率的・効果的な促進に努めること。
3 國際放送の一層の充実に努めるとともに、映像による放送番組の國際交流を積極的に推進すること。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成 6 年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第 87 条第 2 項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

概要
日本放送協会[平成 11 年 6 月] 第 3 回会計報告書[平成 11 年 6 月] 第 3 回会計報告書
1 本件の由来
本件は、日本放送協会の平成 6 年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第 87 条第 2 項の規定による郵政大臣の意見を付されたものです。
なお、本件より、「次号に記載するところによれば、
本件の観点
取扱い算定が、受信契約料の収取や、新規契約の締結及び予算超過額並びに取扱い算定別金額を、事業計画が、計画財源、建設計画、事業運営計画、受信契約料数及び賃貸料額などを示す予算超過額並びに取扱い算定が、資金計画が、取扱い算定及び事業計画に基づいて資金の収入の計画を定めてある。」
1 取扱い算定
1 取扱い算定の額が、前年度いや、次の歳の予算によっても、

官 報 (号 外)

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置として、次の表のとおりとする。

(二) 収支予算の見積は、次のとおりである。

一
般
基
定
事
業
收

事業支出

(資本收支)

卷之三

資本收支差金

を資本支出に充

七言律詩

萬葉集

事業支出

文、事業又

五億四千八百五

宋詩

衛星放送地上設

衛星放送地上設備の整備を行うなど衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するとともにハイビジョン設備の整備、外国電波混信等による難視聴地域に対する補充的

2
事業計画

五億四千八百万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

六億二百万円
五億三千三百万円
八千九百万円

かテレビジョン放送局の建設を行うほか、地方放送会館の整備、地域放送充実のための放送機器の整備を行う。

(1) 国内放送については、公正な報道に徹し、国際情勢を的確に伝えるとともに政

報(号外)

治・経済の課題をはじめとした国民的問題に積極的に取り組むなど、ニュース・情報番組の一層の充実を図り、あわせて充足感ある大型企画番組を重点的に編成する。また、夜間の教養・娛樂番組を強化するなど視聴者の関心にこたえ、共感を得る多様な番組を積極的に開発する。

また、衛星放送については、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、国際情報に加えて国内情報を含めた内外の多様な情報やスポーツを中心とする情報、魅力ある文化・娯楽番組の編成を行う。

ハイビジョンについては、引き続きハイビジョンチャンネルに参画するとともに、新しい分野の番組開発を積極的に行い、普及促進に努める。

国際放送については、放送時間拡充して、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するところに云えるため、番組の充実刷新を行う。

(2) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、積極的・効果的な営業活動を行い、受信契約

の増加と受信料の確実な収納に努める。

また、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図る。映像情報の海外発信を強化するため、関係する法人に対しても出資を行う。

また、受託業務等については、会員施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行なう。

(二) 有料契約件数

年度初頭契約件数を三千三百八十四万九千件、年度内増加契約件数を四十万件、年度末契約件数を三千四百二十四万九千件と見込んでいる。

(三) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して、年度内に二百五十人の純減を行い、要員を一万三千一百六十三人とする。

3 資金計画

平成六年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額六千三百三十九億五千五百七十五万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額六千三百三十三億六千二百万円をもって施行する。

日本放送協会の平成六年度收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した。

た次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年三月二十五日

通信委員長 高橋 一郎

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由をより一層確保することともに、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めること。

一 協会は、今後のメディアの発展状況、多媒体・多チャンネル化の進展にかんがみ、視聴者の要望を反映しつつ将来における公共放送としての長期的展望の確立に努めるとともに、保有メディアのあり方についても検討を行うこと。

右

平成六年三月十一日

内閣総理大臣 細川 譲

内閣総理大臣 細川 譲

奈良群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成六年度收支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決したこと。

(奈良群島振興開発特別措置法の一部改正)
第一条 奈良群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

一 衛星放送については、難視聴解消の目的を十分踏まえつつ、番組の充実、ハイビジョンの実用化の促進に努めること。また、国境を越えるテレビジョン放送の現状にかんがみ、早期にその対応を明示すること。

一 協会は、国際化の進展に対応して映像メディアによる国際交流をより一層推進するとともに、国際放送の充実にさらに努めること。

一 協会は、地域放送の一層の充実、強化を図ることともに、その実施に当たっては、地域社会の発展に資するよう各地域の特性に応じた編成を積極的に推進するとともに、その全国放送番組の拡充に努めること。

第二条第一項中第八号を第十二号とし、第七号を削り、第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を削り、第三号を第九号とし、同号の前に次の四号を加える。

五 生活環境の整備に関する事項

六 保健衛生の向上に関する事項

七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

八 医療の確保に関する事項

第一条第一項第二号を削り、同項第一号中「整備」の下に「その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項

二 地域の特性に即した農林漁業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

三 観光の開発に関する事項

第四条第二項中「昭和五十九年度」を「平成六年度」と、「十箇年」を「五箇年」に改める。

第六条の次に次の七条を加える。

(地方債についての配慮)

第六条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起これば地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政

号を削り、第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、第四号を削り、第三号を第九号とし、

同号の前に次の四号を加える。

五 生活環境の整備に関する事項

六 保健衛生の向上に関する事項

七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

八 医療の確保に関する事項

第一条第一項第二号を削り、同項第一号中「整備」の下に「その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項

二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦による保健指導等の活動

五 医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 鹿児島県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

第六条の四 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第六条の五 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

第六条の五第一項中「平成六年三月三十日」を「平成十一年三月三十日」に改める。

附則第三項中「平成六年三月三十日」を「平成十一年三月三十日」に改める。

別表地すべり防止施設の項中「又は市町村長」を削る。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一一部改正)

第一条 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五箇年」を「十箇年」に改め十条の四第一項第二号に規定する便宜を供与する。

状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(医療の確保)

第六条の三 鹿児島県知事は、奄美群島における医療を確保するため、振興開発計画に基づいて、無医地区に因し次に掲げる事業を実施しなければならない。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令の定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

第六条の七 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第六条の八 国及び地方公共団体は、奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第六条の九 国及び地方公共団体は、奄美群島における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十二号)第

第八条の次に次の二条を加える。

(地方債についての配慮)

第八条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起とす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十三条の次に次の二条を加える。

(交通の確保等についての配慮)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上等を図るために、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

附則第二項本文中「平成六年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成六年度」を「平成十一年度」に改める。附則第六項中「平成六年分」を「平成十一年分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下「新奄美法」という。)別表の規定は、平成六年度の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

3 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成六年度以降に繰り越される国(の負担金又は補助金に係るものは、新奄美法第一項に規定する振興開発計画とみなして、「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項まで及び第十二条の規定を適用する。

4 新計画が決定されるまでの間に、平成六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

理 由

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続いこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長、新たな奄美群島振興開発計画の策定、小笠原諸島振興開発計画の改定その他のこれらの地域の振興開発のため必要な措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

五条第一項に規定する振興開発実施計画(次項において「振興開発実施計画」という。)で平成六年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画(次項において「振興開発計画」という。)の変更規定は、公表の日から施行する。

一 議案の目的及び要旨
本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続いこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法について有効期限の延長、新たな奄美群島振興開発計画の策定、小笠原諸島振興開発計画の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正(1) 奄美群島振興開発計画の内容について所要の規定の整備を行うとともに、計画期間を平成六年度を初年度として五箇年とする。
(2) 地方債、医療の確保、交通の確保、情報の流通の円滑化、通信体系の充実、高齢者の福祉の増進、教育の充実、地域文化の振興等について配慮するものとする。

(3) この法律の有効期限を平成十一年三月三十日までとする。
2 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正(1) 小笠原諸島振興開発計画の計画期間を現行法の五箇年から十箇年に延長する。
(2) 地方債、交通の確保、情報の流通の円滑化、通信体系の充実等に配慮するものとする。

⁵ 第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興

(二) この法律の有効期限を平成十一年三月三十日までとする。

3 施行期日

この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、1の(二)及び2の(三)については、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対する別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成六年度一般会計予算(国土庁所管)に四百九億八千八百六十六万八千元が計上されている。

右報告する。

平成六年三月二十五日

建設委員長 鳥居 一雄

衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 奄美群島振興開発計画の策定及び小笠原諸島振興開発計画の改定に当たっては、地元市町村の意向を十分に尊重すること。

また、改正法の趣旨を踏まえ、ソフト施策の充実に努めること。

振興開発事業については、沖縄との均衡をも考慮しつつ、補助率、補助採択基準等について十分な配慮をすること。

二 奄美群島の特性に即した産業の振興を図るために、大島袖等地場産業の育成に努めるとともに、農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう農業基盤、交通基盤等の整備に特段の配慮をすること。

また、引き続き奄美群島振興開発基金の充実強化に努めること。

三 小笠原諸島における産業の振興を図るために、交通施設、農漁業施設、観光施設等の整備に特段の配慮をすること。

また、空港整備構想の推進を図るために諸課題の解決に努めるとともに、あわせて自然環境の保全にも十分留意すること。

また、空港整備構想の推進を図るために諸課題の解決に努めるとともに、あわせて自然環境の保全にも十分留意すること。

民の心情に十分配慮するとともに、「集団移転事業に類する措置」について推進すること。

官 報 (号 外)

平成六年二月十五日 衆議院会議録第十二号

明治三十五年三月三十一日
郵便局開設可

104

発行所	〒105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大藏省印刷局	
電話	(03) 3587-4294
定価	本号一部 (税込) 42円 送別料(税込) 4円 合計 46円